

阿見町議会会議録

平成30年第3回定例会

(平成30年9月7日～9月28日)

阿見町議会

平成30年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月7日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・議案第73号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	11
・議案第74号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	12
・議案第75号から議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	13
・議案第79号から議案第82号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・議案第83号から議案第90号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・阿見町決算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	28
・議案第91号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	28
・議案第92号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第93号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること	31
○散 会	32
◎第2号(9月10日)	33
○出席, 欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	33
○議事日程第2号	35
○一般質問通告事項一覧	36
○開 議	37
・一般質問	37
栗原 宜行	37

海野 隆	6 1
高野 好央	8 6
永井 義一	9 0
○散 会	1 1 0
◎第 3 号 (9 月 1 1 日)	1 1 1
○出席, 欠席議員	1 1 1
○出席説明員及び会議書記	1 1 1
○議事日程第 3 号	1 1 3
○一般質問通告事項一覧	1 1 4
○開 議	1 1 5
・一般質問	1 1 5
紙井 和美	1 1 5
難波 千香子	1 2 9
川畑 秀慈	1 5 4
柴原 成一	1 7 0
・休会の件	1 7 5
○散 会	1 7 5
◎第 4 号 (9 月 2 8 日)	1 7 7
○出席, 欠席議員	1 7 7
○出席説明員及び会議書記	1 7 7
○議事日程第 4 号	1 7 9
○開 議	1 8 1
・議案第 7 4 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 8 1
・議案第 7 5 号から議案第 7 8 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 8 2
・議案第 7 9 号から議案第 8 2 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 8 6
・議案第 8 3 号から議案第 9 0 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 9 2
・議案第 9 1 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 9 7
・議案第 9 2 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 9 8
・議案第 9 3 号 (委員長報告, 討論, 採決)	1 9 9
・議案第 9 4 号 (上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	2 0 0

・議案第95号（上程，説明，質疑，討論，採決）	205
・議員派遣の件	216
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	217
○閉 会	217

第 3 回 定例会

阿見町告示第171号

平成30年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月21日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 平成30年9月7日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成30年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月7日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月8日	(土)	休	会	・議案調査
第3日	9月9日	(日)	休	会	・議案調査
第4日	9月10日	(月)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月11日	(火)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第6日	9月12日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第7日	9月13日	(木)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第8日	9月14日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第9日	9月15日	(土)	休	会	・議案調査
第10日	9月16日	(日)	休	会	・議案調査
第11日	9月17日	(月)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第12日	9月18日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第13日	9月19日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第14日	9月20日	(木)	休 会		・議案調査
第15日	9月21日	(金)	休 会		・議案調査
第16日	9月22日	(土)	休 会		・議案調査
第17日	9月23日	(日)	休 会		・議案調査
第18日	9月24日	(月)	休 会		・議案調査
第19日	9月25日	(火)	休 会		・議案調査
第20日	9月26日	(水)	休 会		・議案調査
第21日	9月27日	(木)	休 会		・議案調査
第22日	9月28日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 7 日]

平成30年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成30年9月7日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
監査委員	佐藤修一君
町長公室長	篠崎慎一君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
高齢者福祉課長	湯原勝行君
道路公園課長	林田克己君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成30年9月7日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第74号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第79号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第83号 平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 87 号 平成 29 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 88 号 平成 29 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 89 号 平成 29 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 90 号 平成 29 年度阿見町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第 91 号 朝日中学校増築工事請負契約について

日程第10 議案第 92 号 土地の取得について

日程第11 議案第 93 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたが、会議に入る前に一言申し上げます。

9月4日に関西地方に上陸した台風21号及び9月6日午前3時8分ごろに発生した北海道胆振東部地震に際し、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々へのお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、ただいまから平成30年第3回阿見町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表により進めたいと思います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

16番 久保谷 実 君

17番 倉持松雄君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る8月31日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成30年第3回定例会につきまして、去る8月31日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月28日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、

提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目から3日目までは，休会で議案調査。

4日目，9月10日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

5日目，9月11日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

6日目，9月12日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，総務所管分。

7日目，9月13日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，民生教育所管分。

8日目，9月14日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，産業建設所管分。

9日目から11日目までは，休会で議案調査。

12日目，9月18日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後2時から民生教育常任委員会。

13日目，9月19日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

14日目から21日目までは，休会で議案調査。

22日目，9月28日は最終日となりますが，午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（吉田憲市君） それではお諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から9月28日までの22日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって，会期は本日から9月28日までの22日間と決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に，日程第3，諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありますので，これを許します。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。

本日は平成30年第3回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

ます。

早速ではありますが、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告いたします。

当町における平成29年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える早期健全化段階にあると判断とされる早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成29年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第73号から議案第93号、以上23件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、要請書（茨城県平和友好祭実行委員会）及び臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の2件であります。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりでございます。

次に、監査委員から平成30年5月分から平成30年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成30年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月6日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第73号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて，提案理由を申し上げます。

本案は，平成30年5月24日，阿見町大字曙430番地の町営曙アパート5号棟において，排水管の共用部分の詰まりにより排水が漏れ出し，入居者の家電等を破損させてしまいました。そのため国家賠償法の規定により町に賠償責任が生じたため，地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて，同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので，同条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますよう，よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号については，会議規則第39条3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第73号については，原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって，議案第73号については，原案どおり承認することに決しました。

議案第74号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第74号、阿見町文化芸術振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第74号の阿見町文化芸術振興基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年4月、当町に現金1,000万円の寄附があり、その用途については、町の文化芸術の振興に充てていただきたいとの意向であることから、基金として積み立て、その目的に沿った事業に充てるために本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第75号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第76号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第77号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第78号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に，日程第6，議案第75号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第76号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第77号，阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について，議案第78号，阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について，以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第75号から議案第78号までの条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

議案第75号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町道の駅運営検討委員会及び阿見町道の駅指定管理予定者選定委員会につきましては，それぞれの役割が終了したため廃止するものであります。阿見町道の駅整備事業検証委員会につきましては，これまで追原を予定地として進めてきた道の駅整備事業の検証を行うために設置するものであります。

議案第76号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

道の駅運営検討委員会委員，道の駅指定管理予定者選定委員会委員につきましては，附属機関の廃止に伴い，その委員の報酬等を削除するものであります。道の駅整備事業検証委員会委員につきましては，附属機関の設置に伴い，その委員を非常勤特別職として追加するものであります。

生徒指導支援員につきましては，児童生徒が安心して学ぶことのできる環境を確保するため，新たに教育委員会に置く生徒指導支援員の報酬等を追加するものであります。

議案第77号の阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域密着型サービス事業について、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けるようにするという地域密着型サービスの趣旨に鑑み、町における施設、居住系サービスの適正な運用と利用を確保するために、利用に関する要件について所要の改正を行うものであります。

議案第78号の阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域密着型介護予防サービスについて、議案第77号と同様の理由により、利用に関する要件について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件につきましては委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） おはようございます。

議案第76号のですね、この生徒指導支援員についてちょっとお伺いしたいんですけども、今、教育委員会のほうに置くということをお話聞いたんですけども、具体的にこれは生徒指導ですから中学校になるわけですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長、朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

一応ですね、今回は小学校及び中学校において児童生徒の安心して学ぶことができる環境を確保するためということで、一応学校については小学校、中学校を対象にしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、具体的にこれ今、人数はどのぐらいを考えてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長、朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。今は一応2名ということで予定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号から議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第79号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第80号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第80号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、以上4件についてを一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第79号から議案第82号までの平成30年度一般会計ほか3件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第79号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は既定の予算額に1億8,893万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ162億8,714万3,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定により減収補填特例交付金を増額。

第11款地方交付税では、交付額の確定により普通交付税を増額。

第17款財産収入で、荒川本郷地内の町有地の土地売り払い代金を新規計上。

第18款寄附金では、文化芸術振興基金指定寄附金を新規計上。

第20款繰越金では、財源調整のため前年度繰越金を増額。

第22款町債では、起債限度額の確定により臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページから歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、財産管理費で、職員に対し飲酒運転根絶の徹底を図るため、アルコール検知器購入費用を新規計上。地域安全対策費で、防犯カメラ設置工事費を新規計上。道の駅整備推進費で、道の駅整備事業凍結見直しに係る指定管理予定者への賠償金等、道の駅整備再検討事業を増額。

第3款民生費では、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査委託料を新規計上。保育所費で、新規の家庭的保育者に対する講習費用を新規計上。

第4款衛生費では、環境整備費で、動物死体火葬委託料を新規計上。

第6款商工費では、商工業振興費で、額の確定に伴い企業立地等促進奨励金を増額。

第7款土木費では、道路新設改良費で、調査委託料、設計委託料等を増額。街路事業費で、都市計画道路寺子・飯倉線整備に係る測量委託料、物件移転補償費等を新規計上。

第8款消防費では、消防施設費で、消火栓工事負担金を増額。

第9款教育費では、事務局費で、生徒指導支援員報酬、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に係る講師謝礼等を新規計上。小学校費及び中学校費の教育振興費で、新入学児童生徒への学用品の支給時期の前倒しに伴い、準要保護就学援助費を増額。公民館費で、陶芸窯の故障に伴い、陶芸窯の購入費用を新規計上。

第12款諸支出金では、町有地の売却代金を公共公益施設整備基金へ、指定寄附金を文化芸術振興基金へ積み立てるため、基金積立金を増額するものであります。

5ページ、第2表債務負担行為補正については、都市計画道路寺子・飯倉線用地取得費に係る債務負担行為を追加。

第3表地方債補正については、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

議案第80号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に4,269万9,000円を追加。歳入歳出それぞれ52億1,090万5,000円とするものであります。

その内容は、一般管理費で、制度変更に伴い電算システム委託料を増額。償還金で、療養給付費等負担金の前年度額確定に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

議案第81号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に258万円を追加、歳入歳出それぞれ16億6,349万円とするものであります。

その主な内容は、一般管理費で、下水道接続工事費補助金等を増額するもので、その財源調整のため県支出金及び一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第82号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に254万円を追加、歳入歳出それぞれ1億4,314万6,000円とするものであります。

その内容は、一般管理費で農業集落排水設備設置工事費補助金を増額、小池地区施設管理費で汚泥脱水機の修繕のため施設修繕料を増額するもので、その財源調整のため県支出金及び一般会計繰入金等を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第82号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第83号	平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第84号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第86号	平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第87号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について

議案第88号 平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第83号、平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号、平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号、平成29年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第83号から議案第89号までの平成29年度一般会計歳入歳出の決算及び平成29年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案をいたします。

議案第90号、平成29年度水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案をいたします。

なお、各議案の詳細な内容などにつきましては、各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 報告いたします。平成29年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月20日及び

8月2日から8月21日までの間の延べ5日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

平成29年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、難波監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく難波千香子。

○議長（吉田憲市君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第83号について説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 議案第83号、平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成29年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を御用意ください。

1ページをお開きください。なお、括弧書きについては省略させていただきます。

平成29年度一般会計の決算額は、歳入総額182億6,863万5,000円、歳出総額173億1,882万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については12億9,916万6,000円の増、歳出については12億9,059万7,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は9億4,981万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2億7,131万1,000円を充てると、実質収支額は6億7,850万円となり、前年度と比較し、5,096万円の減となりました。

歳入の増額の主なものについては、町税が決算額77億3,709万8,000円で1億3,905万3,000円の増、国庫支出金が決算額28億2,032万3,000円で8億1,600万1,000円の増、県支出金が決算額11億891万9,000円で1億4,256万1,000円の増、町債が決算額24億580万円で4億9,830万円の増となりました。

減の主なものについては、地方交付税が決算額6億9,084万2,000円で6,248万9,000円の減、繰入金が決算額2億7,333万1,000円で4億2,503万6,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容について、まず町税では、法人所得の増加等に伴う法人町民税7,853万4,000円の増、家屋の新增築に伴う固定資産税5,500万5,000円の増などにより、増額と

なりました。

地方交付税では、普通交付税5,497万6,000円の減、特別交付税849万5,000円の減により、減額となりました。

国庫支出金では、新設小学校整備事業に係る公立学校施設整備費負担金3億4,189万7,000円の増、保育所等整備交付金1億8,450万円の皆増、社会資本整備総合交付金1億4,530万6,000円の増、学校施設環境改善交付金1億1,322万7,000円の増などにより、増額となりました。

県支出金では、国民体育大会競技施設整備費補助金1億507万円の皆増、放課後児童クラブ整備費補助金1,503万8,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰入金では、財政調整基金繰入金4億5,514万7,000円の皆減、公共公益施設整備基金繰入金1,600万2,000円の増、土地区画整理事業特別会計繰入金2,204万6,000円の皆増などにより、総額では減額となっております。

町債では、社会資本整備総合交付金事業債1億1,760万円の減、学校施設整備事業債5億6,200万円の増、道路舗装修繕事業債3,020万円の皆増などにより、増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず議会費では、議員報酬関係経費179万4,000円の増などにより、議会費全体の決算額は1億4,456万4,000円で、85万8,000円の増となりました。

総務費では、庁舎維持管理費1億284万7,000円の減、道の駅施設整備事業2億1,286万7,000円の皆増などにより、総務費全体の決算額は17億1,419万3,000円で、1億3,098万円の増となりました。

民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金1億896万円の皆減、保育所整備事業2億226万1,000円の増、放課後児童施設整備事業1億1,230万円の増、認定こども園管理運営事業2億1,903万5,000円の増などにより、民生費全体の決算額は54億1,691万5,000円で、4億3,934万5,000円の増となりました。

衛生費では、霞クリーンセンター維持管理費4,768万1,000円の増、さくらクリーンセンター維持管理費1,736万4,000円の減、牛久市・阿見町斎場組合負担金1,371万9,000円の減などにより、衛生費全体の決算額は11億759万2,000円で、889万9,000円の減となりました。

農林水産業費では、地域農業活性化事業450万円の皆減、農業集落排水事業特別会計繰出金1,196万1,000円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は2億4,841万2,000円で、524万3,000円の増となりました。

商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業3億4,348万4,000円の減、かわまちづくり推進事業1,075万7,000円の皆減などにより、商工費全体の決算額は1億2,892万8,000円で、3億6,463万4,000円の減となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業3,546万1,000円の減、道路新設改良事業5,934万4,000円

の減、圏央道北東エリア連携交流軸形成事業2,525万円の皆減、公園緑地整備事業7,305万7,000円の増などにより、土木費全体の決算額は19億6,185万6,000円で、5,184万9,000円の減となりました。

消防費では、消防機械力整備事業1,455万3,000円の皆増、消防水利整備事業356万円の減などにより、消防費全体の決算額は6億6,043万5,000円で、1,324万4,000円の増となりました。

教育費では、認定こども園支援事業1億6,313万8,000円の皆減、新設小学校整備事業9億4,031万2,000円の増、町民体育館維持管理費1億1,508万7,000円の減、国民体育大会施設整備事業1億9,766万5,000円の皆増などにより、教育費全体の決算額は44億8,037万6,000円で、10億9,687万7,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費3,085万8,000円の増、利子償還費1,165万3,000円の減により、公債費全体の決算額は13億9,872万9,000円で、1,920万5,000円の増となりました。

諸支出金では、公共公益施設整備基金費650万2,000円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費358万円の増などにより、諸支出金全体の決算額は5,682万4,000円で、1,022万7,000円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が65億8,108万4,000円で1億5,223万6,000円の増となり、歳出総額の38.0%を占め、その内訳については、人件費が基本給や期末勤勉手当の増などにより7,839万8,000円の増、扶助費が障害者介護給付事業3,571万円の増、障害者訓練等給付事業3,352万8,000円の増などにより5,463万3,000円の増、公債費が臨時財政対策債に係る元金償還費の増などにより、1,920万5,000円の増となりました。

物件費については、備品購入費で、新設小学校整備に伴う備品購入費の皆増などにより、1億1,325万8,000円の増、委託料で地域再生計画策定業務委託料の皆減、行政情報ネットワーク運営事業電算委託料の減などにより、8,656万5,000円の減となり、7,042万7,000円の増となりました。

普通建設事業については、新設小学校整備事業8億1,835万6,000円の増、道の駅施設整備事業2億1,286万6,000円の皆増などにより、14億2,016万7,000円の増となりました。

維持補修費については、道路橋梁維持補修事業843万5,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費588万9,000円の増などにより、1,669万円の増となりました。

補助費等については、企業立地奨励金3億4,341万7,000円の減、圏央道北東エリア連携交流軸形成事業負担金2,525万円の皆減などにより、3億6,822万3,000円の減となりました。

繰出金については、国民健康保険特別会計繰出金5,049万9,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金1,369万9,000円の増、介護保険特別会計繰出金1,210万5,000円の増などにより、1,071万3,000円の減となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算について説明いたしました。詳細につきましては、本書の4ページから44ページ並びに阿見町歳入歳出決算書の8ページから391ページを御参照ください。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第84号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第84号、平成29年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから49ページを御参照いただきたいと思います。

平成29年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額60億1,965万円、歳出総額56億697万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億7,020万2,000円の減、歳出については2億4,554万9,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は4億1,267万3,000円となり、1億2,465万3,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額10億7,962万8,000円で、前年度と比較し、8,831万5,000円の減、国庫支出金が決算額11億6,846万9,000円で2,268万5,000円の減、療養給付費等交付金が決算額4,169万6,000円で1億663万2,000円の減、前期高齢者交付金が決算額13億4,745万3,000円で943万9,000円の減、県支出金が決算額2億9,709万1,000円で4,265万8,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額32億7,515万6,000円で1億6,609万6,000円の減、後期高齢者支援金等が決算額6億9,367万1,000円で2,392万円の減、介護納付金が決算額2億6,268万8,000円で735万1,000円の減、共同事業拠出金が決算額11億7,356万4,000円で8,239万3,000円の減となりました。

以上、決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書の395ページから439ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第85号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第85号、平成29年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをごらんください。

平成29年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額18億4,936万6,000円、歳出総額18

億2,145万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億7,880万8,000円の減、歳出につきましては3億8,100万7,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は2,791万円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,833万3,000円を充てると、実質収支額は957万7,000円となり、前年度と比較し、200万4,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額975万6,000円で425万6,000円の増、使用料及び手数料が決算額6億8,593万7,000円で1,398万5,000円の増、国庫支出金が決算額2億5,690万2,000円で1億8,807万6,000円の減、県支出金が決算額1億5,890万2,000円で4,081万7,000円の減、繰入金が決算額5億7,780万円で202万1,000円の増、町債が決算額1億2,470万円で1億3,420万円の減となりました。

歳出の主なものにつきましては、下水道費が決算額11億1,889万4,000円で3億7,418万6,000円の減、公債費が決算額7億256万2,000円で682万1,000円の減となりました。

以上で、平成29年度公共下水道事業特別会計決算の概要について説明を終わりにいたしますけれども、詳細につきましては決算書の440ページから464ページを御参照願います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第86号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 引き続きまして、議案第86号、平成29年度土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをごらんください。

平成29年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額2,214万5,000円、歳出総額2,214万5,000円となり、前年度と比較し、歳入については44万8,000円の増、歳出につきましては2,158万6,000円の増となりました。

この土地区画整理事業特別会計は平成29年度をもって廃止となり、土地区画整理事業特別会計に属する権利及び義務は一般会計に帰属することから、歳入歳出差し引きで余剰となる額を一般会計に繰り出して清算を行いました。

以上、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要の詳細について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の466ページから475ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第87号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第87号、平成29年度農業集落排水事業特別会

計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから61ページをごらんください。

平成29年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億2,319万円、歳出総額1億2,184万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については1,645万円の減、歳出につきましては1,632万7,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は134万4,000円となり、前年度と比較し、12万3,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額106万9,000円で60万7,000円の増、使用料及び手数料が決算額2,502万8,000円で28万3,000円の増、県支出金が決算額85万5,000円で583万7,000円の減、繰入金が決算額8,983万9,000円で1,237万9,000円の増、諸収入が決算額173万2,000円で100万6,000円の増、町債が決算額120万円で1,230万円の減、国庫支出金が200万円で皆増となりました。

歳出の主なものにつきましては、管理費が決算額4,681万8,000円で1,177万4,000円の減、公債費が決算額7,502万8,000円で148万4,000円の増、積立金が決算額603万7,000円皆減となりました。

以上で、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について説明を終わりますけれども、詳細につきましては、決算書の476ページから499ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第88号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第88号、平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の63ページから67ページを御参照いただきたいと思います。

平成29年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額31億6,842万8,000円、歳出総額30億

5,389万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については9,299万1,000円の増、歳出については7,718万2,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1億1,453万4,000円となり、前年度と比較し、1,580万9,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、介護保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額8億999万4,000円で2,299万9,000円の増、国庫支出金が決算額6億354万5,000円で2,460万9,000円の増、県支出金が決算額4億3,294万8,000円で1,904万2,000円の増となりました。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより、決算額28億1,622万9,000円で7,104万7,000円の増、地域支援事業費が平成29年度制度変更により全体的な事業の見直しを行い、介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで、決算額7,812万6,000円で2,088万3,000円の増、基金積立金が決算額8,000万円で増減なし、諸支出金が決算額742万9,000円で1,526万6,000円の減となりました。

以上、決算の概要につきまして御説明いたしましたけれども、詳細につきましては、決算書の501ページから551ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第89号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続きまして、議案第89号、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の69ページから71ページを御参照いただきたいと思います。

平成29年度後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額8億3,963万4,000円、歳出総額8億3,770万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については3,660万4,000円の増、歳出については3,601万4,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は192万8,000円となり、59万円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、保険料が決算額3億4,653万1,000円で、前年度と比較し、2,416万7,000円の増、繰入金が決算額4億8,346万7,000円で1,343万4,000円の増となりました。

また、歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額8億561万1,000円で4,135万7,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の553ページから569ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第90号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第90号、平成29年度阿見町水道事業会計決算について御説明をいたします。

阿見町歳入歳出決算書の585ページをお開き願いたいと思います。

それでは、御説明いたします。

給水件数は、前年度の1万6,520件から185件増の1万6,705件、給水人口は、前年度の4万798人から13人減の4万785人となりました。

年間総配水量は406万6,649立方メートルで、前年度より1万9,481立方メートル増加し、また、普及率は前年度より0.1ポイント減の85.9%になりました。

収益的収支は、水道事業収益12億1,059万6,698円に対し、水道事業費用9億9,405万5,502円となり、1億8,553万1,070円の純利益となりますが、純利益のうち1億97万1,313円につきましては、長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた8,455万9,757円が積立可能額となります。

事業収益中の主なものは、給水収益の10億1,806万6,533円で全体の84.1%を占めております。

事業費用中の主なものは、受水費の3億3,268万2,346円で全体の33.5%を占めております。

次に、資本的収支であります。資本的収入2億5,542万3,140円に対し、資本的支出は4億7,046万9,360円であり、資本的支出の主なものは、施工監理及び実施設計委託料5,261万1,132円、工事請負費3億6,141万8,040円、企業債償還金3,895万7,598円であります。

以上、決算の概要について御説明をいたしましたけれども、詳細につきましては、決算書の576ページから601ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） それでは、これより質疑を行います。なお、本案8件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号から議案第90号については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選を行います。

会議の再開は、決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開をいたします。

それでは、全協室のほうへお願いいたします。

午前11時18分休憩

午前11時24分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、御報告いたします。決算特別委員会の委員長は久保谷実議員、同じく副委員長は石引大介議員です。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第91号 朝日中学校増築工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第91号、朝日中学校増築工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第91号の朝日中学校増築工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、朝日中学校の生徒数増加に伴い、校舎の増築工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月29日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。

質疑を許します。

高野議員。

○4番（高野好央君） 今回一括での入札になってるんですけど、こういったの今まで入札を分けて、2つ、3つに分けて入札してたかと思うんですが、今回一括にした理由のほうをお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。こういった建物の工事の場合ですね、あさひ小学校も一括で工事を建築させていただきました。今回も朝日中学校の増築工事ということで、分離するよりもそのほうが安く済むということで、一括で工事を発注させていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第92号、土地の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第92号の土地の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画道路寺子・飯倉線の事業用地を取得するものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第93号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議案第93号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第93号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、道の駅整備事業凍結に伴い、株式会社ファーマーズ・フォレストと締結をした阿見町道の駅指定管理予定者に関する覚書による損害賠償金を支払うに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、その額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第12、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであります。内容はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のあるものの中から、議会の意見を聞いて町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっております。

任期は3年であります。

本件2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

よって本案2件は、原案どおり適任とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時34分散会

第 2 号

[9 月 10 日]

平成30年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月10日（第2日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
防災危機管理課長	白石幸也君
危機管理監(防災危機管理課 副参事兼課長補佐)	押切俊樹君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
学校教育課長	柴山義一君
学校給食センター所長	木村勝君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成30年9月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成30年第3回定例会

一般質問1日目（平成30年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 栗原 宜行	1. 災害から町民を守る備えは出来ているか 2. ふるさと納税を積極的に推進する取り組みは進んでいるか	町長・教育長 町 長
2. 海野 隆	1. 子どもたちと向き合う時間を増やす働き方改革について 2. 教育長としての任期満了に当たって、阿見町教育行政の課題は何か	教 育 長 教 育 長
3. 高野 好央	1. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室について	町 長
4. 永井 義一	1. 東海第二原発の避難計画について 2. 阿見町の待機児童の解消について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、議長の許可を得てから反問をしてください。

初めに、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の一般質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。一般質問をする前にですね、この二、三カ月に発生をしました災害で犠牲になられた方々と御遺族の皆さんに対し、深くお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今年はですね、1月から2月の中旬にかけて、日本海側では何度も大雪となりましたが、特に2月の中旬には、北陸地方で記録的な大雪となり、国道や高速道路が何十キロも通行どめになりました。北陸豪雪、福井豪雪と呼ばれる甚大な被害になりました。東京もですね、1月の22日に大雪となり、交通機関で大混乱となったことは、もう記憶に新しいところでございます。

それから短い梅雨を経て、7月の豪雨。最高気温が40度を超すということで過去最高になった酷暑、猛暑の夏でした。そして、今までにない進路をとった台風もですね、例年20個が発生するんですけども、現在22号が発生しているということで、これも過去最高になっているということでございます。

そして、今月、北海道で発生した北海道胆振東部地震など、異常気象に伴う災害が頻発して

います。特に胆振地方は、大雪、大雨、地震と、今回9月までに3回もですね、被害に遭われてるということで、本当に言葉もございません。共通する言葉は、過去最高であるとか、計測史上最高だということで、今までの経験値がですね、ほとんど予想できないということでございます。しかし、それでも危険を回避しなければならいということでございます。

阿見町もですね、初めて発令がございました。そこでですね、阿見町の防災について、災害から町民を守る備えは本当にできているのか、そのことについて5点ほど伺いをいたします。

1つ、町内における直近3カ月の災害発生状況、並びに8月8日に発令された避難準備の情報について。

2、今年度改組した危機管理課の概略と趣旨はどのようなものなのか。

3、町民に対する防災に対する啓発はどのように行っているのか。

4、7月8日に実施された災害図上訓練の課題と評価について。

5、猛暑に対する町内児童生徒への対応はどのように行ったのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。栗原議員の、災害から町民を守る備えは出来ているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、町内における直近3カ月の災害発生状況、並びに8月8日に発令された避難準備の情報についてであります。

直近3カ月の町内での災害発生状況ですが、7月16日の月曜日、17時22分に、茨城県北部及び南部に竜巻注意情報が発表され、防災危機管理課の職員をもって災害警戒に備える注意配備体制をとりましたが、竜巻の発生はなく、被害はありませんでした。

次に、台風12号の接近に伴い、7月28日の土曜日、14時35分に大雨警報が発表され、防災危機管理課及び道路公園課の災害対策関係課職員をもって災害警戒に備える警戒配備体制をとりましたが、町内での被害はなく、同日22時40分に大雨警報が解除になり、警戒配備体制も解除しております。

続いて、台風13号の接近に伴い、8月8日の水曜日、気象台等からの台風情報を注視しながら注意配備体制をとっておりましたが、同日16時53分の大雨・暴風警報の発表により、警戒配備体制へと移行し、特になげ崩れ発生の危険性のある土砂災害警戒区域周辺に居住する住民の安全確保に万全を期するため、土砂災害警戒区域内の居住者を対象に、17時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所として、かすみ公民館と舟島ふれあいセンターの2カ所を開設

いたしました。

また、避難行動要支援者への対応としまして、福祉担当部局において、土砂災害警戒区域を持つ行政区の区長と民生委員児童委員へ、避難支援の要請があった場合の協力要請を行っております。

町内の被害状況であります。倒木3カ所のほか、電線の支線の緩みがありました。

避難所への避難状況であります。かすみ公民館へ自主避難された方が3世帯5名、舟島ふれあいセンターへ避難された方が1世帯2名おりましたが、翌朝には全員帰宅されております。

また、台風が通過し災害の危険性が低くなったとして、翌日10時に避難準備・高齢者等避難開始を解除し、避難所も全て閉鎖しました。その後、10時33分に大雨警報が解除、14時22分には暴風警報解除となり、同時に警戒配備体制も解除しております。

さらには、8月13日の月曜日、16時ごろから雷の影響により町内で停電が発生しており、16時54分には大雨警報が発表され、注意配備体制をとりました。被害状況としては、道路冠水が2カ所、落雷による立木火災が1件、停電に関しては一時的に1,300件余りの停電情報がありました。同日17時24分に全て復旧しました。その後、18時55分に大雨警報が解除となり、注意配備体制も解除しております。

次に、火災発生状況ですが、8月17日の金曜日に鈴木地内で建物火災があり、専用住宅が1軒全焼しております。

このほか、今年も記録的な暑さが続き、災害レベルの高温が各地で観測されています。県内でも気象庁の土浦観測所におけるデータによると、一日の最高気温が35度以上を超えた猛暑日が、7月は8日間、8月は5日間でありました。このような状況から、町では、最高気温が35度以上になることが予想される場合に、気象庁から都道府県単位で発表される高温注意情報を基準に、防災行政無線による熱中症への注意喚起の放送を行っております。7月30日の放送開始から8月末までで9回放送を行っております。

2点目の、今年度改組した防災危機管理課の概略と趣旨はどのようなものかについてであります。

今年7月、行政課題や町民ニーズに柔軟に対応し、住民サービスのさらなる向上を目指すため、行政組織機構の見直しを行いました。その1つとして、空き家対策を強化するため、関連する業務とあわせて一体的に取り組む体制を構築することとして、これまで空き家対策を所管してきた交通防災課の交通防犯係を環境政策課と統合して生活環境課とし、防災係と消防係については防災危機管理課へと改めたところであります。

防災危機管理課としましては、消防団業務を含め防災業務に特化した担当課となり、災害発生時に即対応する部署として、今後は、より一層の町の防災・減災の推進に務めてまいります。

3点目の、町民に対する防災に対する啓発はどのように行っているかについてであります。

防災・減災の要となるのは、自分のことは自分で守る自助が基本であり、町では、町民の皆様の防災意識の向上と災害に関する知識の啓発を図るため、災害に備えての準備と災害が起きたときの対処方法をまとめた防災ハンドブックを平成27年10月に作成し、全世帯へ配布しました。

また、土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップについては、対象区域を持つ行政区の全世帯へ配布しており、出水期前には、大雨による水害や土砂災害への注意喚起、防災情報の入手方法などについて、広報紙へ掲載しているところでございます。

今後も引き続き大規模災害に備えるため、町民の皆様の防災意識の高揚を図り、地域の防災力の向上に努めてまいります。

次に、4点目の、8月7日に実施された災害図上訓練の課題と評価についてであります。

今回の訓練は、第2回災害対策本部設置・運営訓練と称し、大規模震災発生の初動から初期段階における災害対策本部の基本的な活動を訓練し、災害対応力の向上を図ることを目的とした訓練であり、管理職職員を主対象に、前回に引き続き、茨城県南部地震を想定し、発災3時間後から3日間の活動について訓練を実施しました。

本訓練の課題であります。平素の業務中に訓練を実施するため、短時間の訓練で最大の訓練成果を上げることが重要であり、発災後の初動対応、応急対策、復旧・復興等、災害対応の全局面の活動についてイメージアップさせるとともに、避難所、物資集積拠点等の具体的な開設・運営要領、物的基盤の確保、訓練の実施等の未整備事項の現状を認識させ、実際に活動ができるようにすること等が課題であると思われま。

また、訓練の評価につきましては、短時間の訓練で訓練目的はおおむね達成できたと思料しております。

特に、発災初期段階に行うべき具体的な活動、未整備事項の現状、訓練の必要性等の認識を助長できたとともに、管理職職員の状況判断能力の向上が図られたものと思われま。

今後も、避難所、物資集積拠点、医療救護所等の開設・運営訓練、防災リーダー育成等といった機能別訓練と連動しつつ、災害対策本部の練度の向上を図っていきたいと考えております。

5点目の、猛暑に対する町内児童生徒への対応はどのように行ったのかについては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 5点目の、猛暑に対する町内児童生徒への対応はどのように行ったのかについての質問にお答えします。

町内の各小中学校では、常時水筒を持参できるようになっております。高温や多湿時には、教師の判断で、授業中であっても適宜給水の時間を設けました。

1学期の終業式については、通常は体育館で実施していますが、各校の施設設備状況、児童生徒数の規模に応じて、各教室での放送や発表者の映像の配信・投影、エアコンがある多目的室での実施等、各学校で工夫した暑さ対策を行いました。

夏季休業中に小中学校で予定されていた学びの広場は、エアコン設置のない阿見第一小学校、阿見第二小学校、竹来中学校では中止、君原小学校では、近くの公民館での実施に変更しました。

また、夏季休業中の部活動についても、高温や多湿時には活動内容の軽減や見合わせなどの対応をしました。

体育祭、運動会の実施時期の変更について問合せ等をいただきましたが、各学校でPTAとも協議した結果、練習日程や方法を考慮した上で、予定どおりの実施ということで決定いたしました。

○議長（吉田憲市君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。それではですね、1点目から順に再質問のほうをさせていただきます。

町内の直近3カ月ということで発生状況を伺いましたけれども、阿見町はですね、災害に強い、比較的強い町だということと言われておりましたけれども、時系列に見ていけばですね、結構災害が発生していたということがわかりました。

その中でですね、避難準備の発令が8月8日にございましたけれども、これについて詳しくお伺いをいたします。

この8月8日の発令は、対象となる避難地域はどこですか、また世帯数と人数についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

8月8日の台風13号に伴い発令した避難準備、それから高齢者等避難開始の避難対象地域でございますけれども、土砂災害警戒区域が存在します立ノ越、青宿、新町、霞台、廻戸、大室、曙東、竹来、南島津、追原の10行政区であり、その中で206世帯、569名に対し発令をしたところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。206世帯、569名の方への対象ということですか。

けれども、この避難の対象となる場所はですね、阿見町としては、ほかにございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 今回対象となった行政区以外にはですね、栗原議員がお住まいの埴行政区内にですね、土砂災害警戒区域が1カ所ございます。町内に埴行政区も含めてですね、11カ所の土砂災害警戒区域がございますが、埴行政区内の警戒区域であります君原小学校の南側にはですね、民家がないということから、今回、避難対象外ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしますと、町内の土砂災害については11行政区で、埴については住んでの方がいらっしゃらないので、基本的に10行政区ということでございますね。で、今回、4世帯7名ということで避難をされたわけですけども、この7名の中はですね、中に、要支援者の方はいらっしゃったのかとか、また、この要支援者の方の避難の流れはですね、どうなっているか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

避難された7名の中にはですね、竹来行政区にお住まいの要支援者の方が2名おられました。避難の流れでございますけれども、町の福祉担当部局におきまして、土砂災害警戒区域を持つ行政区の区長と民生委員児童委員へですね、避難支援の要請があった場合の協力要請を行っているとともにですね、避難対象行政区に在住する10世帯、14名の避難行動支援者に対してですね、直接電話をし、早目の避難を呼びかけましたところ、2名の方が自主的に避難されたというふうに聞いてございます。

今後は、より多くの方が自主避難するようですね、役場内の関係部局等と連携いたしまして、逃げおくれゼロを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしますと、先ほど対象人数が569名いらっしゃる中で、10世帯、14名が避難対象要支援の方だと。それで、実際その14名の方の中に、ちゃんと、ちゃんとおかしいですけど、2名避難された方がいらっしゃるの、12名の方がいらっしゃらなかったという形で、今、部長の御答弁のように、それを上げていきたいというようなことでございますけれども、この後で、例えばヒアリングとかですね、という部分で、今、言われたように、基本的にやっぱり、けがとかですね、そういうようなものがないように、

この部分についてはですね、早急をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、今回ですね、茨城県の防災サイトがございまして、そこにですね、阿見町とか茨城県の44市町村のですね、解除された避難情報に基づく内容が入って、示されています。その中にもですね、今、御案内のとおり、阿見町においては10行政区でございました。

ただですね、私がちょっと気になったのがですね、避難所の開設状況の中で、避難者数がゼロという形で記載をされています。今、伺ったのが、7名の方がいらっしゃるよということだったんですけども、その避難者がゼロというのはですね、これはどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 県に対する報告手段はですね、今、茨城県防災情報ネットワークシステムといったシステムが整備されておりまして、本システムにより報告しているところがございますけれども、茨城県防災危機管理ポータルサイトの報告がそれに反映されるという体制になっております。

それで、今回ですね、今、議員がおっしゃられた避難者がいないというふうに掲載されているということがございますけれども、8月8日、17時にですね、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。その中で、先ほど4世帯7名の方が避難されるということで報告がありまして、その時点でですね、県の情報ネットワークシステムのほうに入力したところでございます。その時点では、その7名という方が避難所に避難されているということを出ていたかと思うんですけども、その後、翌日ですね、8月9日の10時にですね、避難情報解除、避難所を閉所したということで、あわせてその時点で、そのようにですね、閉所したことの入力をしたということなので、そこで避難者がゼロになったということがございますので、議員が見られたときは、その時点で、ゼロになった時点でということではないかというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。結局、リセットされてるのでゼロだと。入力の段階では7名ということですね。

あと、今回、避難所の設置がですね、多分初めてですかね。初めてですか。そのときにですね、次の日、9日の10時に閉所してるので、このときにですね、この7名の方の部分でですね、いろんな御意見もあったと思うんですけども、一般的に避難所でのですね、悩み事というのがですね、情報の取得が非常に困難だということを言われてます。今回の北海道地震におきましてもですね、NHKの報道で番組中にですね、テレビ、ラジオ等の部分が非常に難しいということの中で、SNSで安否情報を伝えてほしいというようなですね、異例の呼びかけがあったということがございます。

本当にこの情報の取得はですね、かなり不安をあおってしまいますので、こういった部分でですね、今、今回2カ所、避難所が開設されましたけれども、例えば情報を取得するための設備、テレビとかラジオ、Wi-Fi等ですね、整っているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えします。

各避難所にはですね、ラジオにつきましては、全避難所に準備してございます。しかし、テレビにつきましては、完全には整備できていない状況でございます。また、Wi-Fiの整備につきましては、今後、関係部署と連携しつつですね、整備が実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、災害発生時において、避難場所に一時避難した避難者に対する情報提供につきましても、防災行政無線、それから車両巡回等のあらゆる手段を駆使いたしまして、災害発生時における情報提供に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。実際に避難をする場合にですね、阿見町の場合は、災害別にどこに避難するかというのが決められています。火災の場合は3カ所、総合運動公園、それから茨城大学さん、それから県立医療大学さんのグラウンドという形で、火災の場合は、そこで一時避難をしてほしいという格好になっています。

その他についてはですね、建物、各公民館だとか小中学校、霞ヶ浦高等学校さんだとかという形の中ですね、避難所としてはありますので、今の御案内のとおり、テレビについてはですね、町が云々することもあれですけども、学校にはテレビ等もあると思いますので、実際はそれ以外のところでも確認をしていただいて、100%情報がとれるようにしていただきたいというふうに思っています。

ラジオについては、100%あるということによろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

100%あるということでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、Wi-Fiについてはですね、今後の課題ということで御答弁をいただきました。

そこでですね、今回、北海道もそうですけども、大阪の6月の地震のときもそうなんですけど、ファイブゼロジャパンという取り組みを、大手のポータルサイトが、携帯の会社ですとかです

ね、例えば戸田市だとか、東京大学だとかというところですね、ファイブゼロジャパンの取り組みをしています。これは何かということですね、大規模災害時だけなんですけれども、大規模災害時における公衆の無線LANの無料開放ということでございます。それはそれぞれのところで、エリアWi-Fiだとか、実際の拠点となるWi-Fiがなくても、これをですね、使えるという格好で、今、動き出しています。

ただし、その自治体、戸田市さんもそうなんですけど、拠点にWi-Fiの拠点があれば、より精度が高く、住民の方が、避難者の方が利用できるということもありますので、単純に大手さんの通信会社のほうにですね、おんぶにだっこということではなく、行政、例えば公共施設についてもですね、取り組まれたほうがいいよという格好に、今、なっています。

そこでですね、このゼロファイブジャパンは、これについての対応については、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） ゼロファイブジャパンでございますけど、今、議員がおっしゃられたとおりですね、ゼロファイブジャパンにつきましては、地震や洪水などの大規模災害が起こったとき、携帯電話、ネットワークに頼らず、安否確認や情報収集ができるよう、被災地域の人々のために無料開放される公衆無線LANサービスでございます。

そういった部分では非常によろしいのかとは思いますが、反面、セキュリティーの部分で注意しなければいけないというところがございます。ID、パスワード、そういったものが不要であるためですね、盗聴のおそれがあったり、個人情報が出るとおそれがあるということもありますので、今後、その設置の、適宜可否等につきましては調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そういう注意喚起が必要な部分も、今、御指摘、御案内いただきましたので、その辺もですね、十分に御検討いただいでですね、お願いしたいと思います。

実際、私も民間におりましたときにはですね、毎月1日、15日はですね、災害用の伝言板をですね、使った安否確認を、毎月させられていました。これはですね、なかなか使い勝手、とにかく1回、大丈夫だよ、いるよ、大丈夫だよということを伝えるだけなので、双方向の部分がないので、そういうWi-Fiをですね、活用した情報取得についてお願いをしたいと思っております。

あとですね、今回、7名の方の中で2名が来られたということで、行動支援者の方なんですけれども、行動支援者またはですね、要配慮者の方はですね、阿見町にはどのくらい、今いら

っしゃるのですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 現在、町にはですね、対象者が8,279名おり、そのうち1,260名の方が要支援者名簿への掲載に同意しているというところでございます。今後は、福祉担当部局が実施予定しております避難行動要支援者名簿登録者以外の洗い出しによりまして、詳細な把握等の情報を共有し、災害等の対応に反映させていきたいというように考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。対象者が8,200人以上で、1,260の方が同意されているということですが、7,000の方がまだ逡巡されているということなので、今、御案内のとおりですね、これを高めて、より多くの方が避難所のほうに行って、危険を回避していただきたいというふうに思っています。

それで、先ほどからずっと、この直近の部分でですね、火災それからいろんな形で阿見町にもありましたよというところなんですけれども、新たにですね、災害として認識しておかなければならないこと、これは何かございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） まず、危機管理の認識でございますが、危機管理は想定されるあらゆる危機事象を想定してですね、平素からですね、その対応を準備するとともに、発災時は迅速かつ的確に対応し、早期の復旧・復興に努め、平和な町を取り戻すものと認識をしてございます。

したがって、大規模地震それから台風のみならず、突発的な竜巻、竜巻も多いんですが、竜巻や、それから落雷、ソーラーパネル等に起因する森林火災、それから大火、火山の噴火、あるいは民間航空機や自衛隊航空機の墜落、それから部品等落下事故等も視野に入れてですね、しっかり認識しておかなければいけないというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今までの経験値がですね、何の役にも立たないという形は、今年、もうしみじみわからさせられておりますので、平素の部分からですね、新たな災害として認識をして、その認識をした中でですね、新たな要望を出して、危険回避をしていきたいというふうに思っています。

それではですね、町民に対する啓発ですけども、実際に今、ハンドブックですね、先ほど御案内がありました防災ハンドブック。これは阿見町でつくられたですね。これつくられたのが平成27年の10月発行ということで、これは先ほどの部分でいくと全戸配布されたということでございます。

中身見ましてもですね、かなりよくできておりまして、先ほどの避難場所の部分もですね、21カ所というのはですね、一般の方で、それ以外にですね、福祉避難所のほうも掲載されているということで、かなり内容のほうは濃いものになっています。

茨城県はどうかといいますとですね、自分の身は自分で守る、先ほどの自助ですけれども、災害に備えたということで、これは見開きになっていますけれども、こういうものも県のほうが用意をいただいているということでございます。

そこでですね、それぞれのいろんなところの都道府県、ちょっと見てみました。これは東京防災局といいまして、一時、あまりに発注が多過ぎてですね、販売が休止になってしまったということで、都民の方にもかなり不自由をさせたということも言われています。で、2冊目以降、ほかの都道府県も買いたいと言えば140円で売ってるということで、これも阿見町のハンドブックと同じようにですね、内容の濃いものになっています。

そこで、今回私が注目したいのはですね、東京暮らし防災ということで、これはピンクなんですね。何でピンクかといいますと、女性の視点で考えたやつなんです。先ほどの施設のほうのところでは何が問題かという、情報の収集もできないということが悩みがあるということなんですけれども、女性がですね、なかなか安心して避難所に行けないということを、女性が女性目線で見ると、いろいろ聞き取りをしてつくったのがこれです。

だから、東京暮らし防災とは言ってるんですけども、実際はどこでも使える。例えばこれは東京防災といっても、東京都の地名だとか連絡所だとかが書いているんです。それをこちらのほうに書いてあるんですけども、こういったものが、やっぱりありものでですね、啓発という形の中ではですね、重要になってくるんだというふうに私は思っています。

で、こういったありものなんですけれども、そういったものの活用についてはですね、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

東京防災は、東京都が平成27年9月に、都内全世帯に配布した防災用ハンドブックであるとともにですね、東京暮らし防災は女性視点の防災ブックとして、その概要は存じてございます。特に、自助、共助に役立ち、また女性に対する配慮に役立つと思っております。町では、平成27年度に災害対応を総合的に網羅した、先ほど議員のほうからお見せいただいた防災ハンドブックや、その他各種マニュアルを整備しておりますが、今後の改訂時などの時期におきまして、必要な事項等をですね、逐次反映するよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、啓発の中でですね、訓練といった部分も当然予定されているわけですがけれども、11月に行われる避難所訓練について教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） お答えいたします。

町では、平成28年度から、行政区が作成いたします地区防災計画の策定を御支援しております。その翌年、平成28年度から、計画の策定を完了した行政区を主対象といたしまして、毎年11月23日勤労感謝の日に、当該行政区が避難する避難場所を使用しまして、避難所開設訓練を実施しております。

災害発生時におけます避難所への避難、受け付け、あとは施設の使用割り等、現地現物を使用した実際の、実践的な訓練でございます。これを訓練を積み上げまして、共助力の向上を図ってまいりたいと、そのような訓練でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。これ、例えばですね、今、対象となっているのが、計画策定が完了した行政区が主体ということでしたけれども、これは地区防災計画ということでしょうけれども、この地区防災計画、それから、これがですね、100%でないので、対象となってるところだけがやるということでもございましたけれども、どうしてこの地区防災計画が進んでいないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えします。

阿見町の地区防災計画の策定進度については、現在、66行政区の中でですね、10行政区が策定を完了いたしまして、本年度は6行政区が策定中の状況でございます。ですので、平成28年度から行っておりますけれども、今年度末でですね、16行政区が策定完了するということもございます。ですので、今年度末ですと、策定率としては約24%でございます。ややですね、ゆっくりとした進度に感じられると思われまますけれども、随時ですね、これは着実に進んでいるというふうに町のほうとしては考えております。残り50行政区になりますけれども、計画の策定を引き続き支援していきたいというふうに思っております。

またですね、阿見町の地区防災計画の策定状況については、茨城県内で見ると、県下では44市町村の中ではトップクラスの状況でありまして、県下ではですね、水戸市に次いで2番目に策定が進んでいるという状況でございますが、なるべくですね、全行政区に対してですね、この策定が進むのは、やはりいいことではございますので、その辺はいろいろ検討しながらですね、

進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、4点目の中ですね、図上訓練、第2回目の図上訓練についてお伺いしたいんですけども、総務常任委員会の所管としてですね、紙井議員、それから樋口議員と私ですね、あと3名の方はちょっと都合が合わなかったということで、あれでしたけども、見させていただきました。

これは図上訓練というのは私も初めてだったんですけども、これはどういったものなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） お答えいたします。

第2回災害対策本部設置運営訓練の概要、成果につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。図上訓練につきましては、文字のとおり、実動を伴わない訓練で、図上でまたは机上における訓練でありまして、現実の災害に近いリアルな状況を設定付与いたしまして、その状況を模擬体験しつつ、災害対応等の進展において、図上において対応対策等を考え、または決めていく等の訓練でございます。判断力の向上が図れますとともに、現状の認識や問題点、是正事項等を明確にできるとともに、そのような積み上げできる有効な訓練技法でございます。

今後につきましては、避難訓練や情報収集訓練等の各種機能別訓練と連動させ、町の総合防災訓練等について総合的に演練したいと、それまでに訓練成果を積み上げてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。簡単でいいんですけども、ざっくりとしたスケジュール感としては、どのような感じで考えたほうがいいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） はい、お答えいたします。

今回は1月に引き続き2回目でございますが、発災から3日までを演練いたしました。今後につきましては、第3回、第4回とやってまいりたいと考えております。今後は、1週間から1カ月、復旧・復興の場면을訓練したいと、このように考えております。災害の発災から一番どたばたしたり、そこから町の平和を取り戻す、そこまでの間をイメージして演練したいと思っております。

また、震災を想定して、今、実施しておりますが、風水害等を想定した訓練を実施しまして、着実に町の災害対策本部の練度を向上させ、危機管理のできるまちづくりに邁進したいと、こ

のように考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。1問目のところで、ちょっと聞き忘れてしまったのがあるんですけども、最高気温が35度以上で高温注意報が出たよということでありましたけれども、阿見町のですね、高温で熱中症の発症者というのは何人ぐらいいたんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

平成30年8月末現在です、26名の方が稲敷広域消防本部阿見消防署により搬送をされてございます。それから、昨年度、平成29年度は14名搬送しております。それから、一昨年度です、平成28年度は18名が搬送されてございます。本年度はですね、やはり猛暑、酷暑の日が多かったためですね、搬送された人数も増加傾向にあったというふうに考えられます。

なお、気温が高い日にはですね、健康づくり課と連携してですね、防災行政無線により、熱中症防止の注意喚起等を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしましたらですね、町内の学校のことで、ちょっとお伺いいたします。今、町全体としましてはですね、平成30年においては8月末現在で26名の方が発症されたということでございますけれども、学校のほうではですね、どのような発症状況だったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今年度、学校において熱中症の疑いも含む児童生徒数は、小学校が83名、中学校が69名の、合計152名であります。そのうち医療機関を受診した児童生徒数は7名であります。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。実際に26名、先ほどの部長のお話ですと26名というのは広域の部分で救急搬送されたということと、今、152名の、疑いもあるということで、実際に保健室等に行かれた子供たちが152名ということで、やっぱりかなり多い数、かなり何というんですかね、厳しい酷暑だったというふうに思います。

それではですね、夏休みだったのであれですけども、実際に6月梅雨明けが早かったということで、7月の授業の部分まであったと思うんですが、それを見越してですね、今、見て、

今回、夏に行われる大会とかですね、部活については、どのような感じだったのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

3 中学の部活動に関しましては、小まめに休憩をとったり水分補給をするということ、それから3 中学校とも、35度以上になった場合には運動中止ということで設定いたしました。また、近隣の地区におきましては、大会等を中止したということもお聞きしておりますので、そういうふうな対応をさせていただきました。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、エアコンの設置についてですね、お伺いいたします。今回、学びの広場についてはエアコンのない小中学校については中止をした。君原小学校については君原公民館で実施をしたということでございますけれども、エアコンの設置はですね、いつつくんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現在エアコンの設置がない小中学校についてですが、竹来中学校につきましては、本年度トイレ工事とともにエアコンの設置工事を行っているところです。そして、阿見第一小学校につきましては、来年度予算にトイレ改修工事とともにエアコンの設置工事費用、そして第二小学校及び君原小学校の普通教室につきましては、同様にエアコンの設置工事費用を来年度予算に計上できるように、町内部で、今、調整をしているところでございます。

なお、国では、この猛暑の状況を踏まえ、クーラーがない学校に対してクーラーを設置できるよう支援を検討しているとの報道もありますので、今後は国の動向を視野に入れながら対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6 番（栗原宜行君） ありがとうございます。子供たちですね、やっぱり体力的にもですね、なかなか猛暑に対応できるようになっておりませんので、そこは十分にですね、9月以降も見えていただきたいというふうに思っています。

そこでですね、文科省、今もございましたけれども、文科省の通知が出ています。児童生徒に対する健康を最優先に下さいという形の中で、通知が8月7日の日に出ております。それを受けましてですね、埼玉県に加須市であるとかですね、長崎県においてはですね、それをより具体的にやりましょうという形でルールづくりがされたようでございます。加須市についてはですね、最高気温が35度以上の予報が出たら学校を臨時休校にするという形でルール化をし

たというふうな形で載っております。

阿見町については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

そういう国のですね、文科省の通知を受けまして、ほかの県のほかの市町村では、そういった対応をしているところがございます。で、現在ですね、阿見町のほうでは、今のところ、そういうことについて積極的に対応しようという、ちょっと考えはございません。今後ですね、ほかの市町村の状況も検討しながらですね、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。災害はですね、先ほどから申し上げたとおり、予想を大きく上回る、予想ができない状況で襲ってきています。本当にですね、阿見町については、災害が、今まで幸運にもですね、大きな災害がなかったという格好でございますけれども、もう空振りでもいいんです。安倍首相が言われたように、空振りでも結構ですので、備えていただいて、町民の生命財産をしっかりと守っていただきたいということをお願いして、1問目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、2問目のふるさと納税についてお伺いをいたします。

これは第2回の定例会に、6月のですね、定例会におきましても、難波議員と私のほうです、ふるさと納税については質問させていただきましたが、7月の中旬、7月の6日にですね、2017年度の総括が発表になりましたので、それを受けて、今回、引き続きふるさと納税の積極的に推進するという取り組みについてですね、お伺いをさせていただきたいと思っております。

1番からでいいんですよ。

○議長（吉田憲市君） はい、どうぞ。

○6番（栗原宜行君） 1つ、2017年度、阿見町におけるふるさと納税の現況はどのようになっていますか。

2、町内農業者、商工業者、また工業団地各位への協力依頼は、どのように進んでいますか。

3、ふるさと納税ポータルサイトへのアプローチは、どのように進んでいますか。

4、ふるさと納税の寄附額は、どのくらいを目標にしていますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） ふるさと納税を積極的に推進する取り組みは進んでいるかについての質問にお答えします。

1点目の、2017年度阿見町におけるふるさと納税の現状についてお答えします。

平成29年度の阿見町への寄附金の受け入れ実績としましては、15件で53万円となっております。

2点目の、町内農業者、商工業者、また工業団地各位への協力依頼は、どのように進んでいるかについてお答えします。

現在、政策秘書課において、7月1日の庁内組織機構の見直し以降、具体的にふるさと納税の全体的な制度設計を進めている状況であり、農業者及び商工業者への個々の協力依頼には至っておりません。工業団地各位につきましては、7月31日の阿見町工業に関する懇談会において、ふるさと納税の返礼品に対する協力を呼びかけ、現在、意向調査を実施しているところでございます。

全体的な制度概要が確定した段階で、関係者には説明の場を設け、協力をお願いしてまいります。

3点目の、ふるさと納税ポータルサイトへのアプローチは、どのように進んでいるかについてお答えします。

ふるさと納税のポータルサイトにつきましては、複数の民間企業においてサイトが設けられており、企業からの案内もいただいております。活用している自治体数や会員登録数など、利用者の視点では、情報量が豊富で規模が大きいサイトが有効と考えております。しかし、それぞれに特色があり、業務内容や手数料の詳細について、近隣自治体の活用実態を参考にした上、2つの企業に対し担当者がヒアリングをさせていただき、内容を確認したところでございます。

4点目の、ふるさと納税の寄附額は、どのくらいを目標にしているのかについてお答えします。

先ほど答弁させていただきましたように、現在、制度設計を鋭意進めており、平成31年度中にはポータルサイトへの掲載を行いたいと考えております。

平成29年度、町のふるさと納税に関連した収支は、寄附受け入れ額から町民が他市町村にふるさと納税を行い、それによって生じた住民税の減収額、予科練平和記念館のチケットなど返

礼品等の諸費用を差し引くと、約2,285万円の減収となっております。当面の目標といたしましては、この収支状況を黒字に転換したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。ふるさと納税はですね、実際に総務省の発表によりますと、29年度の全国の部分でいきますと、3,653億1,600万、前年対比1.28倍、件数でも1.36倍という形で多くなっています。

この多くなっていることはですね、ふるさと納税にかかわっている市町村、企業はですね、かなりびっくりをしています。それはなぜかといいますと、28年度の4月にですね、総務省が、返礼品がかなり高額になってきているという形の中で、通達を出しました。2割から3割ルール、または地産地消をなさいという形の中でですね、そういった通達が4月に行われましたので、こぞって、これは寄附額が下がるんじゃないかという形の中で、各自治体もですね、今まで二十五、六名いた職員さんを20名ぐらい減らしたりとかですね、そういう形の中で、何とか収支を合わせようという形で動きました。ただ、実際、ふたをあけると、今、御案内のとおり、過去最高の寄附額になったという形でございます。

ちなみにですね、1番になったのがですね、大阪の泉佐野市さん。関空の橋渡ったすぐのところですね、すぐのところは泉佐野市さんなんですけども、28年度が35億円集めてたんですけど、去年については135億円ということで100億円プラスになったという形で、一躍1位になったので、大阪府も、大阪府トータルとしてもですね、上位のほうに行ったという格好になっています。それからですね、ベストテンを見ますと、135億はもう別格ですけども、約80億から、10位では37億、静岡の藤枝市が37億でベストテンになっているということでございます。

本当に、業者のほうにですね、ポータルサイトに何うと、1億、2億はすぐだよっていうふうに、よく言われますけれども、本当にこの数字を見るとですね、すごいなというふうに思っています。

今回、町長の公約で、積極的に対応していきたいということでございます。阿見町もですね、私は寄附額が欲しいわけじゃないですけど、もっとPRしたいというふうに思っていますので、何とか私たちも役に立てればなというふうに思っているところでございます。

そこでですね、今、御答弁いただいた中で、じゃあ実際に当町の寄附額の受け入れ実績はどうなのかということをしたときに、15件で53万円となっているということでございました。阿見町の場合ですね、予科練記念館がございまして、2年目にですね、1,000万以上いただいた寄附額があったんですけども、それからずっと少ない金額で推移をしています。で、実際にふるさと納税は予科練さんの部分と一般の部分と分かれているわけですけども、この15件の

寄附額は全てふるさと納税としての寄附額なのか。また、その15件の寄附額の内容についてですね、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、平成29年度に寄附をいただいております15件につきましては、全てふるさと納税としての寄附となります。それから、その15件の内訳ですが、一般寄附として受け入れたものが11件、それで金額にして45万5,000円、予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金としていただいた寄附金が4件で7万5,000円、トータル15件53万円というふうになっております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。一般の寄附として11件、指定基金として4件ということでございました。11件も阿見町のファンがいらっしゃるということで、本当にうれしい限りですけども、返礼品についてはですね、1種類しかないんですよ、これ。実際に11件で45万ですから、1件平均4万円ということでは、通常5,000円から受け付けているので、かなり1件の金額も寄附額も多いという格好になっています。

返礼品の基準というのはですね、例えば5,000円あげても、寄附しても、10万円あげても、100万円あげても、これ同じということではないと思うんですけども、それもホームページのほうには書いてないんですけど、この基準というのは、どのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） ふるさと納税として寄附をいただいた場合の返礼品、当町においては一般寄附金では予科練平和記念館の招待券、こちらをお送りしておりますが、基準としましては、一般寄附金で5,000円以上の場合、予科練平和記念館の招待券5枚を贈呈させていただいております。あわせて町長の自筆での署名の入った礼状ですね、そちらを添えて送らせていただいております。

また、予科練平和記念館へ御寄附をいただいた場合にはですね、寄附額に応じて、予科練平和記念館の招待券を贈呈しているところです。5,000円以上5万円未満で5枚、5万円以上10万円未満で6枚、10万円以上50万円未満で10枚、50万円以上100万円未満で20枚、100万円以上で50枚となっております。そして、さらにですね、5万円以上の寄附をいただいた方に対しては、これら招待券のほかに、『阿見と予科練』『続・阿見と予科練』『海軍航空隊ものがたり』の計3冊の本をあわせて贈呈させていただいております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今の部分でいくと、少しずつですけども、

御寄附いただいた方に対するお礼としてはですね、招待券として対応していただいているということでした。

今回、総務大臣の通達は先ほど御案内しましたが、内容的にはそういう形で、私の質問どおりでよろしいんですか。29年4月の大臣通達については、先ほど私が御案内したとおりの内容でよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今、栗原議員から言われました、こちら平成29年4月1日付で総務大臣から全国都道府県知事宛てに通知があったものでございまして、内容については、ふるさと納税の返礼品について、地方自治体間の競争が過熱しているということで、改めて責任と良識ある対応を求めるということで、高額なもの、それから資産性の高いものを返礼品としない。また、返礼品の返礼割合、これについても3割以下とするということを求める内容となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。通達どおり、資産性の高いものについてはしないとかですね、3割以下にするとかでございすけれども、ホームページを見てみますと、ちょっと気になる部分がありまして、それは何かといいますとですね、返礼品のチケットが5枚、5,000円以上御寄附いただいたら5枚。1枚500円、年間パスポートじゃないので500円ですよ。そうすると2,500円だよ。5,000円で2,500円ということは3割超えてると思うんですけども、これは大丈夫なんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、寄附額最低の額でいきますと、予科練平和記念館の入場券の額面で計算しますと2,500円ですので、半分、50%ということになりますが、当町としては、予科練平和記念館、こちら町直営の施設ということもありまして、あくまで招待券という形で、招待券を贈呈させていただいているという考えでございすので、これについては特に金券として考えているわけではございませんので、総務大臣の通達に関しては適合しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今、部長のほうからですね、総務省通達には合致していると、適法だという形でございす。安心いたしました。

あとはですね、この金額をどんどん伸ばすだけでございますので、それを進めていただきたいと思っております。

この53万円なんですけれども、先ほど、使い道指定の基金の部分もありましたけれども、使い道についてはですね、どのように活かされているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まずですね、使い道としましては、一般寄附としていただいた寄附金につきましては、ホームページにも載せておりますが、阿見町第6次総合計画に掲げる基本目標実現のために、一般財源として使わせていただいております。また、予科練平和記念館にいただきました寄附金についてですが、こちらにつきましては、指定寄附金として予科練平和記念館整備管理基金へ積み立てしまして、後年度に予科練平和記念館の事業に充てさせていただきます。以上です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしましたらですね、53万円が実際に当町のほうに御寄附いただいた金額。4点目のところですね。返礼品として2,285万円の減収がありましたと。これも茨城新聞等ですね、これは報道されていることなんですけれども、実際に2,285万円、当町に来てるのは53万円ということになるとですね、これは昨年度も伺ったことなんですけれども、実質収支というんですかね、いう部分で考えた場合は、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、ふるさと納税制度に係る寄附金の収支につきましては、先ほどの町長の答弁でも述べましたが、平成29年の寄附に基づく平成30年度税額控除額では2,337万4,000円ということで、受け入れ金額が53万円。で、受け入れにかかる経費ですね、こちらが1万円ほどかかっていますので、実質的な収支はマイナスの2,285万4,000円となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。で、2,285万円、実際は1万円の経費ぐらいだよってということだったんですけど、昨年伺ったときに、激減緩和がありますという形で伺ったと思います。東京都についてもですね、五、六百億ぐらいぼんと抜かれちゃうので、それじゃあ、もうにっちもさっちもいかないよという形の中で、激減緩和があるんだと。激減緩和という名前のものかどうか分からないですけど、そういう形で調整はされているというふうに伺

ったんですけど、それは入ってますか。

○議長（吉田憲市君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

先ほど答弁でも言っておりますように、平成30年の阿見町の税額控除額2,337万4,000円、こちらがいわゆる税金の減収分となります。で、この税の減収分につきましては、地方交付税の積算に反映されておまして、減収分の75%、金額にしまして1,753万円について、交付税として措置されているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、積極的な対応をしたいという形ですね、今、実際にこの2,285万円、実質的にはそんなに赤字がないわけですけども、これで計算をざっくりすると、四、五百万ぐらいの赤字ということになるんでしょうけども、これをですね、埋めたいと、当面の目標としては、これを埋めて黒字に転換したいということでした。赤字額としてはですね、1品しかない中で、よく職員の皆さんには頑張っているというふうには思っています。

町長公約の中でですね、積極的な対応をしたいということで、当面は赤字を黒字に転換するという形でいいと思うんですけども、実際はですね、このふるさと納税、先ほど御案内あったとおり、一般財源のほうに使われて、指定があれば、それにしておきますよという形の中で、寄附していただいている皆さんからの、何をするかということと、町長のほうでこういうふうには町をよくしていきたいんだということで、双方の部分でふるさと納税というのは存在しているわけですけども、積極的な対応ということでですね、ふるさと納税を、行政サイドとしては、どういうふうにしていきたいのか。わかりますかね。これはどういうふうにお考えなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、私のほうからお答えいたします。

まず、栗原議員おっしゃいますように、当町のPR、そういったことでですね、農業ですとか、それから商工業、それから工業団地のそういった企業の協力を得ましてですね、積極的に、まず当町のPRをしていきたいと。それから、町長の公約にもございますように、阿見の人材育成といいますか、そういった基金に活用するような、その財源に回していければというふうに考えています。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。先ほども御案内したとおり、一旦ですね、走

り始めると、泉佐野市さんは昨年度とつながって100億、100億が税込として入ります。阿見町は今、53万ですけども、積極的に推進すれば、かなりの額が期待できるだろうと。それが人材育成等の部分でですね、阿見町をもっともっとPRし、よくしていく財源になるということでございます。

で、実際にポータルサイトのヒアリング等もされているということなんですけれども、今、いろいろ見てみますとですね、1社に限ったことではなく、数社やっているとところもあります。これはルール化になってないので、やり得というのはあるんですけども、阿見町の場合ですね、今、2社についてヒアリングしていただいていますけども、実際にやる場合に、ポータルサイトの運営会社としては、企業を1社に絞り込むんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） ほかの自治体とかもですね、参考にしながら、今、状況を近隣等で伺っている状況です。そういった中でですね、まずはですね、1社にお願いいたしまして、その後ですね、状況を見ながらですね、複数社、窓口を広げていければというふうには考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。阿見町の工業に関する懇談会もやられたという形で呼びかけたよというの、ありますけど、そのときにですね、感触はどんな感じだったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

その前に、町長が就任されまして、町内には3つの工業団地と既存の工業団地があるわけなんですけども、いろいろと工業団地内の企業の方、町長に面会する機会が多数ございます。そういう席でも、町長はふるさと納税の商品について、ぜひ御協力いただきたいと、事あるごとにお願いをしているというふうなことでございます。

7月31日に行われた工業に関する懇談会、これは3つの工業団地と既存の工場の方が対象になるわけなんですけども、全企業の方、事業所の方にアンケートを一応配布をさせていただいております。ただ、このアンケートについては、一応商工会の会員さんと、工業団地の事業者さんが、町の取り扱っているのを使いますかというふうなアンケートもメインにやった中で、ふるさと納税の商品として提供できますかというふうなことをちょっと中に入れたというふうなところで、返礼品としていただけるものはありますかというふうなアンケートの内容になっております。一応69社に全てアンケートを出させていただいておるわけですけども、今ちょっと集計中で、全てが大丈夫ですというふうな、企業によっては、物によっては、なかなかで

きないというような企業がほとんどなんですけれども、その中で、アイリスオーヤマさんは非常に積極的に、言っていただければ協力させていただきたいというふうなことを言われておりますし、あと雪印メグミルクさんについては、やはり本社ですとか、そういったものちょっと協議をさせていただきたいというような感触がございます。あと、それ以外にも、販売に協力、あるいは体験等について協力させていただきますというような言質をもらっている企業さんもございます。

いずれにしても、阿見町の企業の中には、アイリスオーヤマ、雪印メグミルク、キンレイ、小川香料、ツムラ、マルカン酢、キリン協和、ピジョン、そういった食に関する、あるいは農に関する、商業に関する、そういった企業さんも多数ございますので、アンケートはとらせていただきましたけれども、改めて企業さんのほうにはお伺いをしながら、お願いをしていくということも考えているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。69社にですね、アンケートを配っていただいて、企業さんのほうにもですね、関心を持っていただくということはですね、商品開発もかなりスピートアップができるという形ですので、引き続きよろしくお伺いをしたいというふうに思っています。

あと、私のほうで気になるのがですね、先ほど御案内したとおり、金額が多くなるとですね、作業量がかなり増えるという形が、行政の中で頭が痛いところだというのがですね、各ポータルサイトのセミナーなんか伺ったときに、各自治体の方が言われたことなんですけれども、実際に今、阿見町については53万円、15件ですので、そんなに事務量というのは多くはないと思うんですけれども、実際に、今、現実ですね、現状として、事務作業としてはですね、どのぐらいを見ていらっしゃるのか、それを伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今年度といいますか、昨年度ですか、受け入れ件数15件についての事務量ということですが、こちらにつきましては、一般寄附金ですね、こちらを例に申し上げますと、大体時間換算にして、1件当たり2時間程度というふうに見ておりまして、通常業務の傍ら処理させていただいているという状況です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。1件でも2時間程度かかっているという格好でございます。これはですね、実際に100億、寄附金が多くなってもですね、企業に丸投げできない、事業者にも丸投げできないんですね。なぜかという個人情報があるので、住民税の伝

票についてはですね、それぞれの自治体でやらないきゃいけないというルールがあるというふうに聞いています。ですから、寄附金が多くなれば多くなるほど、そういう業者に多く頼めば、作業としては済むのですけれども、そうはいかないというのが、このふるさと納税で考えていかなければいけないことだというふうに思います。

15件でも2時間程度のをとられていくということで、それが企業からすればですね、売り上げがあつて、その生産計画があり、販売計画があり、その中で必要経費をどうやって見ていくのか、どうやって利益を出していくのかということを考えればですね、じゃあ、実際にこれだけの売り上げ、寄附額をいただくに当たっては、何人の組織にしなきゃいけないだとか、ポータルサイトについて、どうしなきゃいけないかということは、今実際にやっていただいている部署ですね、鋭意検討していただいているとは思いますが、そういうこともですね、しっかりとアピールしていただいて、寄附金がですね、寄附額が多く、阿見町のPRができるように、ふるさと納税についてはですね、再度よろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

質問に入る前に、西日本を数度にわたって襲った豪雨、さきの北海道における地震によって犠牲になった方々に哀悼の意を表するとともに、災害に遭われた方々にお見舞いと一日も早い復興を祈りたいと思います。

阿見町からもですね、西日本を襲った豪雨災害については、保健師が広島県竹原市に災害派遣されて、市民の健康管理に尽力をされております。竹原市議会からは、先日、議長、副議長が来町し、対応した吉田議長、久保谷副議長に対して感謝の念を伝えられたというふうに聞いております。

さて、さきの国会で可決成立した働き方改革を推進するための関係法律の改正は、与野党対決法案として大きな議論の的になりました。特に残業代ゼロ制度と言われる高度プロフェッショナル制度は、過労死や過労自殺を助長すると批判をされました。高度プロフェッショナル制度は、残業代だけでなく休日労働や深夜労働の割り増し賃金の支払いまで免れることになるため、過労死遺族からは、働き方関連法案を過労死促進法と言われても仕方がない内容で残念だと、政府はどちらのほうを向いているのかと、非難が出ておりました。

この関係法律の改正内容は、まず時間外労働の上限規制を法律で縛ると。残業労働の上限というのは月45時間かつ年間360時間というのが原則であります。これは法律で決まっていなかつ

たんですけども、このたびの関係法律の改正で、時間外労働の上限規制を設けたのですが、その上限規制が、繁忙期には単月で休日労働を含み100時間未満、2月から6カ月の平均で休日労働を含んで80時間以内、それから月40時間の原則を上回るのは年6回までの年720時間の残業労働延長ができるということになりました。労働基準法では月45時間、年間360というのが原則だったんですけども、こういうふうに時間外労働の上限規制を行ったと。

2番目では、有給休暇の消化義務。10日以上有給休暇が与えられる労働者には、本人の希望を踏まえて、このうち時期を指定して取得されることを企業に義務づけをされました。

3番は、高度プロフェッショナル、先ほど述べました高度プロフェッショナル制度でございますけれども、高度な専門知識を有し、一定水準以上の年収を得る労働者については、労働時間規制の対象から除外する、そういう仕組みができました。

4番目には、同一労働同一賃金の推進。非正規労働者の待遇改善のために、仕事内容や配置転換の範囲が正社員と同じである場合は、賃金や休暇、福利厚生など、同じ待遇確保を企業に義務づけました。

5番目、衛生管理の強化ということで、産業医に労働者の労働時間など必要な情報を提供し、産業医の面談に役立てるため、企業は管理職や高度プロフェッショナル制度の対象者を含む全労働者の労働時間を把握させるということになりました。

こういう内容になっておりますけれども、改正には批判が根強いものの、働く人たちの職場環境は改善するものも含まれており、全面的に否定されるものではないというふうに思います。これらは官民を含めた日本で働く全ての労働者に適用されますので、非常に重要なことだと思います。

子供たちは、遅かれ早かれ、いずれ学校を卒業して就職をいたします。私は学生時代に、労働法制である労働基準法、労働組合法、労働関係調整法といわれる、いわゆる労働3法を学びましたが、実際に働く上で重要な労働者としての権利や労働組合の役割についての知識を改めて学ぶ機会はほとんどないというのが実情ではないかと思えます。

ブラック企業と言われるような会社に就職し、過労死や自殺にまで追い込まれるような状況に陥らないように、義務教育を含む学校教育の各段階で、働くことの意義、労働を通じての社会への貢献、特に働く者の権利、義務について、生徒・学生が確実に学習し、将来働き始めたときに備える必要があるというふうに思います。

労働組合の連合の提言でも、学校教育に対して、現在の学校教育では、労働基本権や労働基準法、雇用契約の重要性について十分に教えられていないということを指摘して、義務教育を含む学校教育の各段階で労働教育、働くことの意義と労働を通じての社会への貢献、働く者の権利、義務について、生徒・学生が確実に会得すること、このことが重要だというふうに言っ

ております。

労働基準法では、法定労働時間を超える労働を、先ほども述べましたけれども、禁止しております。法定労働時間は1週間で40時間、1日8時間までと定められております。この法定労働時間を超える労働を時間外労働と言います。労働基準法では禁止されております。しかし、労使合意に基づく手続を踏めば、時間外労働が適法に行われるようになります。それが36協定と呼ばれる仕組みでございます。で、残業労働の上限は月40時間かつ年間360日が原則だったんですけども、先ほどの法規制で、それを法律にきちんと入れるということで、時間外労働の上限規制100時間、80時間という数字が出ております。

今回の改正が批判を受けるのは、先ほど申し上げましたけれども、100時間あるいは80時間、これがいずれも過労死ライン、労働基準監督署が過労死ラインと認定された残業時間を上限としているからでございます。

そうした職場の状況を前提として、第1項目の質問である、子どもたちと向き合う時間を増やす働き方改革について質問をいたします。

平成30年2月9日、文部科学省は、事務次官通知、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等にかかわる取り組みの徹底についてを出しております。

阿見町教育委員会では、いち早く学校にタイムカードを導入するなど、学校の働き方改革に取り組み、またコミュニティ・スクールへの取り組みなどで、地域と連携した学校経営を進めております。しかし、そうした取り組みは議会や町民に十分説明されているというふうには思えず、取り組みの目的や成果等についても明確になっておりません。

私は平成27年12月議会一般質問で、新教育長となった菅谷教育長、3年前ですね、阿見町教育の認識及び具体的方針を、9項目について質問をいたしました。その7点目で、教師が教育に専念できるような事務的補助職員の配置について、教員が子供たちと向き合う時間を確保するために教員を補助する事務職員を配置すべきではないかと提言したことがあります。

そこで、阿見町学校における働き方改革について、現状の取り組み、今後の対応について、以下7点について質問をいたします。

1、文部科学省事務次官通知は、そのような内容か。

2番、これまでの阿見町教育委員会としての取り組み、通知を受けて、今後どのような取り組みを行っていくのか。

3番、通知で、基本的に学校以外が担うべき業務とされた給食費等学校徴収金の公会計への移管など、徴収管理についての考え方。

4番、スポーツ庁及び茨城県教育委員会指針による、部活動における影響と阿見町の方針に

ついて。

5番、学校の植栽管理等の支援や、校内清掃等についての対応について。

6番、タイムカード導入の目的と、導入によって得られた勤務時間短縮等の成果及び今後の対応について。

7番、この通知による働き方改革で実現すべき本来の目的及び成果は何かということで、以上、第1番目の質問にいたしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 子どもたちと向き合う時間を増やす働き方改革についての質問にお答えします。

1点目の、文部科学省事務次官通知はどのような内容かについてであります。

平成29年12月22日、中央教育審議会において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する緊急対策が取りまとめられました。これを踏まえ、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置、方策に必要な環境整備等が、学校における働き方改革に関する緊急対策として通知されました。

2点目の、これまでの阿見町教育委員会として取り組み、通知を受けて、今後どのような取り組みを行っていくのかについてであります。

これまでの阿見町としての取り組みについては、次の7点があります。

1点目は、平成27年に全学校にタイムカードを導入し、教職員の勤務時間の意識改革及び在校時間の管理を行ってきました。

2点目は、教職員の負担軽減及び生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育指導員等の専門職の配置を行ってきました。

3点目は、統合型校務支援システム及びICT機器を導入し、業務の電子化による効率化、児童生徒の学習意欲・学力向上、教師の授業力向上を図ってきました。

4点目は、スクラップ・アンド・ビルドの視点から各種研究事業等の適正化を行い、町教研発表会や町教育の日、陸上記録会、各種コンクール等への出展について見直しを行いました。

5点目は、今年度8月12日から16日の5日間を学校閉庁日と設定し、業務を行わず、勤務を要しない日としました。

6点目は、運動部活動の運営方針を策定しました。各学校及び教育委員会で検討を重ね、10

月から運用開始予定です。

7点目は、留守応答機能つき電話機の設置工事を8月中に完了しました。

今後の取り組みとしては、次の3点を考えております。

1点目は、学校・家庭・地域の連携促進としてコミュニティ・スクールを各学校ごとに導入し、登下校の対応や見回り等、学校の困り感を発信しながら、業務の適正化、学校教育の質の向上を図っていきます。

2点目は、共同学校事務室を置き、10月から共同実施により事務の効率化、事務処理体制の強化、事務に対する支援等を行う準備を進めています。

3点目は、勤務時間管理の徹底であります。各学校の教職員の在校時間及び時間外勤務時間を確実に把握し、早目の帰宅及び年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくりを推進します。さらに、ストレスチェックを行い、面接を通して教職員一人ひとりの状況を把握します。

3点目の、通知で基本的に学校以外が担うべき業務とされた給食費等学校徴収金の公会計への移管など、徴収管理についての考え方についてお答えします。

給食費等学校徴収金については、文部科学省事務次官通知にあるように、学校以外が担うべき業務として、学校口座ではなく、町会計に直接納付される公会計化が必要であると考えられます。なるべく早期に公会計化が実現できるように、現在給食費収納システムについて検討しております。

4点目の、スポーツ庁及び茨城県教育委員会指針による部活動における影響と阿見町の方針についてであります。

平成30年3月に、スポーツ庁から、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、5月には茨城県運動部活動の運営方針が策定されました。阿見町では、8月に阿見町運動部活動の運営方針を策定し、9月3日に町内全小中学校に配付したところであります。

学校の運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、児童生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るため、学校教育の一環として行われています。

阿見町では、部活動の数や部員数の関係で存続の危機にある部活動や、教師の負担や専門性の問題等さまざまな課題がありますが、今後、学校と地域が連携しながら、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の充実を図りたいと考えております。

阿見町の方針としては、スポーツ庁及び県の運営方針に基づき、適切な休養日等について設定し、運営方針を明記しました。

5点目の、学校の植栽管理等の支援や校内清掃等への対応についてであります。

現在、阿見町各小中学校に用務員1名を配置し、校舎内外の環境整備を行っています。具体的には、清掃、除草、樹木の伐採、花壇の維持管理等さまざまであり、教頭が中心となって刈り払い機を使用して除草作業を行っているのが現状であります。町内には学校サポーターが協力して活動している事例もあるので、さらに各学校に広めていきたいと考えております。校内の環境整備については、地域人材の協力や民間委託等を検討していきたいと考えております。

6点目の、タイムカード導入の目的と導入によって得られた勤務時間短縮等の成果及び今後の対応についてお答えいたします。

2点目の質問事項でお答えしたとおりであります。勤務時間の意識が高まり、定時退勤日の設定やハッピーデーとして自己研さんの時間に当てたり、一人ひとりが時間をマネジメントする成果が見られてきています。

7点目の、この通知による働き方改革で実現すべき本来の目的及び成果は何かについてであります。

学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を活かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自ら専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を実現することが目的であり、成果として、教師が気持ちよく働ける環境ができ、教師の意識改革とともに資質・能力の向上が図られ、子供たちに向き合いながら成長させることができると考えます。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海野隆君。

○9番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、休憩前に引き続いてですね、質問をします。再質問ということになりますけれども、最初にですね、まず、順番ちょっと前後しますけども、タイムカード導入の目的と、導入によって得られた勤務時間短縮等の成果及び今後の対応について、この点について再質問をします。

何点かね、答弁書では、これまでの取り組みの1点目とか、今後の取り組みの3点目とか、6点目に質問したことについて答弁で触れられておりましたけれども、そもそもですね、まずタイムカードを導入してですね、把握された、阿見町の教職員の勤務時間はどの程度なのか、まずこれについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

タイムカードを導入しまして、教職員一人ひとりが毎日タイムカードを印字しておりますので、意識は高まっていることは確かでございます。さらに、学校内外でも退勤時間を早くする取り組みを工夫したり、町全体として時間外勤務は減少しているということでもあります。

ただ、勤務時間外の仕事量や、それから部活動等の指導により、時間外勤務が80時間を超えている職員も見られるところも現状であります。

今後に関しては、各学校及び町全体として、勤務時間をしっかりと管理いたしまして、時間外勤務の削減に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。文部科学省でね、平成28年の実態調査をやっているのは御存じだと思いますけども、当然、町もですね、対象になったのかな、わかりませんが、集計の結果が出ています。それで、これ平成29年4月28日に報道発表して、速報値ですけども、これを見るとね、教員の1週間当たりの学内、学校の中においた総勤務時間か、この時間はね、一番長いのはね、教頭先生、副校長先生、63時間、ちょっと超えていますよね。それから、その次は教諭ですね。これ57時間。校長先生はちょっと少なくても54時間ぐらい。これが小学校ですよ。

中学校はね、教頭先生、副校長先生は63.36、小学校と余り変わらない。それから一般の先生ですね、63時間と18分というのかな。これを見ると、相当忙しいなという感じしますね。これ1週間ですからね、1週間ね。

で、さっき冒頭ですね、長々と述べましたけれども、普通の労働者は週40時間という縛りで労働法制なっていますよね。そうすると、阿見町ではどのぐらいになっていたのかという具体的な数字っていうのは出てますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現時点では、各学校、10校ありますけども、校長、教頭が時間外勤務及び勤務時間の管理はしているところではあります。確実なデータとしては、今、教育委員会にもないのが現状であります。

年に2回ほど県のほうに提出ということがありますので、先日も校長会、教頭会でお話しさせていただいたんですが、今月よりきちんと時間外勤務、それから勤務時間の管理をして、教育委員会のほうに提出ということで求めております。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） タイムカードの導入はね、3年ぐらい前からやられてたということで、私もこの質問する前に、教職員組合、茨教組の稲北支部か、ここの専従の先生にお会いしてですね、いろいろと話を聞きました。そこでは、本当に阿見町、早くからこの取り組みをやっていただいてということで、教育長とも面談されたんでしょうか。非常に高くね、評価されておりました。

ただね、さっきの御答弁聞きますとね、残念ながら、誰がどのぐらい忙しいのかってのがよくわからないんですよ。そうすると、結局、勤務時間短縮につながるためにはどうしたらいいかっていうこと、このこともね、分析されていないのではないかなというふうに思うんですよ。せっかく先駆的にというかな、教職員組合にも評価されるようなタイムカードの導入をされたということであれば、そのタイムカードの中身をね、もうちょっと精査して分析してですね、勤務時間短縮につなげるような、そういうことにすべきではなかったかなと思うんですけども、この点についてはいかがですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

タイムカードに関しましては、各小中学校10校とも同じ業者のものを設定いたしているんですが、はっきり申し上げますと、昨月まで、出勤時間と退勤時間の印字しかできなかったんですが、いろいろ調べてみたところですね、時間外勤務も印字できるっていう設定があることがわかりました。今月の教頭会の折に、その旨を確認しまして、今、各学校で設定作業を行いまして、今月中に試行運転、来月から完全実施ということで取り組んでおります。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、わかりました。今後、もうちょっと精査して、教職員の自覚を促すとか、そういうものだけではなくて、もうちょっと中身をきちっと把握すると、そういうふうにするということまで理解いたします。

それで、1つだけ確認したいんですけども、さっきね、全国平均というのを申し上げましたけれども、全国平均よりは、阿見町……。これもわかんないのかな。わかんなかったら、わかんないって答えてくださいね。全国平均よりも阿見町の教職員の方々の方ですね、学内勤務時間というのは長くなっているんですか、それともほぼ全国平均なんですか、それとも全国平均よりはちょっと低い、こういうことなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほど申しましたけども、確実な数値に関しては把握しておりませんが、今年度、各学校の教頭等に確認したところ、4月から8月までを見ても、全体的に勤務時間は少なくなってきた

いるということで把握しております。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） これは先生方のね……。一番最後の答弁で、私が聞いたことに答えていただいているんですけども、なるべく先生方ですね、勤務時間を合理化して、それで子供たちと向き合う時間、そのためにはどうしたらいいかということ、提言も含めてですね、現状を把握したいと思ってしている質問ですので、ぜひね、精査をできるようなタイムカードにしてくださいと思います。

次にですね、1点目ですけども、教育長の御答弁はですね、29年12月22日、中央教育審議会、ここの中身を言っていたらいいんですけども、私は一番最後に出たね、平成30年だったかな、平成30年2月9日にね、いよいよってわけじゃないけれども、本当に取り組みを徹底なさいと、こういう形で最後に出してきた通知なんですね。その中には、業務をね、学校の中における、今、業務をですね、学校内に……。あ、違う、ごめんなさい。

1つにはね、通知、学校における、学校の中で業務改善して、時間をつくろうというのが1点。それから2点目は、さっき言ったように、勤務時間管理を徹底したり、それから適正な勤務時間を設定したり。それから3番目、意識改革。意識改革は大分進んだということなんですけども、教職員全体の意識改革という、3つの柱になっていて、その業務改善の中にですね、教育委員会、各市町村教育委員会ですよ。これ通知はね、都道府県と政令指定都市の教育委員会に出ていますけれども、当然そこからですね、各市町村、基礎自治体のですね、教育委員会に通知がされるわけですけども、特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化についてですね、3つのことを言った。3つか、3つですね。

基本的には、学校以外が担うべく業務。つまりもう学校じゃなくて、学校以外のところで担ってよ。それから2番目には、学校の業務だけれども、必ずしも教師が担う必要のない業務、これが2番目。3番目、これは教師の業務。教師の業務なんで、これは学校がやらざるを得ませんよね。それで、その負担軽減が可能な業務。この3項目で例示があると思うんですよ。

さっき、ちょっと簡単過ぎるので、もうちょっと詳しく、この2月9日の文部科学省事務次官が通知した内容。今、言ったのは本当の概要、エッセンスなんですけども、もっと細かく少し教えてもらっていいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどありました2月9日に出ました、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定の通知でありますけども、その中に基本的には学校以外が担うべき業務といたしまして、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応、3点

目としまして学校徴収金の徴収・管理、4点目としまして地域ボランティアとの連絡調整。

また、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務といたしまして、調査統計等への回答、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動と明記されております。

続いて、教師の業務だが負担軽減が可能な業務といたしまして、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事等の準備運営と明記されております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 進路指導と支援が必要な児童生徒、家庭への対応というのも、多分入ってるんじゃないかなと思うんですけども、わかりました、ありがとうございます。

それでね、これに基づいて、私もその後、特にこんなことは阿見町で、すぐには言わないけれども、すぐにでも改善できるかなというものを、今回ね、質問をさせていただいたんですけども。

まずね、これまでの取り組みの4点目。ページ数でいうと3ページかな。スクラップ・アンド・ビルドっていう形で出ていると思うんですね。その中で、発表会とか、教育の日とか、陸上競技会とか、各種コンクール等への出展について見直しを行いましたというふうには書いてありますから、そうすると、今まで受けていたものを見直して、多分、これについては取り組まないことにしようとか、そういう形で進めたんだと思うんですね。具体的に、どの内容を見直ししてやってきたのかということをお教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

まずスクラップ・アンド・ビルドをしたものということで、具体的な取り組みといたしまして、町の教育研究発表会、これに関しましては時間を短縮して、代表者発表及び講演会という内容を変更いたしました。

続いて、町教育の日についてに関しましては、午前、午後と2部の構成で行ってございまして、町内の教職員の移動等が非常に大変であったということもございまして、町全体での講演会といたしました。

行事であります陸上記録会や町の音楽会に関しましては、必要性や授業実数の確保、それから練習時間等の面から、今、見直しを検討しているところであります。

各種コンクールにつきましては、夏休み中への課題が非常に盛りだくさんでありまして、出展のコンクールの数や、出展の数、それから審査について見直しを行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 夏休みね、本当に農協からも来る、どっからも来る、どっからも来るっていいね。ただ、よくね、中央公民館で展示されてますけども、その作品を見るのはね、楽しみだし、子供たちの成長がうかがえていいと思うんですけども、そういったことを見直したということですね。

次、6点目、運動部活動の運営方針。これを方針を策定してですね、実際には10月から開始ということらしいんですけども、これはどういうふうの方針を策定したんですか。どういう方針だったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

こちら答弁にもございましたが、スポーツ庁並びに県のもので、運動部のガイドラインとか、そういう方針に基づきまして、ほとんどスポーツ庁と県のガイドラインに沿った内容になっています。具体的にはですね、方針としまして、学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営、適切な運動部活動の運営のための体制整備、合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取り組み、適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直しということで、特にですね、今申し上げた適切な休養日等の設定ということで、ここを具体的に今回、決めました。

ほかの市町村等では、なかなか具体的に踏み込んでいないんですけども、阿見町につきましては、まず適切な休養日ということで、毎週木曜日を休養日とすると、第1に。で、2つ目としまして、夏季休業日の閉庁日ですね、この閉庁日は休養日とすると。学校が閉庁日においては部活動も行わないと。それと、年末年始の12月29日から1月3日の間も休養日として部活動を行わない。それと、これまでですね、部活動、朝練をやっていたんですが、阿見町におきましては、これからは朝の部活動は行わないと、こういう形にしました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。朝練やらないと。毎週木曜日は休養日とすると。年末年始及び閉庁日についてはやらないと。で、朝練についてはね、どうも大会が近づくと、生徒もね、もっと練習して、いい成績をとらなくちゃいけないなんていう、張り切ってますね、これはちょっと除外しようとか、そういう形になるようなんですけども、阿見町の対応はどういう対応なんですか。大会が迫るとか、そういう時期の対応ですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

朝の部活動に関しましても、各中学校の3中学、それから教育委員会、教育委員ともお話し

合いをしまして、効果的な時間の設定等の面もありますし、朝の余裕を持った始業ですね、スムーズな授業への取りかかり等も含めまして、一切部活動に関しては朝練は行わないということ取りまとめました。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。朝やると疲れちゃう生徒、いますよね。授業に身が入らないかもしれませんね。それはやめたということですね。

それで、次にですね、これは私の質問項目の3点目、公会計の話でしたですね。通知でもですね、基本的に学校以外が担うべき業務ということで、給食費の徴収金を公会計へ移管すべきではないか、移管しなさいと言ってるのかな。この問題についても、同僚議員が四、五年前から提言もしていたと、こういう話。私もちょっと議事録は精査しませんでしたけれども。

これについて、答弁書で触れられておりますけれども、まだ何か明確なですね、方針が決まっていないような感じを受けるんですが、もうちょっと具体的にですね、どういう方向に行ってるのかを、まず答えてください。まずそれで答えて。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

給食費につきましては、現在、各小学校で集金しているわけですが、これをですね、保護者から直接町の会計に納付するためにはですね、納付書の発行とか、納付の状況の管理、引き落とし口座台帳の管理など、主要なシステムというものが必要になります。これについて、今、そういったシステムをですね、提供できる業者さんが、こちらいろいろ調べたところありましたので、そちらの業者さんのほうに、今、システムの内容と見積もり、阿見町の場合、幾らぐらい費用がかかるのかということをお聞きして精査しています。そういったものがわかればですね、今後そちらに向けて導入できるかと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。進むような感じを受けましたけれども。

ところでですね、給食費の未納者かな、未納者に対して対応する事務というのかな、仕事というか、結構なものがあるようにお聞きしているんですけど、平均して1人の先生が…。出てるかどうかはわかりませんよ。どのぐらいの件数を対応しているのかについて、わかりますか、すいません。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

具体的にですね、数字的なものはありませんけれども、今現在こちらで行っているやり方と

しましては、学校の中で給食費を滞納されてる方がいらっしゃいまして、その中で特に金額がかさんでしまったりとかですね、そういった方を何人か、大体10件前後抽出しまして、各学校ごとに、そちらのほうの学校の教頭先生と、こちらの教育委員会の管理職、学校教育課長だったり、給食センター所長だったり、指導室長、そういった者がペアを組んで、それを何回も話ができるまで訪問すると。それを大体年に2回ほどやっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 答弁の中にね、教頭先生という名前がたくさん出てきてですね、さっき、数字言いましたけども、教頭先生、副校長先生、一番多いんですね。次の質問にも入りますけど、植栽管理の話なんですけどね、やっぱり校長先生はね、うちを守るといふか、その学校を守る。教頭先生は、やっぱり対外的なものも含めてやるということになるようなので、どうしても教頭先生に仕事があるんですね、集中するというようなことを聞くんですけども、次の質問。

5点目になりますね。学校の植栽管理ね。除草。用務員と教頭先生が主に担当しているような感じを受けますね。で、答弁ではね、学校サポーターによる協力活動もあるんだということで、できれば町としては、学校サポーターの方々に担っていただいて、植栽管理とか除草についてもやっていきたいと。それだけで足りるかどうかはわかりませんが。

どの学校でですね、学校サポーター、町内でですね、幾つぐらい、どのような協力が行われているかを御答弁ください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

海野議員がおっしゃるとおり、まず教頭先生の業務量が大変多いというのは、こちらのほうでも認識しております。そういったことで、教頭先生の業務をですね、いくらかでも減らしたいということで、いろいろなこちらも取り組みをしております。

御質問のですね、学校サポーターの件ですけれども、町内では、第二小学校において学校サポーターという、これ地域の方が中心となりまして、地域の方が自分たちで組織をつくって、いろいろ日程調整して、学校の除草だったりとか、木の剪定とか、そういったことを行っていると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。阿見第二小学校。学校サポーターが、まさに地域の学校を支えていると。ちょっと統廃合の予定になっているので、ちょっとそういう活動がね、継続してどこかに、あるいは今、町内に広めていってやっていただきたいなと思いますけ

ども、それおいといてですね、大きな樹木の植栽についてはね、業者が入っていると思うんですよね。結構大きいものがあるとね。ただ、日常的な管理は、やっぱり教頭先生と用務員さんがやられているのかな。これ提案なんですけども……。

まず1つね、これ何で教頭先生が、そういう植栽管理とか除草っていう仕事を、これ業務分担として教頭先生がやる仕事だというふうになっているんですか。まず、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。教頭の業務といたしまして、学校内外の管理というのがありますので、その中の一環として、授業をほとんど持っておりませんので、時間的な余裕ということも含めまして、現在では教頭が中心となっているのが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。それでね、提言ですけれども、やっぱり教頭先生の、この時間が少なければね、ほかの先生と比べて少なければ、やってもらってもいいんじゃないかなとは思っただけけれども、こういうふうにはですね、突出して、やっぱり教頭先生多いという形であれば、日常の植栽管理についても、用務員さんだけではね、用務員さんの、また業務もほかにあるようですので、足らなくなると。

そうすると、例えばですよ、シルバー人材センターとか、学校植栽管理支援員みたいなね、こういうものを設けてですね、各学校に置くか、置かないかは別として、学校の植栽管理の支援をしてもらおうと、そういう考え方に立てないのかどうか。立つべきだと思いますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

確かにですね、学校の植栽管理と草刈り、除草なども含めてですが、教頭先生、用務員さんだけでは、実際問題なかなか対応し切れない状況があると思います。そういったことからですね、予算の範囲内で、こちらのほうも業者さんを委託しているところなんですけど、そうはいつでも、やはりその予算の範囲内でできないこともございますので、実際問題、学校教育課の職員がですね、自分で草刈り機とか、あとチェーンソウを持ち込んで、直接そういうことを実際やっているという状況もございます。それだけでも、やはり今回こういったことについては、なかなか対応できないんで、今後はですね、答弁にもありますが、地域人材、ボランティアの方、そういったことを協力を仰げるように。あとはシルバー人材センター等の民間業者に協力依頼できるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 最後の、この件について最後になりますけれども、先ほどね、ちょっと数字を、1週間当たり63時間とかね、65時間とかっていう形で述べましたけども、1日当たり見てもね、いや大変な時間ですよ。小学校では平均してですよ、教頭先生12時間と18分。8時に行って、夜の8時に帰るような感じじゃないですか。それ以上かもしれませんね。学内にいるってということなのかもしれませんけれども。で、中学校も同じような状態。先生方も11時間も、11時間34分か、小学校は。中学校は11時間と42分。これは相当拘束時間が長い、ブラック企業じゃないかと思われるようなね、そういう状況ですよ。

それで、私も先ほどから、冒頭申しましたけども、原則はね、40時間という縛りの中で社会は動いているわけですよ。ですから、学校の先生方、特に管理職になる教頭先生、こういう先生方にもですね、やっぱり余裕というのかな、時間的な余裕を与えれば、人間的な余裕もできてくる。この余裕を与えてですね、ぜひ阿見町の教育がですね、子供たちに、学校の先生方がですね、子供たちに向き合う時間をつくって、ひいてはね、子供たちがよく育つというのもおかしいかもしれないけれども、よい教育を受けられるような形、それをぜひともやっていただきたいと思います。

最後に教育長、お願いできますか、答弁を。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

学校現場を後押ししていただける一般質問、ありがとうございます。感謝申し上げます。

過酷な労働環境で教員が疲弊しているのでは、質の高い教育は望めません。海野議員の質問でも、国のほうでこういう言い方をしていますから、子供と向き合う時間の確保と言っていますが、これはあくまでも方法的な目的であって、本来の目的は、質の高い教育の提供だと考えております。働き方改革で要求されるのは、教育の質の向上だと、私は捉えております。

教職員の勤務については、一般の勤務とは異なる内容が多いものですから、正規の勤務と時間外勤務の区別がつきにくい。それから、今まで決して間違っていないんですが、今までの日本の教育が、全て学校でと。海野議員と出会ったころから、私はマルマル教育の話をさせてもらって、またその話かと海野議員によく指摘されましたけども、作品募集もそうですね。各事業所が主体にならない。先生、審査してください。学校で集めてください。自分のところでやってるんだから、自分でやってくださいよ。それを返してったわけです。批判はあります。今までと違うわけですから。

教師も、今までの自分の経験と大学で学んだことだけでは、これからの教育はできない。そ

ここで働き方改革。自己啓発の時間をつくる。それから、先ほど質問の途中でもありましたけども、私がタイムカードを導入した後、進めてるんですが、一向に進まない。校長、教頭、教務主任に話しても進まない。そこで時間を設けて、3者以外の職員と懇談を持ちました。わかったことがあります。2学期制にしてくださいよ。何とかしてくださいよ。行政側に求めるだけなんです。自分たちでこうしようという意識改革がまだまだない。思いました。そこに力を入れてきました。つまり、自己啓発の時間をつくる時間のマネジメント能力、これを教職員につけなければならない。そうしなければ、質の高い教育の提供はできないと、そこを目指してきました。

教員採用試験、先ほどブラックという話がありましたけども、教員採用試験の倍率の低下、小学校は2点何倍です。優秀な人材は集まりません。若い人が賢明だからです。そんなところでは働きたくない。そこでは自分の人生をかけられないと、そう判断していることかと思います。若者の職業観の問題。これはやる気がないんじゃないで、私は逆に能力が高いと思います。阿見町に優秀な人材を確保するには、働きやすく、働きがいのある職場環境が必要であると考えて、3年間取り組んできました。

つまり、最初に戻りますが、働き方改革は子供たちへの質の高い教育の提供という視点で取り組んできました。少しずつ進んでおりますが、まだまだです。ただ、今回、夏休みに教員評価の進捗状況の面談を校長、教頭としましたが、中には、毎週木曜日、バイオリンを習いますという若者が出てきました。いいことだと思います。つまり、一斉退勤は意味がないんですね。やっぱり仕事の段取りを考えて、金曜日にこれをやらなきゃならない。一斉に帰りましょうなんていうのは、もうスタートのときだけで、それぞれがそれぞれの曜日、この日は何をやる。早く帰ることが目的ではなくて、その余った時間をどうするか、生み出した時間をどうするか。自己啓発に充てなければ、すごいスピードで進んでいる世の中。2030年、あと12年しかありません。2030年に生きる子供たち。そこでしっかりと生きていく力をつけなきゃならないと思っていますので、そのためにも働き方改革は今後も進めなければならないと思います。

後押しのいただける一般質問ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございました。ぜひね、そういう学校になるように希望したいと思います。

阿見町にね、勤務したいという、これは以前から申し上げましたけど、阿見町に勤務したいという学校の先生方、よく聞くんですね。ただね、来てみたら、何かブラック企業みたいで大変だとかね、やっぱりちょっと忙し過ぎるとかって、そういう形にならないように、ぜひね、そういうような阿見町の学校現場になるように希望したいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2項目ですけれども、教育長3年間の任期が満了するわけですが、3年間やってみてですね、阿見町教育行政の課題は何かについて質問をします。

この間ですね、教育長、3年前からですね、学校再編に関するね、基本方針に基づいて学校統廃合を推進してきました。私は地域の文化的シンボル、精神のよりどころとして、なるべくね、学校を維持できる方策についてということで、例えば通学区域を見直してみたらどうかとか、それから通学区域を町内全域とするような小規模特認校を採用してみたらどうかとか、こういう問題に常に提言をしてきたつもりでございます。

しかし、そうした提言はですね、前町政のもとではね、採用するところにはならなかったわけで、その結果、前任の青山教育長、それから菅谷教育長、それぞれのね、教育長のお膝元の小学校、吉原小学校、実穀小学校がですね、閉校になったと。さらには第二小学校、先ほども出ておりましたけども、5年後、2023年に第二小学校とも統合すると。さらには君原小学校の統廃合を進めると、そういう計画になっていると思います。

これは千葉町長の言葉というふうに書いたんですけども、きちんと覚えているわけではないので、違う表現だったかもしれないけども、選挙期間中ですね、130年を超える歴史を積み上げてきた両小学校の閉校について残念だと、歴史を積み立ててきた中でね、閉校に至ったのは。それから、ほかに存続の道がなかったのかなという感想をですね、漏らしたというふうに聞いております。

もちろん、現在の課題はですよ、統廃合し、もう出発した新たな統合小学校がですね、子供たちにとって最も教育効果が上がるように、そういう学校にすることだというふうに理解しておりますが、改めて、教育長の学校統廃合に関する基本的な考え方及び統合後半年を経過した学校現場の課題についてお聞きしたいと思います。

さらに、先ほど申し上げましたけども、3年前、3年3カ月前だったかな。平成27年12月議会の一般質問で、新教育長となった菅谷教育長に伺った項目のうち幾つかについて、再度、取り組みの現状と実績、今後の課題について聞きたいと思います。

ちょっと長くて申しわけないんですけども、1番、推進した政策と阿見町教育行政の今後の課題は何か。

2番、学校統廃合についての基本的な考え方。

3番、通学バスの運用について。

4番、あさひ小学校のプール授業について。

5番、あさひ小学校の植栽について。

6番、通学区見直し及び通学路交通安全プログラムに基づいた通学路安全点検及び安全対策

について。

7番、本郷小学校新通学路の現状について。

8番、グローバル化に対応した小中学校の外国語教育、国際化教育の推進と成果について。

9番、小中一貫教育あるいは幼小中高大一貫教育の取り組みについての現状認識と成果について。

10番、茨城県立聾学校と実穀小学校の相互連携教育を引き継ぎ発展させる取り組みについて。

11番、主権者教育の観点から、阿見町議会の傍聴を進めるべきではないか。

12番、古民家や文化財などの地域歴史資源の保存と利活用、歴史民俗資料館整備について。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 教育長としての任期満了に当たって、阿見町教育行政の課題は何かについての質問にお答えします。

1点目の、推進した政策と阿見町教育行政の今後の課題は何かについてであります。

阿見町教育振興計画の基本理念である「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」をもとに、「現在（いま）をみる 未来をつくる」を阿見町教育委員会のキャッチコピーとして、教育行政を推進してまいりました。

平成27年4月1日から新しい教育委員会制度が発足したことを受けて、地域の特性を活かした主体的な教育行政が求められていることから、現場主義の改革の重要性を意識した教育行政を展開してきました。教育委員、指導室、学校教育課、生涯学習課などが同じスタンスで教育行政全般を支援できる組織体制を構築してきました。

具体的な施策については、小中学校9年間を通し、切れ目ない教育の推進として、阿見町の授業スタンダードの設定や統合型校務支援システムの導入、ICT機器を導入しました。

働き方改革として、タイムカードや留守応答機能つき電話の導入、学校閉庁日を設定しました。

いじめや不登校、配慮を要する児童生徒の対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育指導員を配置しました。

少子高齢化の進行により策定された阿見町立学校再編計画に基づき、保護者、地域住民、学校、教育委員会の協議により合意形成を図りながら、平成30年度に、吉原小学校と阿見小学校を統合し、実穀小学校と本郷小学校を統合し、さらに本郷小学校から一部分離してあさひ小学校を開校しました。阿見第二小学校においては、2023年4月の阿見小学校との統合に伴う対策として、指定校変更制度を採用し、既に阿見小学校に通学している児童もいます。また、君原小学校区においては、学校再編に関する意見交換会を実施しているところです。

また、平成30年度には、教育振興基本計画後期基本計画を策定しました。この計画は、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画としているものです。策定年度以降5年間の教育振興を目指し、本計画に沿った教育環境の充実等を進めてまいります。

施設整備としては、計画的に各小中学校等の空調及び給排水設備の改修と屋内運動場の非構造部材の耐震化などを進めてきました。

今後の課題としては、学校と保護者、地域が一体となって子供たちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールの設置、保・幼・小・中と学校段階間を円滑に接続する教育活動の推進、地域性や高等教育機関の立地を活かした質の高い教育の推進、学校再編計画に基づいた適正配置等、教育環境の整備があげられます。

生涯学習関係では、就学前教育を中心とした家庭教育の推進があげられます。事業としては、家庭教育講演会の開催、乳幼児から児童の保護者に向けた家庭教育リーフレットの配付、子供たちが体幹と礼儀作法を学ぶことのできる「マナーキッズプロジェクト」の開催に取り組みました。

今後は、家庭、地域、学校、行政機関がさらに連携しながら子育てや家庭教育をサポートできる仕組みづくりが課題となります。

また、平成30年度には、生涯学習推進計画後期基本計画の策定をしました。この計画は、生涯学習の現状と課題、町民ニーズ、今後の社会の方向性等を踏まえ、策定年度以降5年間の本町生涯学習推進の基本方針と、その実現のための具体的方策を明らかにしたものです。今後も、本計画に沿った生涯学習事業を進めてまいります。

文化財事業では、町内の大形出身で正岡子規門下において重きを成した俳人、渡邊香墨に関する調査研究の印刷製本業務に取り組んでいます。香墨の文学業績の普及を図るため、平成31年3月の製本を目指しており、各種イベントや講座、また町内小中学生の教材としての活用も検討しているところです。

施設の維持管理事業では、中央公民館及び町民体育館の耐震補強工事、陸上競技場走路改修、総合運動公園テニスコート照明灯改修などが上げられます。今後も継続して、社会教育施設の長寿命化を図れるよう取り組んでまいります。

2点目の、学校統廃合についての基本的な考え方についてお答えします。

学校統廃合については、平成27年3月に策定された阿見町立学校再編計画に基づき、適正規模を基本とした子供たちの教育環境の整備を進めています。

学校教育には、児童がさまざまな人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が大きく期待されております。そのような中で、児童にとって、クラス替え等を通じての人間関係や、多様な価値観・学習意欲・よい意味でのライバル

意識が芽生えるためには、望ましい適正規模が必要であると考えます。また、学校教育活動では、総合的な学習の時間等で課題別活動に幅を持たせることや、体育的・文化的学校行事において学級ごとに取り組めるなど、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばす教育活動ができます。さらに教職員においても、同一学年に複数の学級があることで、相互の研修等が可能になると考えております。

1点目でも答弁させていただきましたが、今後も児童の望ましい教育環境を適正規模の観点から考え、統廃合を前提とした話し合いを保護者や地域の代表者の方々と重ねながら、合意形成を図って行くことを基本に考えております。

3点目の、通学バスの運用についてお答えします。

阿見町は、阿見町立スクールバス事業要綱に基づき事業を実施していますので、通学バスではなくスクールバスと読み替えさせていただきます。

今年度、小学校では、学校再編による旧吉原小地区から2台、旧実穀小地区から3台、中学校では、通学距離が6キロメートル以上の遠距離通学者に対して、阿見中学校で1台、竹来中学校で1台運行しています。学校行事や夏休みに行われる学びの広場、サマースクールにも対応しています。

また、中学校では部活動のある生徒と部活動がない生徒が存在し、登下校時間が異なる場合がありますので、登下校で部活がない人の便と部活がある人の便とで分けて進めてきました。

利用者の保護者に対しては、利用意向調査の実施後の説明会等で、バスの停車場所や年間の運行時間等を協議しています。

4点目の、あさひ小学校のプール授業についてお答えします。

あさひ小学校は、学校敷地内にプールを整備していないため、阿見中学校プールまでバスで移動し、水泳学習を実施しました。実施方法は、各学年午前中の9時30分から11時15分までを1回とし、6月22日から7月12日まで、各学年2回ずつ水泳学習を実施しました。

学習内容は、小学校体育の学習指導要領に基づき、学年の発達段階に応じ水泳学習を行うもので、児童たちは安全に楽しく水に親しみながら学習に取り組んでいました。

5点目の、あさひ小学校の植栽についてお答えします。

あさひ小学校には、南西側にソメイヨシノが1本、北東側にキンモクセイ、イチョウ、サルスベリが各1本、イロハモミジ、ハナミズキが各2本、合計8本の樹木があります。緑化の検討につきましては、阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会の中で協議を行い、その結果、植栽等においては、学校の意向等も聞きながら最終的に決定しております。

6点目の、通学区見直し及び通学路安全プログラムに基づいた通学路安全点検及び安全対策

についてお答えします。

あさひ小学校の通学区域については、阿見町立学校再編検討委員会の答申に基づき、町で決定し現在に至っております。通学区域については、答申の付帯意見で示されているとおり、児童数の推移や社会情勢の変化等を調査検討しながら、その必要がないと判断される状況になった場合には、通学区域の見直しを行うように考えております。

通学路交通安全プログラムについては、8月23日に通学路合同点検と通学路安全対策推進会議を実施し、平成30年度の新たな危険箇所15カ所、昨年までの継続案件8カ所について対策を検討しました。このプログラムについては、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、道路公園課、生活環境課と連携協力を図りながら、引き続き危険箇所の改善に努めてまいります。

7点目の、本郷小学校新通学路の現状についてお答えします。

本郷小学校から北東側に新しく整備する道路については、2019年度から工事に着手し、2020年度末までに供用開始を予定していると担当課から聞いております。

8点目の、グローバル化に対応した小中学校の外国語教育・国際化教育の推進と成果についてお答えします。

グローバル化への対応に向けて、新学習指導要領では小学校3・4年生における外国語活動、5・6年生における外国語科の導入が示され、今年度より一部先行実施が行われております。

阿見町におきましては、外国語指導助手——ALTを昨年度より1名増員して、全ての小中学校に派遣し、指導体制の充実に努めております。ALTの配置により興味関心が高まり、意欲的に活動に取り組む様子が見られています。また、各小学校においては、外国語活動推進リーダー教師が中心となり、カリキュラムの作成や授業研究を進めております。

9点目の、小中一貫教育、あるいは幼小中高大一貫教育の取り組みについての現状認識と成果についてお答えします。

阿見町では、町教育推進委員会において、小学校と中学校の連携を進めております。町教育推進委員会では、中学校区ごとに授業力向上や家庭学習の進め方等について連携して研究に取り組んでおります。また中学校区ごとの相互授業参観や情報交換を通して、教師同士の交流や児童生徒の共通理解を図っております。小学校で身につけた力が中学校で活かされ、学力の向上についても大きな成果を上げております。

また、保幼小の連携につきましては、町独自のスタートカリキュラムの作成や幼児教育と小学校教育の接続のための研修会を実施し、さらなる連携の強化を図っております。

小中一貫教育につきましては、町教育推進委員会の取り組みの成果と課題等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

10点目の、茨城県立霞ヶ浦聾学校と実穀小学校の相互連携教育を引き継ぎ発展させる取り組

みについてお答えします。

霞ヶ浦聳学校との交流につきましては、統合した本郷小学校において継続して行っております。各学年で行われる校外学習を共同で実施する予定になっており、今後も持久走大会等の学校行事を中心に交流を図っていく予定です。連携を図り、相互理解を深める活動を通して、思いやりの気持ち等を育てていきたいと考えております。

11点目の、主権者教育の観点から阿見町議会の傍聴を進めるべきではないかについてお答えします。

地域の課題を社会の一員として主体的に担う力を育む主権者教育の推進については、学校、家庭、地域が互いに連携し、児童生徒の発達段階に応じて社会全体で取り組む必要があると考えます。議会の傍聴につきましては、学校の現場の考え等を聞いて検討していきます。

12点目の、古民家や文化財などの地域歴史資源の保存と利活用、歴史民俗資料館整備等についてお答えいたします。

まず、古民家や文化財などの地域歴史資源の保存と利活用についてですが、現在、町内には町指定文化財が19件、県指定文化財が3件、国指定記録保存無形文化財が1件あります。町内に2カ所の文化財倉庫があり、出土遺物や民具等を多数保管しております。町内の各公民館、ふれあいセンターを利用して出土遺物等の展示を行い、普及活動を図っているところです。

歴史民俗資料館の整備については、前述のように、既存の施設を活用しながら、町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供しておりますが、将来構想として歴史民族資料館の整備に向けた検討が必要だと考えます。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は2時5分とします。

午後 1時56分休憩

午後 2時05分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開会します。

海野隆君。

○9番（海野隆君） たくさんの項目についてですね、御丁寧な答弁をありがとうございました。それで、そのうちですね、まず6点目、通学路安全プログラムに基づいた安全点検及び安全対策について再質問を、まずさせていただきます。

まず最初にお伺いしたいんですけども、平成29年のね、交通安全プログラム危険箇所対策一覧というものを見させていただいているんですけども、この中で、何か事故につながったとか、29年度で設定して、それから1年間、事故につながったというような事例ってのはあったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

この交通安全プログラムでですね、点検した箇所について、そのような事例は聞いておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） それでですね、平成29年度危険箇所対策一覧ということで1から17カ所かな、ナンバー17まで、17件のね、危険箇所の対策一覧が載っています。その中にはね、年度中に、29年度、今年29年度だっけ、30年度だな、失礼しました。29年度中に対策を終えるところ、それから30年及び31年度、あるいはそれ以降にかかるものとして区分けがされておりますけれども、29年度中に対策を終えるものというふうな形で載っている点については、全て対策は実施されておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

その年度中にですね、対策するというもので発表しておりますけれども、対策できてるものは12件で、継続になったものが5件ございます。17件中5件が継続になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 29年度中にやると、対策するということで残してしまったものはありますか。もう1回聞きます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

一応、完了していると認識しております。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 12番、この危険箇所の12番、対策一覧。私も1番から17番まで全部、この前、見てきたんですけども、12番については、対策がされていないような感じを受けたんですけども、いかがですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁、大丈夫ですか。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ちょっと先ほどですね、一応全て完了していると認識を持っていると御説明したんですが、

申しわけありませんでした。29年度の時点では対策を講じると一応計画していたものを、30年度のほうにちょっと継続ということにしておりました。大変申しわけありませんでした。訂正します。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） それ今、12番の話ですか。ごめんなさい。

○議長（吉田憲市君） 朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

具体的に言いますと、12番は西郷のセブンイレブン付近のことだと思います。そちらについては、29年度の対策では、29年度時以内に完了すると、その段階では決めていたんですが、実際問題、完了できずに、30年度のほうに継続審議となっております。すいませんでした。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 私もね、現場見て、ここまだできてないなというふうに思ったんですけども、でも、できない理由があったのかなというふうに推察をしました。それはやっぱり店舗があるので、もともとあったものをとったようなイメージなんですけども、店舗への出入りということで、店舗との調整がつかないのかな。あるいはどうなのかなというようなことがあったんですけども、この対策ができていない原因というものはどういうものかというふうに把握しているんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

対策がとれていない原因、ちょっと今の段階でわからないので、後で調べさせてもらいます。すいません。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 30年度の8月23日にね、私も会議やってる隣を通ったんで、今日やるなというふうに思って見てたんですけども、やっぱり年度中にできることについては、危険箇所として認識したので、やるべきだというふうに思います。それで、ただ、その継続になっている部分については、警察、交通安全の関係で入っている部分もあって、そうすると予算の関係になるので、警察について予算がないと、例えば信号をかえるのに予算がないと言われたときに、町としてどういう対応をするのかと、このことについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

海野議員がおっしゃるとおりです。確かにですね、対応が警察署のほうで対応するような案

件がございます。そういったものにつきましても、このプログラムの会議の中で協議しております。で、毎年ですね、この協議は定期的にかけておりますが、その中で警察のほうに再度、要請しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員，残り時間3分です。

○9番（海野隆君） はいはい、この問題についてはこれで最後にしますけども、私がね、一般的にね、全部の箇所を見ましたけれども、気になることがね、1つだけあるんですよ。それはね、横断歩道、これのね、線がね、本当に薄くなっているなど。それは君原の公民館の前もそうだし、それから曙のところもそうですね。ほとんどもう横断歩道の線が引かれてないような状態。これについてもですね、やっぱり視認性を明確にするということから、ぜひね、これ対策を入れていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

このプログラムの会議の中でですね、そこら辺のことについても、改めて共通理解にたって進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、最後の質問にしたいと思えます。11点目ね。主権者教育の観点から、阿見町議会の傍聴を進めるべきではないかという点ですけれども、以前にですね、小学生議会か、だったかな、その部分と、それはそれでやるとしてもですね、実際の議会の町議会の傍聴をすべきではないかという提言もさせていただいて、再度今回もさせていただいたんですけども、この答弁書を見るとですね、議会の傍聴については、学校の現場の考え方を聞いて検討していくと書いてあります。

比較的ね、学校の先生方の手数というかな、準備とかそういうことを含めると、やっぱり現実、町内でやってるっていうか、町内のことを議論している、教育の問題、福祉の問題があがっている、この議会を傍聴させるというのは、主権者教育としては非常に有効なものではないかと思えますけれども、これ以上の、何か検討しているっていうんですけど、これ以上の答弁というのはありますか、何か対策してるとか、調整しているとか、打ち合わせしているとか、ということをちょっと。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

確かにですね、海野議員がおっしゃるとおりですね、議会の傍聴というのは、大変子供たち、

小学生にとって有意義な格好だと思います。ただ、先ほどの1点目の質問でもございましたが、教職員の働き方改革、あと子供たちの今、授業時間の確保という面からいくと、なかなか実現にはいろいろ課題があると思います。そういったことを調整しないと難しいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 以上で質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、4番高野好央君の一般質問を行います。

4番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔4番高野好央君登壇〕

○4番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の所管について質問させていただきます。

放課後児童クラブは、昭和48年から、放課後留守になる共働き家庭の支援として、現在も実施されています。放課後子ども教室は、小学生の放課後の居場所づくりとして、阿見町では平成22年度から、生涯学習課で開始し、その後、子ども家庭課へ所管替えをし、現在に至っているかと思えます。

私の子供も2人、児童クラブを利用させていただきましたが、共働き家庭、働く保護者にとって非常に重要な支援策だと思います。

阿見町では、学校の施設、敷地内に放課後児童クラブが設置され、放課後子ども教室は各小学校のグラウンドまたは体育館等を使用しています。利用しているのは全員小学生です。そうしますと、ここで1つの疑問が出てきます。各小学校施設等の所管は教育委員会、放課後児童クラブ・子ども教室の所管は子ども家庭課。なぜわざわざ複雑にするのでしょうか。この先、学校の統廃合、空き教室の利用などを考えると、所管を一本化したほうが、保護者もわかりやすいと思えますし、行政側もやりやすいのではないのでしょうか。

子ども家庭課では、虐待、ネグレクト等の対応で職員が家庭訪問など外に出ていることが多いと聞きます。このような状況で、仮に急を要するとき、命の危険があるときなど、迅速・的確な対応がとれるのでしょうか。そこで、質問をさせていただきます。

1つ、なぜ学校の施設等の所管と放課後児童クラブ・子ども教室の所管を分けたのでしょうか。

2つ目、所管が分かれていることにより、急を要するとき、命の危険があるときに、迅速な対応がとれるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の，放課後児童クラブ・放課後子ども教室についての質問にお答えいたします。

1点目の，なぜ，学校施設等の所管と放課後児童クラブ・子ども教室の所管を分けたのかについてであります。

放課後児童クラブは，厚生労働省の放課後児童健全育成事業として，共働き家庭等の小学生が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進するため，福祉部局で昭和48年4月から実施しております。

放課後子ども教室は，文部科学省の放課後子ども教室推進事業として，平成22年度から生涯学習課が所管になり，モデル的に阿見第一小，舟島小の2校で開始いたしました。

その後，全小学校での実施を検討した際，放課後児童クラブ・放課後子ども教室とも類似した事業のため，放課後児童クラブの実施のノウハウを持つ福祉部局に平成24年度に移管をいたしました。そして同年度には阿見小，実穀小の2校で，平成25年度には残りの4校で開始し，現在に至っております。

当時の考えとしては，施設管理の視点からの移管ではなく，業務経験を優先しての移管でありました。

2点目の，所管が分かれていることにより，急を要するとき，命の危険があるときに迅速な対応がとれるのかについてであります。

放課後児童クラブは株式会社アンフィニに，放課後子ども教室は特定非営利活動法人ユーアイ阿見に業務委託し，運営を行っています。業務委託の中で，それぞれ現場に責任者を配置し，安全・管理マニュアルにより緊急時の連絡体制や対応方法を整えております。

事故等が発生した場合には，まずは現場において適切な対応を行い，あわせて子ども家庭課へ連絡することになっております。連絡を受けたとき，担当職員が対応できない場合は，課内で別の職員が対応し，迅速かつ的確な対応をとっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。それでは，再質問のほうをさせていただきたいと思います。

子ども家庭課では，児童クラブ・子ども教室のほかにですね，虐待，ネグレクトなどの対応も行っているかと思いますが，昨年度1年間で何件の相談があったのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

平成29年度の相談件数でございますけども、63件ございました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） その63件の相談のうち、家庭訪問まで行ったのは何件あったでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

63件のうちですね、家庭訪問まで行った件数は60件ございました。また、訪問回数では延べ167回ありました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） 相談件数が63件、そのうち家庭訪問が60件。家庭訪問も1回では済まないでしょうから、訪問回数が167回と。そんなに件数があるとですね、児童クラブ・子ども教室で不測の事態が起きたとき、先ほどの答弁で、安全管理マニュアルがあり、連絡体制や対応を整えているとありましたが、職員の人数も手薄になり、担当職員がいない場合は別の職員が対応というのはなかなか難しいかと思えます。

子供たちは大人の想像を超える行動をとることがありますので、ほとんどの場合、マニュアルどおりにはいかないんじゃないかと思えます。急を要するとき、不測の事態が起きたとき、私としては、今の状況を聞いていますと、ちょっと対応が難しいかなと思うんですが、もう一度お聞きします。大丈夫なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

町長答弁でお答えしましたとおり、担当職員が家庭訪問により対応できない場合は、課内で情報共有を図りまして、課内の別の職員が速やかに対応し、問題のないように努めているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） 今のところ、何も不測の事態とか起きてないでしょうから、なかなか回答が難しいかと思えますが、それではちょっと切り口を変えて。近隣市町村において、学校施設管理と児童クラブ・子ども教室の所管が、阿見町のように分かれているところはあります

か。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

近隣市町村におきまして、学校施設管理と放課後児童クラブそれから放課後子ども教室の所管が分かれているところですが、県南地域の14市町村で、放課後児童クラブ、それと放課後子ども教室とも教育委員会で実施している市町村は、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村の9市村ということになってございます。また、放課後児童クラブを福祉部局で、それから放課後子ども教室を教育委員会で実施している市町村は、かすみがうら市、河内町、利根町の3市町ということです。

なお、放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも福祉部局で実施している市町村は、阿見町とつくば市の2市町ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） 今の答弁で、児童クラブ・子ども教室を教育委員会で実施しているところは9市村、両方福祉部局で実施しているところは阿見町とつくば市の2市町だけということですが、県南の14市町村のうち9市村が教育委員会で実施しているのであれば、周りに合わせてほしいというわけではないんですが、この先、学校の空き教室で児童クラブを実施するところもあるでしょうし、今、空き教室で実施しているところもあるかと思えます。やはりここは所管替えをして、教育委員会で対応したほうがいいのではないかと思います。そのほうがスムーズだと思いますが、教育委員会としては、そのあたり、どのように考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

放課後児童クラブや放課後子ども教室についてはですね、今現在も子ども家庭課のほうと情報共有して連携協力関係をさせてもらってるところです。これからもですね、そういった情報共有をしながらですね、連携協力関係を維持したいと考えておりますが、これからの、今、高野議員がおっしゃったとおりですね、学校再編に伴って、今、教室の状況も変わってくるかと思えます。そういったことと、あと、この放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係性、事業の対象者、関係性を考慮しますと、検討しなければならないテーマの1つと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） 今、答弁のほうで、教育委員会の答弁のほうで、この先、検討していただけないということで、福祉部局のほうではですね、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点ということから、これからの町の学校再編や他市町村の状況等も踏まえてですね、今後、教育委員会部局とも検討を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。どちらからもですね、検討するというお言葉をいただきましたので、教育委員会のほうも職員の数が余っているわけではないので、もし、この先、所管替えをすとなればですね、非常に大変だとは思いますが。ただ、一番に考えてほしいのは、利用している保護者の利用のしやすさ、そしてスムーズな対応だと思います。上級省庁との絡みもあるかとは思いますが、ぜひ前向きな検討のほうをお願いしたいと思います。

私の一般質問をこれで終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 高野議員、2問目。2問目はないですか。わかりました。

これで、4番高野好央君の質問を終わります。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん、こんばんは。こんばんはじゃないや、こんにちは。すみませんね。日本共産党の永井義一です。

東海第二原発の避難計画について質問します。

まず最初に、9月6日に発生した北海道胆振東部地震で亡くなられた方、被災された方に対してお見舞いを申し上げます。

今回の地震で最大震度7を観測するなど、今の日本では、いつどこで地震が起きても不思議ではない状況になっています。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、その地震と津波の影響によって、福島第一原発発電所の事故を引き起こしました。この原発事故により多くの福島県民が避難を余儀なくされ、この阿見町にも大勢の被災者が避難してきました。まさに原発とは、一度事故を起こしたら取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。今すぐにも原発の廃炉を求めるものです。

去る9月1日に水戸市内で行われた東海第二原発再稼働ストップ茨城県大集会で、前南相馬市長は、原発推進勢力は、原発はクリーンで安全で安いエネルギーと言っていました。しかし、一たび事故が起きれば、原発は人の命を危うくし、環境も汚染し、最も高くつくエネルギーに変わると言っていました。

東海第二原発の再稼働は、最も古い原発をまだ使い回しするというものです。阿見町議会では、平成24年の第1回定例会において、東海第二原発の廃炉を求める意見書や、平成28年の第3回定例会では、東海第二原発の運転期間20年延長をしないことを求める意見書が全会一致で可決しています。現実的な避難計画は、東海第二原発を再稼働させない、このことではないでしょうか。私はそう信じています。

記録的な猛暑が続いたこの夏、東京電力管内では、稼働する原発が1基もありませんでしたが、電力供給はほぼ安定的だったことがわかりました。3年連続での夏の節電要請が見送られたこととなります。昨年の夏の実績では、太陽光発電で原発8基分に当たる800万キロワットが賄われ、改めて原発の存在理由が問われることとなります。

一度事故を起こしたら取り返しのつかない、この原発。国では、都道府県及び市町村に対し、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画を作成することを求めています。茨城県では、その広域避難計画の策定が義務づけられている東海第二原発から30キロ圏内の14市町村では、約96万人の人が住み、国内でも最大の人口密集地域となっています。

この阿見町では、ひたちなか市の住民を受け入れることになっていますが、その詳細と今後の対応についてお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、東海第二原発の避難計画についての質問にお答えします。

阿見町では、ひたちなか市の住民を受け入れることになっていますが、その詳細と今後の対応についてであります。

東海第二原発の避難計画については、茨城県において、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画が平成27年3月に策定され、この計画の中で、避難対象市町村や避難先市町村が指定されております。

具体的には、ひたちなか市の約14万3,000人の市民が阿見町を含む茨城県内の14市町村へ、また、約1万4,000人の市民が千葉県内の市町へ避難する計画であり、阿見町では、そのうちの青葉石川、東大島、勝田駅前南、東石川1丁目、この4つの各自治会の市民約7,000人を受け入れる内容になっております。

また、ひたちなか市とは、平成27年5月以降、4回にわたり協議を重ねてきて、今年4月の町全員協議会においても御説明をさせていただきましたように、ひたちなか市民の避難受け入れを行う阿見町を含む県内の14市町村と、ひたちなか市において、今年の3月29日に広域避難に関する協定を締結しております。

今後も引き続き、避難所選定や運営体制、物資の確保等について、ひたちなか市と協議を進めるとともに、広域避難者の受け入れマニュアル等の策定について検討し、協定内容の実効性を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 今回ですね、この質問をする前に、白石課長とお話をさせていただいたわけなんですけども、その中で、ひたちなか市から、そのときは細かい数字が出てまして、7,162人という数字が聞いているんですけども、この人たちが阿見町に避難してきて、18カ所の避難所に分散していくと聞いております。

この数字なんですけども、これは4つの自治会の合計の数字でいいわけですか。ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

ひたちなか市から阿見町へ避難されてくる地区としては、自治会として青葉石川地区と東大島地区、勝田駅前南地区と東石川1丁目地区、この4地区の合計が7,162人ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） そうなりますと、18カ所の避難所という話を聞いているんですけども、単純計算すると、1カ所400人弱になるかと思うんですね。そうなりますと、避難所のスペースなんですけども、これ、再度お伺いしたいんですけども、避難所のスペースの合計と、1人当たりのスペースはどのぐらいになるか、ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

収容可能人数の算出根拠ということでは、収容可能面積が1人当たり2平米ということで見積もってございます。1人当たりの面積2平米の根拠は、ひたちなか市のほうへ確認しまして、広域避難先を選定する際に、茨城県から示された方針ということでございます。それで、緊急時の避難先として最大限の収容者数で見積もっております。避難所に指定している学校ですと体育館のみの面積、それから公民館ですと居住スペースとして可能な居住棟全てということが算出根拠という形になっております。

面積でございますが、トータルではちょっと出てないんですけども、竹来中学校ですと、収容可能面積が1,049平米、それから第一小学校ですと1,043平米、舟島小学校ですと708平米、

君原小学校ですと707平米という形です。それから阿見中学校ですけれども1,519平米、阿見小学校が1,300平米、それから阿見第二小学校が1,019平米、吉原小学校が709平米、それから霞ヶ浦高等学校が2,799平米でございます。それから朝日中学校ですが926平米、本郷小学校が782平米、旧実穀小学校が709平米、それから中央公民館が1,001平米ということでございます。

それから、ちなみに、君原公民館が433平米、かすみ公民館が411平米、本郷ふれあいセンターが432平米、舟島ふれあいセンターが379平米という形となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） すいません、今の数字、後でください。書き切れませんでした。

今、いろいろな数字が出て、トータルどのぐらいになるか、ちょっと今わからないんですけども、1人当たりのスペースは2平米ということで、1メートル掛ける2メートル、単純に考えますと、畳1畳分ぐらいかとは思いますが。

ちょっと私の知ってるところで、雑誌にですね、『週刊金曜日』という雑誌があって、それを見てる中で、スフィア基準ってのがあるんですけども、それは御存じですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えします。

まことに申しわけございませんが、私はちょっと今、把握してございません。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） これは東南アジアとかそういった戦争被害の難民とかね、アフリカの難民ですとか、そういったところでももとはつくられた基準なんですけども、この前提となるのがね、災害を生き延びた後に身を寄せる避難所で命を落とすという深刻な現実、まさにそのような事態を防ぐためにつくられたのがスフィア基準というふうになっているんですよ。

何を言いたいかという、日本でもいろんな災害で避難所等々がいろんなところで、この間、できてますけども、やっぱり災害をくぐり抜けてきて、避難所までたどり着いて、で、避難所の中での体育館の生活があまりにも劣悪だと。その中でいろんな血栓の病気だとか、いろんな病気または命を落とす人、そういった方がいるということで、今言ったように、災害を生き延びた後でも、避難所で命を落とすと、そういった人たちがいないようにということでつくられた基準がスフィア基準ということなんですけども。

その中で最低限度の基準というのを定めているわけなんですけども、居住空間につきましては、1人当たりのスペースは最低3.5平方メートル確保すること。3.5平方メートルですね。約畳2畳分ですね。それが1人当たりのスペースの最低基準になっているんですよ。トイレにつきましても20人に1人の割合で設置をしましょうというのが書かれています。やはり避難所生

活の中でね、トイレを我慢して、トイレに行くのが大変なんで我慢するために水分をとらない。そのために脱水症状ですとか、ここに書いてある中身では、血液粘度が上昇して脳梗塞や心筋梗塞を起こすことになりやすいと言われているんですよ。

ですから、そういった基準が世界の中ではあるわけなんですけども、今、答弁の中で、茨城県からの数字で、1人当たり2平米って話がありました。これ、茨城県も最初は4平米ぐらいを考えていたらしいんですよ。その中で結果的には1人2平米になってしまったと。今、先ほど、何々中学校で何平米とか、何々中学校で何平米ってありましたけども、その中で単純計算で、先ほど言ったように、1カ所で400人弱、その中でほとんどが体育館だと思うんですよ。

この前、取手市のほうで東海村の人たちが来て、避難の練習っていうんですかね、やったわけなんですけども、その中でも、やはりいろんな学校に行ったわけなんですけども、やはり学校の中では教室は使えないけど、体育館だったらということで、体育館での避難ということをやられたんですけども、その中で、参加した人の中でいろんな意見が出たんですけども、たまたまやられたのが7月16日ということだったんで、暑い盛りだったんで、クーラーの問題。

小学校、中学校……。高等学校、霞ヶ浦高等学校で体育館にクーラーがあるか、ないかというの、ちょっとわかりませんが、町内の小中学校では、体育館にはクーラーはついてません。その中で、クーラーがなくて暑い体育館で過ごすというのがあって、そういったのがね、非常に大きな反省点としてあった。トイレについても、やはり全体的に足りないというような状況があったんですよ。

ですから、ひたちなか市と阿見町のそういったね、訓練をするかどうかはわかりませんが、やはり数字から見ただけでも、圧倒的に厳しい状況になっているということがあります。

その中で、先ほどスフィア基準の話しましたけども、居住空間の問題、あとはトイレの問題ありますけども、その中で、具体的に、先ほどスペースの面積の話はお伺いしましたけども、各小学校、中学校では、やはり阿見町としては、避難所としては、やはり体育館だけを考えているのか、または空き教室等々も考えているのか、それはどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

先ほど答弁させていただきましたけども、学校について体育館のみ、現状ではということでございますけども、旧実穀小学校とか旧吉原小学校も閉校になりまして、そういった部分で空きスペースというか、というところも考えられますので、そういった部分については、今後、それも可能かどうかというのは、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） だとしたら、先ほど、数字、いろんな、何々学校が幾つってありましたけども、その中で実穀と吉原に関しては、面積は体育館だけの面積だったんですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（永井義一君） じゃあ、変な話、これから少し増える可能性もあるっていう感覚でいいんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 今後ですね、その辺も検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） スペースの問題、今ずっと話しさせていただきましたけども、単純計算で1カ所400人というのは、もう本当、それこそすし詰め状態になるかと思うんですよね。ですから、季節がいつになるかっていうの、これはもちろん全然わからない問題ですけども、やはりそういった中で、この前、訓練をした取手市のね、経験なんかも踏まえながら、ぜひとも検討していただきたいと思うんですけども。

それとあと、もう1つお話を聞いた中でですね、移動手段なんですけども、この移動手段に関しては、基本的にマイカーやバスということを、この前、お聞きしました。ちょっと県のほうからのお話の中で、移動手段としてバスは何台集められるのかというのを、ちょっと県のほうで話聞きまして、県の防災会議の一員でもある茨城県バス協会さんですね。実際に何台出せるかはわからない、各社に聞いてくださいというようなことがあったんですけども、実際UPZ、30キロ圏内を運行する会社なんかに聞いてみてもですね、日立電鉄交通サービスさん、これは路線バスを約320台、関東鉄道が約150台保有しているという話がありました。ただ、その保有数はそうなんですけども、その日の運行状況によって、実際に何台出せるかはわからないという話が来てるわけなんですけども。

先ほど、冒頭で言いましたけども、東海第二原発の30キロ圏内に関しては、この原発がある地域の中では一番の人口密集地帯で、30キロ圏内に水戸市がすっぽり入ってしまうという圏内ですので、96万人が住んでいる地域になります。

これも単純計算なんですけども、仮にバスですね、いろんなそれ以外の地域から仮にバスを1,000台集めても、1台が50人乗りとしまして5万人。ですから、100万人近い人を運ぶのに、1回の運行がバスが5万人という感じになるかと思うんですよ。それもバスだけじゃなくてね、マイカーなんかも避難者が、マイカーで避難する人もたくさんおられますので、その中で交通渋滞ってかなりの渋滞が予想されると思うんですよ。

もし何か問題が起きて、阿見町に避難して、どうにかこうにか阿見町にたどり着いたとしましょう。その中で頑張ってバスだとかマイカーで避難してきてくれた人のですね、町の受け入れ体制なんですけども、まず駐車スペースってのは、どういうふうに考えてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） お答えいたします。

現在ですね、先ほど議員がおっしゃられたとおり、輸送手段につきましては、当時の発災した状況により、バスの確保等は変わってくると思います。私有車で、避難者の個人の車両で来た場合につきましては、これにつきましても、ひたちなか市とすり合わせて、これから見積もりたいと思います。しかしながら、相当数の、7,000名強の避難者、最大ですね、で、ざっくり計算して割る2だとか3で、ある程度見積もりは妥当な線でやる必要があると思います。その中で一番大変なのは受け入れだと思います。

したがって、現在、具体的な計画は持ってないんですが、防災危機管理課で準用する骨子案というのを、今、つくっております。おおむね、まだ何も決まってませんので、最低これだけをとというのは決めておかなければ、受け入れられないというところで、これは防災危機管理課、私、今、鋭意その計画を策定しております。

その中で考えていますのは、各4個行政区があるのですが、その中でいかに受け入れるかと。まず、ひたちなか市さんの阿見町正面の市の職員が来るはずで、各4個行政区ありますが、その先遣隊を派遣していただいて、あとは、その当時の避難車両数だとか、避難者数は、当時によって計画を修正すると思うんですが、で、その各4個行政区を幾つか数個の、自衛隊用語で梯隊というんですが、車両を区分して受け入れるような、そんなイメージで私は描いております。事後、私がざっくり白紙的に見積もりまして、それをひたちなか市さんと今後調整して、いざ、今、具体的な計画は、ひたちなか市さんも協定を結んだ14市町村のはありませんが、阿見町の場合、防災危機管理課としましては、今、計画がなくても、受け入れなくてはならないということで、準用できるたたき台のようなものを今、つくっております。鋭意そのあたりも、議員がおっしゃられるとおり、車両の台数、あとは駐車場、要すれば車両に制限をかけなきゃいけないとか、それをこれから検討して調整していきたいと思っております。

また、先ほど、避難者数、出たと思いますが、県の見積もりでは収容できません。で、私、3.3平米で、現在考えています。最低1人3平米。で、その他、先ほど部長のほうから、廃校の実穀小学校、あとは吉原小学校、これが100%教室も使うというところで、現在、計画したいと考えております。

その他、ふれあいセンター等も、今、予備で残っておりますので、公民館も含めまして、そのあたりも受け入れ施設として検討していきたいと、このように考えております。鋭意作成中

であります。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっとね、この前、課長と話したときとね、若干変わってきてるといふか、物事が進んでることだと思うんですけども。

で、今、話した中身に関しては、この前ちょっと聞いたときには、ひたちなか市さんのほうがほとんど動きがないという話を聞いていたんですけども、現在でもその状況は変わっていませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） お答えいたします。

ひたちなか市さんも、現在、進んでないのが現状であります。しかしながら、ひたちなか市さんもですね、受け入れてくれる市町村のある程度たたき台といいますか、そういう構想がわからないと、ひたちなか市さんも具体的な計画をつくれなと思います。そういうものを思いをいたし、阿見町防災危機管理課の担当としては、その調整案みたいな形で、も含めまして、計画をつくって、ひたちなか市さんが計画を具体化しやすいような、そのような調整で進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 以前、同僚議員が同じような質問をしたときにですね、あのときはたしかひたちなか市さんとの説明会で、土浦とか稲敷とか、近隣のところがやられたという話を聞いたんですけど、今、阿見町で、今のような話があったわけですけども、土浦さんですとか稲敷さんですとか、そういったところでは、どういう動きになっているかというのは、何か聞いてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

避難者を受け入れる側、14市町村、阿見町を含めて14市町村ですけども、阿見町以外の13市町村で具体的に避難者をどのように受け入れるか固まっているということは聞いておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） ほかのところは、なかなかまだ動きが鈍いっていうような感じだとは思うんですけどね。で、受け入れ先と向こうの避難元っていうんですか、そういった計画ね、鶏が先か卵が先かじゃないですけどもね、いろいろあるんでしょうけども、なかなかひたちなか市さんのほうでもね、そういった計画が立てられない。で、実際、今、避難元のほうでいう

と、常陸太田、常陸大宮さんと、あと笠間さんでしたっけ、住民説明会を開いたっていう話、聞いたんですけども、あれ以降、ひたちなか市さんも、そういった動きはありませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

それ以降ですね、特に動きがあるというふうには聞いていないんですけども、ひたちなか市のほうではですね、今年の秋ごろに2回目の住民説明会を予定しているというところがございます。具体的な避難先を説明していく予定ですということですけども、日程についてはまだ未定ということで聞いております。

それから、先ほど、ひたちなか市側で受け入れ市町村の足並みがそろうように、その基本となる計画、マニュアルのよう、たたき台ですかね、そういったものの作成も調整を図っていきたいということですが、これについても、まだ時期は未定というふうに聞いてございます。

それから、県内の避難者受け入れ市町村担当者とのですね、14市町村ですか、との協議をですね、9月以降に実施する予定ということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） なかなかね、ひたちなか市さんを含めてほかのところでも、形が見えないというような状況があるかと思うんですけども。

で、あと、阿見町は受け入れ先ということで、またちょっとお伺いしたいんですけども、避難してきた方ですね、それに対しての食糧についてひとつお伺いしたいんですけども、今の在庫がどのぐらいあって、仮に7,000人強が、もし来た場合、どのぐらいの分量がもつのか。ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

阿見町のほうでは、ひたちなか市さんの避難者を受け入れるための備蓄食糧ということではなくて、阿見町が被災したときの避難所に分配してある食糧数ということで、2万1,500食ほどの備蓄目標量を定めて、備蓄のほうをしております。

で、今回、原発事故に伴うひたちなか市さんの避難者を受け入れるというところでの取り決めというか、現時点でそういった避難者の方の食糧をどうするか、そういったとこにつきましては、原則的には、避難所の受け入れ及び避難所の運営に必要な物資は、ひたちなか市と茨城県が協力して確保し、必要物資が不足する場合は、避難先市町村、こちらでいうと阿見町の備品を活用するということになっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 協定の中でもそういった形になっているかと思うんですけども、ただ、実際のところ、なかなかそれは難しい部分だと思うんですよね。県のほうとしても、いろんな市町村に手配をしなければならぬ。で、ひたちなか市さんも14市町村、あと県外、千葉県とかそっちのほうにもあるわけですよ。そうすると、このひたちなか市さんの職員さんの配置の問題なんかもあって、なかなかそれはちょっと非常に難しい問題だとは思うんですよ。

で、現実的に、今、阿見町のほうである2万1,500食を、やっぱり最初は使うしかないんじゃないかなと、私は思うんですけども、これに関しては、どうなんですか。これは何人分を想定した、これは別に阿見で使う、ほかのところで使う、関係ないにしても、この2万1,500食というのは、大体何人分で何日分を想定した数字なんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

2万1,500食の算出根拠は、地域防災計画にも定めているんですけども、地域防災計画を改定したときの阿見町の人口掛ける、東日本の宮城県のある市町村の避難所における避難者の割合を掛けまして、さらにそれに1日2食の、1人2食の、3日分、これを掛けた数字が2万1,500という数字になっております。

ただ、いろいろ調整するところがあって、議員さんおっしゃるとおり、そういった部分がネックになって、ひたちなか市さんもなかなか避難計画つくれない状況になるかと思えます。これからの調整次第ですけども、ひたちなか市さんが、実際避難してくる方も、手ぶらで来るというようなことではなくて、いざ原発事故で避難するときは、各自最低3日分程度の、それぞれの食糧を持って避難先に行くとか、そういう決め事も必要だと思います。

その中で、まず避難当初は、おっしゃるとおり、阿見町の食材を使わざるを得ないところになると思います。で、その後、いろいろ県とかひたちなか市さんが調達した食材を提供していくような形になると思いますけども、その辺も、今後、ひたちなか市あるいは県と調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は3時12分とします。

午後 3時02分休憩

午後 3時12分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井義一君。

○8番（永井義一君） あとですね、もう1つお伺いしたかったのが、要支援者への避難場所の取り組みについてなんですけども、これちょっとこの前聞いたんですけど、ちょっとはつきりしなかったんで。今、要支援者に関しては、何カ所、どういったところを予定してるか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

要支援者の受け入れに関しましては、基本的には、町の福祉避難所、こちらのほうに避難をしていただく予定でおります。申し上げますと、阿見町で福祉避難所と指定しているところは、さわやかセンター、それから民間の特養ですね、阿見翔裕園、それから阿見こなんさん、老健のケアセンター阿見、それからスーペリア360といったところになります。ただ、この辺に関しましても、要支援者を受け入れの避難所としては指定しますけども、どのように避難をさせるかということは、今後の協議の中で詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、さわやかセンターとか民間のところ、話ありましたけども、今現在、避難される避難元のエリアの中の4自治体の中で、要支援者の方っていうのは何人ぐらいいるのかっていうのは把握されてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

そのあたりも、まだ全然詰められておりませんので、今後ひたちなか市さんと協議していきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、現時点では、その人数がわからないということですね。ちょっとその後に、人数がわかれば、その1人当たりのスペースの話も聞こうと思ってたんですけども、じゃ、それは人数がわからないんで、それはわかりました。聞きませんです。

そういった中でね、いろいろ今、お話を聞いたんですけども、ちょっとなかなか今、押切さんが非常にね、熱心にいろいろやられてはいるんですけども、現実的に、私なんか思うには、何かあった場合には、まず交通網がかなり大渋滞になるというか、高速道路を使ってっていつ

でも、一斉にわーっと、こうなるんでね、かなり大渋滞になって、非常に混乱をするような気がします。多分するでしょう、きっと何かあった場合には。で、やはりそういった中で、阿見町だけじゃなくて、ほかの県南地域だとか、県西、県北、または県外にも、ずっとみんな避難しているわけなんでね、かなりの混乱が予想されると思うんですけども。

で、ちょっとね、町長のほうにお伺いしたいんですけども、そんな中で、私としても、先ほど冒頭に述べさせてもらいましたけども、今の避難計画に対しては、非常にある程度机上の空論になってしまう部分もあるかと思うんですよ。で、現実的な避難計画っていうのは、はっきり言って東海第二原発を再稼働させないことが一番の計画になるんじゃないかと、私なんかは思うんですけども。先ほども言ったように、議会の中でもですね、2回、平成24年と28年の定例会においてね、意見書を可決してるっていう関係もあるんですけども、町長のほうとしましてもですね、そういったところで、お考えをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えします。

私は、どんな施策、どんな状況下においてもですね、人命が最優先される、これが一番大事なことではないかというふうに思っていますので、安全性の担保がですね、ちゃんとできない限りはですね、再稼働はしないほうがいいのではないかというふうには思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 私も非常にそう思います。今回、今度、県知事がね、大井川さんにかわりまして、その中で、あの近隣の市町村のお話の中で、原発が20年再延長されてしまうっていうのはね、11月に最終的に決まるわけなんですけども、ぜひともね、そういった形で、今、町長がおっしゃったような形でね、やっぱり人命が優先だと、で、安全が担保されなければ、やっぱりね、そういったのはやらないほうがいいと、私も十分思っていますので、答弁ありがとうございました。

これで1問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） それでは、2問目の、阿見町の待機児童の解消についてお伺いします。

9月7日に、厚生労働省は、4月1日時点での待機児童数が、昨年から6,186人減の1万9,895人と発表しました。2万人を割り込んだのは2年ぶりで、自治体の保育の受け皿整備が進んでいるからだ指摘されています。

しかし、この待機児童の中には、隠れ待機児童と言われている、いわゆる保育園に預けられずに、親が育休を延長したケースや、きょうだい同じ園に入りたい、または家の近くの園に入

りたいなどの希望がある場合も、待機児童にカウントはされない場合があります。

昨年、厚労省のほうでは、この隠れ待機児童の定義を変更しましたが、自治体によってはこれをカウントしないところもあり、潜在的な待機児童数は7万人近くいるのではないかということが言われております。

この茨城県では、昨年の同時期に比べ、待機児童は130人減少しています。しかし、阿見町の待機児童数がなかなか減少しません。昨年の一般質問での答弁では、平成30年4月1日開設の保育園をもって待機児童が解消されるものと考えておりますという答弁がありました。しかし、県の資料によりますと、平成30年4月1日現在で、阿見町は41名の待機児童数となっています。新しい保育園が開園しましたが、そのことで待機児童が解消されなかった要因と、阿見町での待機児童解消の施策を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは、永井議員2問目の、阿見町の待機児童の解消についての質問にお答えします。

昨年9月の答弁時点では、新設保育園の開設により待機児童は解消すると考えておりましたが、平成30年4月1日の待機児童数は41名で、昨年の43名と変わらない状況でした。

解消されなかった要因としましては、入所希望者の増加による保育需要の伸びがあったと分析しております。

平成29年4月からの新規入所希望者の一斉受け付けでは約200件の申し込みがありましたが、新設保育園が開設する平成30年4月から、入所の一斉受け付けでは約280件の申し込みがありました。前年と比較して約80件増加しており、この増加分は新設保育園に入所できた児童数とほぼ一致しております。待機児童数は昨年と変わらない状況でしたが、新規開設により待機児童の増加を抑制できたと考えております。

一方で、保育園の新規開設が保育需要を喚起し、入所希望者の増加につながったものと考えられます。あわせて、他市町村同様、定員に見合った保育士数が確保されていないことが、待機児童発生要因と考えております。

次に、阿見町での待機児童解消の施策についてであります。

1つ目は、6月の議会で御承認いただきました阿見町保育士等処遇改善助成金の創設であります。町内保育施設の保育士の町外流出防止と新規確保を目的とした施策であります。

2つ目は、家庭的保育事業者と小規模保育事業所の開設であります。待機児童のほとんどは2歳以下の児童ですので、2歳以下の児童を対象としている家庭的保育事業者と小規模保育事業所の開設を進めております。既に両方の公募を終えましたが、家庭的保育に2名、小規模保育に1名の応募がありました。

家庭的保育事業希望者については現在研修を実施しており、そのうち1名は年度内の開設を目指しております。小規模保育事業所希望者につきましては、現在、書類審査を行っております。これらが問題なく開設できれば、0歳から2歳児までの定員が18人増加することになり、あわせて保育士の確保が進めば、待機児童の解消につながるものと考えております。

今後につきましては、平成32年度から36年度の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、第1期同様、ニーズ調査を実施して、保護者の就労状況、保育施設の利用状況・利用希望など、保護者の意向を調査してまいります。調査の結果については、子ども・子育て会議に諮りながら、新たな保育施設の開設も含め、当町にとってどのような施策が有効であるか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） まずちょっと最初に確認したいんですけども、県の資料を見ますと、ベストスリーがつくば市、牛久市、阿見町という順番なんです。つくば市で116人、牛久で61人、阿見で41人という数字が県のほうの数字であるわけなんですけども、去年は、その前に水戸市があったんですけど、水戸市を抜いて阿見町が3位になったと。いいか悪いかわかりませんが。そういったベストスリーが県南地域につながっています。

県南地域で人口が増加している守谷市やつくばみらい市、そういったところで待機児童っていうのは少ないんですよ。ちなみに守谷市なんかでは待機児童数が3人、つくばみらい市も17人というふうに少ないわけなんですけども、先ほど、隠れ待機児童のお話、ちょっとさしていただいたと思うんですけども、これらの市の中で待機児童数のカウントの仕方がどのようになっているのか、わかったらお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず、待機児童の定義でございますけども、保育の必要がですね、あるということで、これ2号と3号。2号というのは3歳から5歳の保育所、それから認定こども園の対象。3号というのが0、1、2歳の保育所、認定こども園、それから地域型保育の対象なんですけども、保育の必要があり、特定教育、それから保育施設、または特定地域型保育事業の利用の申し込みがされているけれども利用されていない方ということになります。

それで、待機児童としてカウントしないケースについては、保護者が育児休業中であるとか、あるいは求職活動を休止している場合、それから自治体が独自に助成する認可外の保育施設を利用している場合、そのほか、保育所の情報提供を行ったにもかかわらず、特定の保育所等を希望している場合、こういったものはカウントしないということになってございます。

つくばみらい市さんとか守谷市さんにつきましても、これは保育所等の利用待機児童数の調査要領というのが国のほうで定められておりますので、これに基づいて数のほうは把握しておりますので、県内で数え方が違うということはないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 阿見町と同じような仕方でカウントしているというわけですね。なるほど。あと、県の資料がちょっと手元にあるんですけど、守谷市なんかで見ると、先ほど待機児童数が3人。施設とか事業数ですね、これが守谷市は16、阿見は13。利用児童数が守谷市が1,151、阿見が960。ですから、となると、そういったところでは、多分0、1、2が圧倒的に多いかと思うんですけども、待機児童の中でですね、ほかのところでは、0、1、2をうまい具合に受け入れる施設がたくさんあるっていうような形で、ほかの市町村では運営されてるわけですか。ちょっともしわかったらお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず、守谷市なんですけども、これは県内で1カ所だけなんですけども、以前から待機児童が多かったということで、その解消策といたしまして、10年以上前から認証保育制度というのを県内で唯一導入をしております。これは守谷市に住所がありまして、認可保育所に入所申し込みをしたけれども、入所不承諾、保育の必要性が低いということで不承諾となっている児童が利用できるということになりまして、市の委託事業ということで、市が認定した認可外の保育園で保育料が軽減される仕組みになってございます。現在154名が利用されているそうです。ですから、この部分が待機児童には含まれていないということになります。

この認証保育園に預ける場合には、認可保育所への入所が不承諾となっている児童が利用する施設ということになってございます。これについて、認証保育園では入所不承諾となっている期間のみ利用できるということになってございますので、認可保育園が利用できるまでの一時的な受け入れ施設であるということで、毎年、認可保育園への入所申し込みを行っていただきまして、その結果、入所不承諾となった場合には、改めて認証保育園と契約をするということになってございます。

この認証保育制度を導入しているというのが、一番守谷市では大きい要因かなと思ってございます。

それから、つくばみらい市さんにつきましては、保育施設の整備を、平成27年度に保育所を3カ所設置、それから地域型保育所も3カ所設置しています。平成28年度に認定こども園を2カ所設置してるということで、施設の整備のほうはかなり27年、28年で進んだことが要因と思

われます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） これね、一般質問で聞きますよということで、調べていただいてありがとうございます。そういった守谷市とかつくばみらい市にそういった状況があるというのを伺ったんですけども、この認証保育制度を市が委託しているということなんですけども、なかなかその後、保育の質の問題とかね、そういったのがちょっと出てくるんで、どうなのかなと。一概には、いいのかどうか、ちょっとわかりかねるんですけども、数字上から見て、そういった形で待機児童数が少なくなっているというのが、背景がわかりました。

で、ちょっと具体的にお伺いしたいんですけども、今現在41名の待機児童がいるわけなんですけども、そのうち0、1、2ですね、歳は、何人ぐらいになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

1歳児がですね、154人でございます。それから、0歳児がですね、待機が……。すいません、待機数ですね、失礼しました。30年の4月1日現在、0歳児が3名、それから1歳児が25名でございます。失礼いたしました。

以上です。

○8番（永井義一君） 2歳児は。

○保健福祉部長（飯野利明君） 2歳児は9名で、ちなみに全部申し上げますと、3歳児が4名で、合計で41名ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 0、1、2、3で41名が全部100%になってしまうということなわけで、これは、どこもそう、特に1歳児が非常に多いというのはね、どこもそうじゃないかなと思うんですけども。

その中で、今回、家庭的保育事業と小規模保育所がね、できると予定されているということで、2歳児以下の児童がそういった形になるんですけども。この家庭的保育事業者とか小規模保育事業所ですね、この保育資格の有無の問題、そういったのをちょっと心配するんですよ。保育の質の問題が出てきます。小規模保育所でも、やはり保育士の正式に免許持ってる保育士さんが何人だとか、いろいろあるかと思うんですけども。家庭的保育事業者が今、2名で、小規模児童保育に1名の応募がありますという話が回答の中にあるんですけども、これの中では、正規の保育士さんがどういう状態になっているか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

家庭的保育事業でございますけども、まず家庭的保育を実施する場合に、資格なんですけども、これは保育士の資格はなくて大丈夫ですが、県それから町が実施する研修を修了して、町から認定を受けた方がなるということでございます。家庭的保育者につきましては、募集の際に、町内に住んでる方で、茨城県の子育て支援研修員の基本研修それから専門研修を既に修了している方ということで募集をさせていただきました。

そのほか、今度は町のほうで実施します認定研修というのがございますけども、これはいろいろ児童福祉、社会福祉関連、それから発達心理学、小児栄養、小児保健など、約40時間の専門的な研修を受けていただくということで、一部講師につきましては、つくば国際短期大学の先生のほうを依頼を予定しているということでございます。それから、そのほかに保育の実習ということで48時間、それから保育実習、2つあるんですけど、これが実習が20日間ということで、こういう基本的な認定研修というものを受けて、実施をしていただくということでございます。

それから、小規模の保育事業所につきましては、これも公募いたしまして、今のところ1カ所応募があったということで、現在、審査のほうを進めているところでございます。で、募集の段階では、A型とB型ということで募集をさせていただきました。A型というのが、保育従事者、これが全員が保育資格を有するというところで、保育所に近い類型、これが6名から19名入所できると。B型につきましては、保育従事者の半数以上が保育士資格を有するところでございます。

今回、応募がありましたのがA型で定員12名ということで、これは全員がですね、保育資格を有しているということで応募があったという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、小規模保育所のほうでA型ということで、保育の質の問題、ある程度安心できるんですけど、これ定員12名。で、小規模保育所は19名までとれますよね。これはその施設の面積だとか、そういったことで12名になっているんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

小規模保育事業所につきましては、6人から19人の間でできるということになっております。町内に2カ所ございますけども、そこは19名いっぱいいっぱいやってるんですけども、今回応募のあった方につきましては、12名でまず実施をしていきたいということで、土浦市でも事

業を実施されている方でございますので、まずは12名から実施をしていきたいということではお聞きをしております。面積要件とか、その12人とあわせて、それから施設の規模なんかもありますので、それは当然基準を満たす範囲で12名から実施をするということでございますので、今現在、その選定を進めているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 12名から始めたいという、今ね、部長のほうのお話がありましたけども、面積要件がね、クリアできれば、今年は12名だったけど、来年は13名とか14名とか。保育士のね、数ももちろん必要になってくるわけですけども、そういった形でやっていただきたいと思うんですけども。

それと、あとですね、前回、私がこの質問をしたときに、保育士が定員よりも満たないということがありまして、先ほどの回答の中でも、保育士の処遇改善手当ってというのが、阿見町になされたんですけども、なかなかこれ、この前、決まったばかりでね、まだなかなか周りのところに浸透していない部分もあるのかなとは思って、なかなか保育士が確実に集まっていない部分があるんじゃないかと思うんですけども、今現在、保育士の定員割れというのは、どういう状態になっていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現在、待機児童を解消するためには、保育士が不足ということで、定員に対してちょっと不足をしているという状況でございますけれども、現在、8月の段階では、43名から待機児童55名ということで増えてございます。当然、新しくお生まれになる方、0歳児とかが増えていきますので、年度末にかけてどんどん待機児童が増えてくるということになります。で、内訳としましては、0歳児14人、1歳児27人とかということになるんですけども……。

○議長（吉田憲市君） 保育士のほうのね、今の状況です。

○保健福祉部長（飯野利明君） ちょっとお待ちください。すいません。現在の利用定員、町内の公立と私立合わせた利用定員を充足する……。

○8番（永井義一君） 保育士の定員割れが……。保育士が不足している。

○保健福祉部長（飯野利明君） 何名足りないかということで。すいません。で、いいですね。

現在ですね、定員を満たすには、公立で7名、それから私立で21名の保育士が不足ということになります。

以上です。申しわけございませんでした。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ちょっとね、公立で7名、私立で21名の保育士さんが足りないとい

うわけですね。結構ね、まだ、先ほどの処遇改善手当の部分が、まだ浸透してないのかなというのありますけども、私のほうで聞いた話で、柏市のほうではね、4万円の処遇手当をするとか、あと家賃も2万5,000円まで出してくれるよとか、そういったところで柏市のほうで募集をかけてるのが、茨城県内でもそのチラシをまいてるっていうのがね、そういう状況がある。もともとね、これに関しては市町村でやるっていうのは限界があるわけなんでね、国の施策としてやってもらえない部分があると思うんですけども、柏のほうではそういった状況があって、土浦とか、聞いた話では、土浦市で説明会があったと聞きましたし、あと小美玉市でもやった。あと取手市でもやった。取手あたりなんかはね、電車乗っちゃえば、すぐ柏まで行けるわけなんでね、そういったところまで、そういったことが行われて、で、それ専門の業者がいるってことも聞いたことがあるんですよ。ですから、本当、保育士の奪い合いにね、なっちゃってるわけなんですけども。その辺はぜひともね、国の施策としてやっていただきたいと思うんですけども。

最後の質問になりますけども、今回、きりり保育園ができたわけなんですけども、なかなか待機児童が減らないと。回答の中で、子ども・子育て会議の中でニーズ調査や、それへの諮問ということがありました。ただ、第2次子ども・子育て支援事業計画、これ平成32年から36年度にかけて、かなり長期な期間の中でやられるということで、その中で待機児童っていうのは、変な話、毎年、毎年、出てくるわけですね。ですから、先ほど、つくばみらい市の中でね、保育所を3カ所とかね、そういったのを整備しているのが、かなり功を奏しているという話もありました。ただ、もちろん予算との絡みがあるわけなんですけども、子ども・子育て会議のニーズ調査を待って、新たな保育所の開設も含め、考えていきたいということが回答にあるわけなんですけども、実際のところ、子ども・子育て会議の中で、じゃあ答申が出ました。じゃ、保育所をつくりましょうとなると、かなり先なスパンになるかと思うんですけども、ぜひともね、もっと早急な対応が図られなければならないかと思うんですけども、もしそういった形で、この回答以外に何か施策的に考えているものがあれば、お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答え申し上げます。

その前に、先ほど保育士の不足数について、私立で21名ということでお答えさせていただいたんですけども、最新の情報で19名ということで修正をさせていただければと思います。これにつきましては、保育士等の処遇改善助成金、6月補正予算いただきまして、1万5,000円、民間の保育士さんに正職員に差し上げると、プラスさせていただいたところなんですけども、施設等に聞き取りをしたところですね、7月と8月に3施設でそれぞれ1名ずつ、3人の正職員が採用されて、さらに10月にも1つの施設で1人採用予定があるということで、こういったとこ

ろが効果が出てきたのかなというふうに考えられてございます。

それから、施設の整備とあわせて、当然、施設で定員数を増やしても、保育士さんが確保できなければ、なかなか待機児童の解消につながらないということでございますので、今年度から実施しました保育士等の処遇改善助成金のほかに、現在ちょっと考えているところが、新しい保育士さんの確保とあわせて、潜在保育士さんの確保という観点から、保育士さんの就労奨励金、新たに町内の民間の保育施設に1年以上勤務された方には、1人当たり10万円程度の奨励金も差し上げてはどうかなということで、これは現在、検討をしているという状況でございます。

そういったことによって、新たにですね、潜在保育士も含めた保育士の人材確保が図られれば、よりいいなというふうに考えて、今現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井義一君。

○8番（永井義一君） 多分、今、話があった潜在的な保育士さん、要はあれですよ、昔、保育士やっていたけれども、今、何かの関係でやめてという方もいるんじゃないかと思うんですよ。そういった保育士の掘り起こしていうんですか。やはり公立で7名、私立で19名、特に公立の場合はあれですけども、私立の場合にはね、圧倒的にやっぱり賃金が低いってのはね、あり、また責任の重さ、子供を預かるわけなんで、そういったのがやっぱり出てくるんじゃないかと思えます。

そういった中でね、ぜひとも町のほうとしてもですね、多分、今のまんまでいくと、また来年度もっと増える可能性がある。特にエリア的には、やっぱり本郷地域が圧倒的に多いのかなとは思いますが、増えることがあります。やはり阿見町としてね、やっぱり子育てしやすい町ってのをね、やっぱりある程度目指していただきたいので、今の部長のお話の中で、考えていることということなんですけども、それと同時にね、ぜひとも施設のね、整備計画なんかでもですね、早急に行ってね、待機児童の解消に努めていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

ここで、先ほど海野議員の一般質問に対する報告がでございます。教育委員会教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 申しわけありませんでした。先ほどですね、海野議員から御質問いただきまして、ちょっとお時間をいただいたことについて、ここでお答えさせていただきます。

御質問の内容は、交通安全プログラムで、西郷のセブンイレブンのところにですね、店舗に

出入りする車が多くて、歩道を通行する児童が危険であると。その対策としまして、歩道内に車道が進まないように車止めを設置すると。それについて、今、継続中ですというお答えをさせていただいたところで、それが対応できていないというのは、どのような理由でできていないんですかという御質問を受けました。

それについて状況の確認をさせていただいたところですね、私の説明では、今、継続中と説明させていただきましたが、平成29年度にですね、歩道内に、反射板つきの車止め4本を既に設置させていただいているところでした。ということで、私のちょっと説明がそういったことで間違っていましたので、そこは訂正させていただきたいと思います。よろしく願いします。失礼します。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時48分散会

第 3 号

[9 月 11 日]

平成30年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月11日（第3日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

7番	野口雅弘君
----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
社会福祉課長	煙川栄君
社会福祉課副参事兼 課長補佐	湯原恵子君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
健康づくり課長	田邊好美君
都市計画課長	菊池彰君
道路公園課長	林田克己君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成30年9月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成30年第3回定例会

一般質問2日目（平成30年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 紙井 和美	1. 聴覚・言語機能に障害がある方の為の119番通報, NET119について 2. ヘルプマーク及びヘルプカード配布の実現を 3. 乳幼児健診における小児がんの早期発見について 4. 外国人技能実習生の受け入れについて	町 長 町 長 町 長 町 長
2. 難波千香子	1. 町民協働でのまちづくりについて 2. 行政サービスの窓口の改善について 3. 公共交通の利用環境の向上について 4. 障がい者, 高齢者等の支援について	町 長 町 長 町 長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 阿見町の教育について 2. 阿見町の保育について	教 育 長 町 長
4. 柴原 成一	1. 大字阿見の町界町名地番を整理することは出来ないか	町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後に、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番紙井和美君の一般質問を行います。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

まずは、このたび北海道胆振東部地震を初め、各地で起こった災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、聴覚・言語機能に障害がある方のための119番通報、NET119についてお伺いをいたします。

現在、全国の消防本部では、声で伝えることが困難な聴覚・言語機能に障害を持つ方の119番通報の緊急通報に対しては、ファクスや電子メールを用いた通報手段の提供が行われていますが、ファクスは利用できる場所が限られ、電子メールは場所の特定や詳細な情報を素早く伝えることが大変困難であります。そのため、従来より文字による意思疎通ができる聴覚・言語機能に障害を持つ方に対応した、音声によらない緊急通報システムづくりが強く求められてきたところでございます。

そこで、消防庁では昨年の2017年3月、119番通報の多様化に関する検討会報告書において、

携帯電話やスマートフォン等を用いて、聴覚や音声、言語機能に障害がある方がいつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるNE T119、緊急通報システムの検討を発表いたしました。

このシステムは、消防本部の事前登録をしておけば、緊急時に携帯やスマホを起動して救急、火災、その他のいずれかを選択して通報することができ、外出中の場合でもGPS機能を利用することで消防本部に現在地を知らせることができるものでございます。

当町の聴覚・言語機能に障害のある方の緊急通報の現状と、NE T119の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいま、17番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして、よろしく願いいたします。

紙井議員の聴覚・言語機能に障害のある方のための119番通報、NE T119についての質問にお答えをいたします。

NE T119は、聴覚、音声・言語または、そしゃく機能に障害を有しているなど、電話による音声での119番通報が困難な方を対象とした、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報を行うシステムでございます。通報と同時に、携帯電話にあるGPSの位置情報を利用して、外出先でも通報者の居場所が把握しやすくなります。また、チャット形式で消防指令センターと文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な出動につながります。

稲敷広域消防本部に、聴覚・言語機能に障害のある方のための119番通報について確認したところ、現在、対応している緊急通報の方法はFAX119となっており自宅以外からの通報は困難となっています。NE T119につきましては、稲敷広域消防本部が平成31年度からの導入を予定しており、阿見町のほか構成市町村である龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村の管内7市町村と稲敷広域消防本部がともに、導入に向けて検討を重ねているところでございます。

今後は、システム稼働に向けてNE T119の周知及び利用対象者への事前登録説明会の開催などを実施する予定です。町としましては、稲敷広域消防本部と連携して、聴覚・言語障害者の方々が地域で安心して生活できる体制整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

このシステムのもう1つのメリットというのがあります。これは、多言語対応ができるようになると言われておりますので、そうなれば言葉が通じない言語で緊急通報された場合でも、受けた方の言葉がわからない、そんな中でもボタン1つでいろいろな情報のやりとりができる。そういうシステムになっております。

そうなれば、聴覚障害の方にとどまらず、幅広い方々に対応できることとなります。広域7市町村も導入に向けて検討を重ねているところだとの御答弁をいただきましたけれども、ぜひ広域でメリットを共有できるようになればと期待をしているところでございます。

先ほどの答弁の中では、事前登録説明会というふうにありましたが、これはどのような形で周知するのか、また対象年齢は何歳からなのか、その2つについてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まずNET119については、稲敷広域本部のほうで対応を進めているということで、来年4月の導入ということで進めているところでございます。で、対象者の周知につきましては、まず対象となる方に対しまして個別にチラシ等を郵送で、個別に周知をする予定でございます。そのほか、NET119自体に関しては町の広報紙「広報あみ」、それからホームページへの掲載も行う予定でございます。あと、身体障害者手帳等を新規取得された方につきましては、交付時に周知をしてまいりたいと思っております。

年齢につきましては、特に年齢による制限というのは考えてございませんので、聴覚障害ですとか音声・言語障害等の身体障害者手帳をお持ちの方であれば、年齢は関係なく対象とする予定で考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） わかりました。年齢対象がないということで、その辺よろしく願いしたいことと、またNET119に関してはほかの方にも周知を、こういうのがあるということを示していきたいところがありますので、ぜひホームページ等で周知をしていただければというふうに思っております。

これは皆さんが持っておられる携帯やスマートフォン、いろんな対応機器で対応できるのかどうか。今現在ある携帯で対応できるのかどうか。また、このシステムができることによって、ぜひ利用したいというふうな方が増えるかなというふうにも思いますけれども、現在持っていない方の対応はどういうふうになっていくか、そのような考えがあるのかどうか。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

対応の機種ですけれども、NTTドコモ、KDD I a u、ソフトバンクの携帯電話、それからスマートフォンを利用することができます。ただ、各社のインターネットサービスとかメールサービスに加入しているという必要がございます。基本的には現在お持ちのスマホ、携帯で対応ができるということで考えてございます。

それから、携帯等を持っていない方ですかね。基本的には現在お持ちの携帯、スマホを活用して119番通報ができるということですので、新たに携帯を購入されるという方についての助成とかについては考えておりません。ただ、こういう制度が来年からできますということは幅広く周知をしていきたいと思っております。で、携帯等を新たに、スマホ・携帯を購入された場合にはですね、ぜひ、この制度を登録していただきたいということで周知のほうは努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） そのような障害を持った方が利用するというところで、携帯を新たに……。自分には必要がないと思っている人もいられるかもしれないんですけども、今後のこともまた検討課題に入れていただければというふうに思っております。

また、これ無線を使ってやっていくということですから、無線による信頼性なんかも調べてみたんですけども、そういったところ、これサーバーの不正アクセスの対策としてファイアウォールとか、あと不正侵入検知システムですとか、不正侵入の防止システムを配備しているということ。あと利用者の管理機能、利用者の登録に関して、利用者登録用のグローバルIP、そこからの入力に制限をされているということですので、入力端末を制限して個人情報を伴う通信には暗号化技術SSL128bitを用いている。これを見て、私もちょっと安心したんですけども、いろんな個人情報が入っているものですので、そういったことも一つ安心をさせていただきました。

これから幾つかの課題が出てくるかもしれませんが、そういった中で当初申し上げましたとおり、どのような環境の方でも安心して暮らせる共生社会、その中で安全安心を共有していきたいというふうに思っております。稲敷広域7市町村の知恵を出し合いながら、ぜひ早急に進めていただきたいと要望をいたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 次に、2項目にヘルプマーク・ヘルプカードの配布についてお尋ねいたします。

周囲の人に援助や配慮が必要であることを知らせるためのヘルプカードとヘルプマークについて。これは身体・知的・精神等の障害の方、あるいは認知症の方、難病、内部疾患、妊娠初期の方など、外観からは障害であることがわかりにくい方や、困っていることを自分ではうまく伝えられない人がいらっしゃると思います。

また、障害にはさまざまな特性がありまして、その個々の障害に応じた手助けも、またこれもさまざまとなってまいります。そんなときに、手助けが必要な人と手助けをしたい人をつないでいくというのがヘルプマーク及びヘルプカードでございます。

平成27年第4回定例会でも質問をいたしました。再度お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 続きまして、ヘルプマーク及びヘルプカード配布の実現についての質問にお答えをいたします。

ヘルプマークは、障害がある人や難病の方、認知症の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものがございます。東京都が援助をしやすくするよう作成したもので、現在はJ I S規格に追加されている全国共通のマークです。

ヘルプカードは住所・氏名・緊急連絡先などの必要な情報を記入して普段から携帯し、いざというときに提示して周囲の方に必要な支援を求めるためのものがございます。支援の必要な方の障害などの内容はさまざまであり、障害の特性によっては支援の必要性の判断が困難な場合もあります。支援する側にとってもヘルプカードにより、求めている支援や配慮について理解しやすくなり、より迅速に対応できるという利点があります。

ヘルプカードの普及促進をすることは、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、災害時に声に出して支援を求めることが難しい方の有効な手段としてだけでなく、本人や家族の安心感を得ることにつながり、周囲にも障害に対する理解の促進を図るものと考えられます。

ヘルプマーク及びヘルプカードにつきましては、いきいき茨城ゆめ国体や全国障害者スポーツ大会が茨城県で開催されますので、導入に向けて他市町村の事例を参考にしながらカードの仕様及び配布方法などについて検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） どうもありがとうございました。

先ほどの御答弁にもありましたように、平成24年に東京都で作成配布を開始いたしました。

それを皮切りに全国でも導入する自治体が増えております。また、昨年7月には、かばんなどにつけてわかりやすくするヘルプマーク、これがJIS規格として制定されて全国共通のマークとなりました。

ヘルプマーク、こういうもの。まあ御存じでしょうけれども、こういうもので、これはかばんにつけて行きます。この中には個人情報はいれなくて、マークだけです。このマークだけをかばんにつけていて、個人情報のカードは自分のかばんの中に携帯をしておく、そういうものでございます。

私、最初のこのマークの中に個人情報を入れるのかなと思っていましたので、そうすると、ぴっとちぎられたときに個人情報がわかってしまうなと思ったんですが、それではなくて、ヘルプマークとヘルプカード、別々なものでございますので、これも両方つけていただきたいというふうに思っています。

これ、守谷市の記事ですけれども、皆さんごらんになったかと思えますけれども、ここもやはりヘルプカードとヘルプマーク、両方一緒に提示しているということで、ヘルプマークはかばんにつけるもの、ヘルプカードは名前や住所や連絡先の詳しいことが書いているので、通院歴——人工透析の有無とか、そういうことも書いていますので、取り扱いに注意するために自分の手帳の中に入れておく、そういうものでございます。

このヘルプカードにつきましては、前回の質問では大変に前向きな御答弁いただきました。すぐに取り組み、作成できるようなやりとりが、その後3年間窓口でもやりとりが続いたんですけれども、そのやりとりが続いて3年がたちました。県内でも、ほかに幾つかの市町村に先を越されてしまいました。そのときにできてれば県内初ということだったんですけれども。今思えば簡素なものささっとつくるよりも、ほかのところを参考にしながらじっくりと検討して、よりよいものを作成できるほうがよいと、今は前向きに考えて期待しているところでございます。

そこで町民の方からは、いつできるのか、まだなのかという要望があるものですから、再度確認をさせていただきたいんですが、いきいき茨城ゆめ国体ということは先ほど答弁ありましたけれども、新年度には作成できるというふうに認識してよろしいのでしょうか。また、導入に当たっては、まだまだそのマークについては社会で認知度が低く、広く周知することが重要なことではないかなって。受ける人だけではなく、周りの人もそれがわかっているようにするということが大事なことだというふうに思っていますので、その認知度を高めるための周知と、理解促進に向けての取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

その2点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

導入の時期ですけれども、先般9月6日の茨城県議会の一般質問におきましても、県知事のほうから、ヘルプマークとヘルプカードについては来年度導入をしていくというような答弁があったところがございます。そういうこともございますので、町としましても県の動向等も踏まえて、なるべく早目の導入を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、導入に当たってでございますけれども、当然議員おっしゃるようにヘルプマークは周囲の方に対して配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくするということですので、ただ周りの人がそのヘルプマークの意味を知っていなければ意味がございませんので、利用者の方への周知とあわせて周りの人の理解、これをやっぱり多くの皆さんが知っていただくということが非常に大切だと考えておりますので、そこら辺もあわせてですね、広く周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） どうもありがとうございます。早急に取り組んでいただきたいというふうに思っています。要望している方々からも大いなる期待を寄せられているところですが、どうか早い導入に向けて努力をしてくださることを切にお願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） それでは3項目め、乳幼児における小児がんの早期発見についてをお伺いいたします。

我が国では小児の死亡原因の第1位は小児がんとなっておりますが、年間発症数が少ないために多くの医療機関では、小児がんに対する医療経験が乏しく適切な医療受診のおくれなどが懸念されております。そのため早期発見に向けた住民への啓発が重要となってまいります。

また、小児がんの中でも網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状があらわれるというのが特徴でございます。そういったことから、乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。

小児がんの患者とその家族は、発育や教育への対応など大人のがん、成人のがん患者とは異なる課題を抱えているところがございます。小児がんの発症数は年間2,000から2,500人と少ないというふうに言われておりますけれども、その一人ひとりの家族にとっては大変に重要な問題でございます。

小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかございません。そういったことで、多くの医

療機関では小児がんに対する医療経験が乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されているところでございます。国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院、これを制定しまして、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っているところでございます。

そこでまず1点目、当町では小児がんの早期発見のためにどのような取り組みを行っているか、お伺いをいたします。

次に、小児がんの中には網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は出生児1.5万人から1.6万人に1人というふうに言われていますので、このがんは5歳までに95%が診断されておりまして、その多くは家族が子供の目の異常に気づいて受診に至っているというケースでございまして。

素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方法を、そういう方針で治療することが多いというふうに言われています。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。

網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるというのが先ほど申し上げた特徴でございまして、これを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができると思います。

そこで2点目、乳幼児健診の医師健診アンケートの目の項目のところ、白色瞳孔を追加してはどうかということをお伺いします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは3項目め、乳幼児健診における小児がんの早期発見についての質問にお答えいたします。

小児がんは、15歳未満の子供がかかるがんの総称です。子供のがんで一番多いのは白血病です。次いで、脳腫瘍、脊髄腫瘍、悪性リンパ腫などで、いずれも肉腫系統のがんが圧倒的に多いのが特徴でございまして。

1点目の、当町の小児がんの早期発見の取り組みについてお答えをいたします。

乳幼児の健康診査については、生後3から6カ月と、9から11カ月に医療機関で乳児健診を受けられるよう、2回分の受診票を交付しています。それに加えて、町で実施する集団健診は、生後4カ月、1歳6カ月、3歳6カ月児を対象に実施しています。これらの集団健診では医師の診察もあり、他市町村においては、必ずしも小児科医を確保できない状況であると聞いておりますが、当町では、東京医科大学茨城医療センターの小児科医師に全面的に協力をいただいております。医師の診察項目として、全身状態の確認を行っており、さまざまな異常の早期発見に努めているところであります。

また、健康診査のほかにも、保健師による新生児や乳児の全戸家庭訪問や、就学前までのお子さんを対象にする育児相談を毎月開催し、乳幼児の心身の観察を行い、異常の早期発見に努めるとともに保護者の相談に乗っております。

2点目の網膜芽細胞腫について、乳幼児健診の医師検診アンケートの「眼」の項目に、白色瞳孔を追加することについてでございます。乳幼児健康診査・身体診察マニュアルの中に、目の疾患を疑う異常所見の一覧が掲載されています。その中に白色瞳孔の所見により疑う疾患として網膜芽細胞腫が明記されております。白色瞳孔は医師の観察項目となっており、改めて診察所見記載欄に白色瞳孔を明記するかどうかは、診察にあたる医師と相談し検討してまいります。

また、母子健康手帳の中の生後6カ月から7カ月ごろのページに、保護者が行う確認項目として、「ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがありますか」という項目があり、異常が見られた場合には、すぐに眼科医の診察を受けるよう記載されています。保健師が行う保健指導では、このような母子健康手帳を活用した指導や注意を促しております。小児がんの早期発見には、健康診査による確認だけでなく、普段の生活の中で、異常に気づかれた場合には、速やかに専門の医療機関を受診することが、何よりも重要となります。

町としましては、こういった保護者の気づきにつながるよう、保健指導の際の小児がんに関する知識の普及啓発に力を入れてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

乳幼児健診、4カ月健診、1歳6カ月健診、2歳6カ月健診、3歳6カ月健診ということで先ほどいただいてまいりましたけれども、乳幼児健診で観察する異常所見で疑っていく目の疾患はどのようなものがあるか。また、その中でがんにつながるのどのような疾患か。2点についてお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まずですね、乳幼児健康診査身体診察マニュアルによりますと、先天性の白内障、それから先天性緑内障、網膜芽細胞腫など、頻度は少ないですけれども早期に発見したい重症がん疾患を含め18疾患の記載がございます。その中で、がんにつながる疾患ということになりますと網膜芽細胞腫ということがございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 私も、この勉強をするまでは目の白色瞳孔というのは写真は見たことありましたが、先見性の白内障なのかななんて最初思っていました。そういったことから、本当にがんにつながっていく病気なんだなということを感じた次第でございます。

先ほどお話ありました網膜芽細胞はがんでありますけれども、発見がおけると命やその後大きくかかわってまいります。乳幼児健診の医師の診断で必ずチェックさせるように、診察記録欄に白色瞳孔と記載項目を追加していただきたいというふうにほど申し上げましたけれども、ここには白色瞳孔、特に書いてはいないんですね。斜視とかいうふうには書いてはいるんですけれども。

再度お尋ねしますけれども、そういったことで、ここに追加していただけるかどうかお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

これに関しましては、実際に診察に当たっていただいている小児科医の先生と相談して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） よく先生とも相談していただきたいなというふうに思っています。

ちなみに小児がんの患者さん、どれくらい阿見町にいらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

明確な人数はわかりませんが、小児がんの医療につきましては、高額な医療費がかかるために医療保険、それから医療福祉費制度——マル福ですね、加えまして、小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給を受けることがございます。小児慢性特定疾病の受診券交付状況につきまして、土浦保健所に確認をさせていただきました。そのところ、二十歳までの悪性新生物——がんで受給されているのは、平成29年度は阿見町で4人、土浦保健所管内では31人ということで回答を得ております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。阿見町で4人、土浦市管内で31人ということで、かなりいらっしゃるのかなというふうに感じております。それにもかかわらず、小児がんの専門医療機関が少ないということなんですけれども、近隣で医療が受けられる状況なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

土浦保健所管内の悪性新生物の小児特定疾病受給者の方が医療を受けている主な病院でございますけれども、近隣でございますと筑波大学附属病院、それから茨城県立こども病院、次いで土浦共同病院、それから県外の病院もあるということで聞いてございます。

それから、国の小児がん対策といたしましては、質の高い小児がん医療、それと支援を受けられるように全国に小児がん拠点病院を15カ所指定しておりまして、それを牽引して医療の質の向上を図るよう小児がん中央機関を2カ所指定しております。そして、専門的ながんの医療の提供と地域がん診療の連携協力体制を構築しているということでございます。

小児がん拠点病院につきましては、近県では東京都に2カ所、これは国立育成医療研究センター、それから都立小児総合医療センター、それと埼玉県に1カ所、埼玉県立小児医療センターがでございます。小児がん中央機関は、東京都にある国立がん研究センター中央病院と国立育成医療研究センターとなっております。

県内の小児がん診療医療機関が、国が指定した小児がん拠点病院や小児がん中央機関と連携協力し、小児がんの医療の向上を図っていくことを期待するということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど御答弁ありましたように、私もこれ手元にあるんですけども、近県で小児がん拠点病院15カ所のうち茨城県はないわけでございますけれども、埼玉県・東京都2つということで、さらに小児がんのやはり意識を高めていかなければいけないというのを、これを見て感じた次第でございます。

先ほど来、小児がんの診断は大変に重要であるというふうに申し上げましたけれども、いち早く発見するということが最大の鍵となってまいります。既に御承知のこととは存じますが、厚生労働省では昨年の6月15日に都議会公明党の推進で、東京都が開業医らに向けて作成した全国初の小児がん診断ハンドブックについて、一般小児科医の診断の一助として有用であると厚生労働省が位置づけています。周知と利用を促す通知を、全道府県、東京等を除いた全道府県や日本医師会、関係学会等に対して行っているところでございます。

これは、こちらのほうにはまだ流れては来ていないですよ。これはね、ハンドブック。これ、すごいんですよ。本当によくできていまして、一般の診療機関の人たちがお手本にしてもいいものだと厚生労働省が言っているんですけども、先ほど言った白色瞳孔の詳しい写真ですとか、あと本当に具体的に、これ一部分をコピーしたのでこんな薄いんですけども、75ページからなるものです。厚生労働省からリンクして東京都のほうに行きまして、自由にダ

ウンロードできるようになっておりますので、どうかこれをね、使っていただければなというふうに思っております。

このハンドブックは、とにかく子供たちが日常的に受診する先生、お医者さんが、小児がん患者を見落とすことがないように、初期の発症状況をわかりやすく紹介しているものなんですけれども、さまざまな症例も提示してありまして、早期に患者を発見し専門の病院につなげていくということのために、地域の病院や診療所に配布をされているんですけれども、全国統一でこれを利用しようというふうに言われています。

厚生労働省の通知では、日本医師会や日本小児科医会、あと日本小児学会にも届けられておりました、どれの団体のホームページにも既にハンドブックが入手できる東京都のウェブサイトが張りつけられているんですね。これをぜひ阿見町の中でも、ここにリンクできるようにホームページにつけていただきたいなというふうに思っているところです。町内にも再度周知を図っていただいて、とにかくさらなる小児がんの対策の強化に取り組んでいただきたいというふうに強く要望しております。

以上のことから、これぜひホームページに載せていただいて、東京都にリンクできるようにやっていただければというふうに思っています。

以上、強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 続きまして、最後の項目でございます。

外国人技能実習生の受け入れについてお伺いをいたします。

本年1月1日時点の住民基本台帳に基づく総務省の人口動態調査によりますと、日本在住の外国人は249万人に上っています。4年連続で過去最多を更新しているところです。日本人の人口が前年より37万人減ったということに対して、外国人は17万人の増加となっているようでございます。

さらには15歳から64歳までの生産年齢、その人口が昨年よりも68万人減りまして、初めて総人口の6割を切っております。非常に深刻化している労働力不足があるというふうにかかわれる次第です。今後、労働力不足が深刻化する日本が働き手を確保するには、外国人労働者の受け入れ環境の整備に真剣に取り組んでいく、検討すべきときだというふうに考えております。

昨年11月に始まった外国人技能実習の新たな制度、これによりますと実習の対象職種に介護を加えられました。これは御承知のとおりだと思います。当町でも人手不足に悩む介護事業所も少なくありませんで、国際的な共生社会としても阿見町で外国人技能実習生の受け入れを支援してはどうかというふうにお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 外国人技能実習生の受け入れについての質問にお答えします。

平成29年11月1日の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行に合わせ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されました。技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間、最長5年間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であります。この制度は、日本で専門的な介護技術を学んだ上で、自国で活かしてもらおう仕組みとなっており、介護人材の不足への対応を目的とするものではありません。

しかし、当町においても高齢化が急速に進み、年々増加する介護サービスの利用者のニーズに応えるためにも、介護職の人材不足は深刻な問題であり外国人の受け入れも視野に入れる必要にあると認識をしております。今後、外国人の介護職の受け入れに対する支援について近隣自治体の動向も踏まえ、調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

先ほど答弁の中に介護人材の不足を対応する目的ではないというふうにありましたけれども、とにかく私もこの質問をするに当たって各事業所調べましたけれども、やはりとにかく介護をする方がすぐにやめてしまったり、人材が不足していると。

公明党でも100万人アンケート調査というのを行いまして、介護に関するアンケート調査というの全国的に行いました。それでもやはり介護職が非常に少なく、介護施設においては人材不足の上、高齢者の方も少々不安を感じているところがある。ですから、外国人を職員として迎え入れるにはどうかという項目に対しては、ほとんどパーフェクトに言葉さえ一応通じれば外国の方でも来ていただければ非常にありがたいというふうに話をなさっていました。

同じ人として心と心を通じ合う内容ですので、言葉はそのうちにしっかりと習得していくのかなというふうに思いますけれども、そういったことでしっかりと考えていきたい項目であるというふうに実感しました。

そこで再度お尋ねしますが、外国人技能実習生の、こちらに来る、気軽に来ていただいてしっかりと勉強した方ですけれども、そういう方々に来ていただいて、こちらに住むということもその場所も確保しなくてはいけないということで、外国人技能実習生を受け入れる企業、これは介護に限りませんが、実習生の住む場所を確保しなければならない。1人から最大で2万円を給料から差し引いてもいいということになっているようです。

実習生はお金を稼ぎに来ていますので、例えば阿見町の空き家を有効利用して、家賃負担を

補助するというふうになると、非常に大きなPRになるのかなっていうふうに思いますけれども、それについて家賃補助などの考え方は。以前町長に個別でお話したことがありましたけれども、そういったことで、その考えはどうかお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

家賃補助につきましてですけども、まだ介護分野での介護実習生の受け入れというものが日本で始まったばかりでございまして、現時点で町が具体的に家賃の補助をどうするかということについては、まだ検討ができていないというところでございます。

国におきましても、外国人人材の受け入れの環境整備につきまして、いろいろな支援が始まったばかりでございまして。例えば受け入れに対する相談支援体制の整備事業ですとか、介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受け入れ企業とのマッチングの事業ですとか、留学生の奨学金の支給に関する支援事業、こういったものが制度として始まったばかりとということもございまして、今後の国ですとか先進自治体の動向を注視しまして、今後調査研究は進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 制度がまだ整っていないということなので、その先進自治体が阿見町になればいいなというふうに思っていますので、前もってそういった認識を頭の中に入れておくのは大事なことかなっていうふうに感じています。

また、技能実習生を受け入れたときに相談の窓口を、やはりつくっていくことも大事かなっていうふうに思うことと、働く意欲のある外国の方が日本語を習得して日本に意気揚々として来る、その中で働く実習生の受け入れを歓迎してあげるような、そういった取り組みがあってもいいのかなっていうふうに思っています。

これ、今後のことになりますけれども、この相談窓口ですとか、あと実習生のセレモニー開催、そういったことなんかも国際交流に協力していただきながら実施していくのはどうかっていうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

相談窓口、それから受け入れの歓迎セレモニー等でございますけども、先ほどもちょっとお答えしましたけども、国においてもそういう留学生等に関して日本での、やはり日常生活におけるいろんな困った面とか相談とかもあると思います。それから、あるいは介護施設に実際に勤務なさったときに、そこでいろいろな課題等もあろうと思います。そういったところから相

談を受ける窓口が国のほうでも設けられたところでございます。

基本的にはそういったところを利用していただくということでございますけども、後は町に実際に、町に来て、じゃあ町の中のどこに行ったら何があるのかなとか、いろいろ実際に、もし仮にこちらに来てお住まいになったというときには、いろいろな御不便なところもあろうかと思えます。いろいろ相談に乗ってほしいところもあると思えますので、そこら辺につきましても具体的になった段階で、国際交流協会のほうともいろいろアイデアをいただきながらですね、そういった方が安心して阿見町でお仕事ができるような環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 本当にそのようにお願いをしたいところであります。例えばベトナム、またフィリピンなどでは、日本の地理をよく把握してる人が非常に多くて、やはり人気の地域とそうでない地域では格差が出てくるわけなんです。阿見町で外国人技能実習生の支援を行うことによって、阿見町の企業がしっかりと外国技能実習生を確保することにつながっていくのかな。優良な外国人技能実習生の方を確保できるのではないかなというふうに思っているところです。

技能実習生のメリット、これは条件を満たすことで3年間は施設で技能実習生として雇用することができます。また、優良認定を受けることでさらに2年延長します。例えば、常勤介護職員が50人いる場合、毎年1年ごとに採用すると3年目には最大15人ということになります。日本語検定4級の人材を確保できる、そういった管理団体をしっかりと見きわめて選んでいくということも成功の鍵ではないかなというふうに思っています。

阿見町では、スーペリアだけでなく中国とも国際交流、姉妹都市交流を行っていますけれども、これから先国際交流の国際社会の中でしっかりと共生して生きていくためにも、先進的な考え方で今のうちから考えていたほうがいいのではないかなというふうに考えます。

どうぞ御検討をよろしくお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、14番紙井和美君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） まずもって、初めに台風21号による大阪地方、そして被災された地域の皆様、及び北海道胆振東部地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。そ

して、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず1項目め、町民協働でのまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目、町では第6次総合計画において、行政主体のまちづくりから町民と行政とが相互理解のもとで目的意識を共有し、さまざまな立場の人たちが互いに公共を担い、地域の課題を解決していく協働のまちづくりが求められているとして、阿見町協働の指針を策定し、町民と行政の連携、協力した事業に数多く取り組まれてきており、大変評価しております。今後は、連携事業からさらに協働事業へ転換が図られる必要があり、協働のまちづくりが進めば、きめ細かな町民ニーズにも対応したまちづくりの実現ができると思います。

そこで、町と町民が共同で、地域の課題や問題解決に向けての取り組み状況と課題、そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、各地の自治体で、市と市民が協働で地域の課題や問題に新たな方法で解決する制度に取り組んでいます。道路上の破損部分もスマホで撮影し、写真と地図情報を投稿する。市は補修完了後、投稿者へメールで報告するといったシステムです。従来のように、市民が電話で場所等をあれこれ説明する必要がなくなります。

この質問のきっかけは、町民からの要望も多くありますが、余りにも道路のひずみが多く、何とかならないものかと危惧しておりました。町民の皆さんが気がついたときには、町に直接電話入れていただいている方もいらっしゃいます。町の担当職員の皆さんが気づいては、補修工事をしていただいていることは十分承知はしておりますが、子育てのよい町として移り住んでくださる若い御夫婦から年配者の方々まで、安心していただけるインフラ整備をしていかなければならないと思います。

これらのことを踏まえ、道路等の損傷通報について質問させていただきます。現在どのような通報があり、どのように対処しておられるのでしょうか。

3点目、町民がスマホなどから無料アプリを活用して、緊急性が高い危険な場所を通報できる制度の運用について、御見解をお伺いいたします。

また、千葉市の「ちばレポ」、半田市の「マイレポはんだ」、町田市の「みちピカ町田くん」、県内では担当部局に資料をお渡しさせていただきました守谷市の「Morinfo」等の多くの先進事例から御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 難波議員の、町民協働でのまちづくりについての御質問にお答えをいた

します。

1点目の、町と町民が協働で地域の課題や問題解決への取り組みの現状と課題、今後について何うについてであります。

町では、協働の基本となる考え方を整理した阿見町協働の指針を策定し、町民との協働のまちづくりを推進しております。現在、町の協働による代表的な取り組み事業を紹介しますと、町民マラソン大会事業や町民活動センターのIT部門の運営管理等に関する市民活動情報発信事業、犬のしつけ教室、婚活力向上支援事業を各NPO法人と実施しております。協働の手法には、後ろ盾となって応援する後援、共同で主催する共催や実行委員会、補助や助成、里親制度、指定管理・委託等の形があり、町においても多数の事業が実施されております。

協働を推進していくために、これまでも機会があるごとに町職員や町民を対象にした講演会や研修会を実施しておりますが、新たな町民との協働事業の立ち上がりが思うように進んでいない状況もあります。今後は、特に町職員に対する研修会や勉強会を重ねながら、全職員が共通理解に立って協働のまちづくりに取り組んでいけるよう、個々のスキルアップの向上に努めてまいります。

また、町内の市民活動をより活発化させる目的で、平成29年度に創設した阿見町市民公益活動支援制度は、現在、市民アイデア部門の募集のみとしておりますが、平成31年度からは、町がテーマを提示して事業の募集をする行政提案部門の募集も始めようと計画しております。今後は、この支援制度を活用しながら協働事業につなげていきたいと考えております。

2点目の、道路等の損傷通報についてであります。

道路や公園、水路などの損傷箇所の通報の内容につきましては、道路では舗装の穴や路肩の崩れ、水たまり、側溝のふた破損や土砂の堆積、カーブミラーの損傷など、公園では樹木の生い茂りや遊具の損傷など、水路では水路の損傷などが多くあります。また、通報の手段といたしましては、発見者や区長から電話やメールを頂いたり、窓口で要望書をいただく場合もあります。通報があった場合の対処につきましては、速やかに現場状況を確認した後、補修工事等の対応をしております。

また、道路等の破損箇所の早期発見につきましては、日ごろより町職員や区長から通報をいただけるよう声かけをするとともに、町内郵便局とは包括連携に関する協定を結んでおり、道路等の損傷を発見した場合には連絡をいただけるようになっております。そのほかにも、町ホームページにおいては、危険箇所を発見した場合の連絡方法について紹介しており、さらに、町では週3回の道路パトロールにより、破損箇所の早期発見に努め、その場での応急工事も行っております。

3点目の、町民がスマホなどから無料アプリを活用して、緊急性の高い危険な場所を通報で

きる制度の運用についての見解。千葉市「ちばレポ」、半田市「マイレポはんだ」、町田市「みちピカ町田くん」等の多くの先進事例から所見を伺うについてであります。

議員から、御紹介がありました千葉市や半田市、町田市で導入しているシステムは、スマートフォンアプリを利用してインフラ等の不具合を行政に知らせるシステムであり、例えば、道路や公園など自治体が管理する施設における修繕や補修が必要な不具合などがその対象となります。スマートフォンのGPS機能を使えば位置情報も自動で取得できるし、写真も簡単に撮って送れるもので、情報を市民と行政が共有して課題解決に当たるというシステムであります。

報告された情報は、地図上にアイコンで表示して一般公開されます。地図上アイコンをクリックすれば詳細情報が確認できるので、同じ不具合が複数報告されることも防げます。電話の場合、職員がその都度対応しますが、アプリを利用すればその必要がなくなり、市民も休日や深夜でも報告できるメリットが生まれるようです。

千葉市においては、市民からのスマートフォンにより位置情報付写真レポートを送ってもらい、ウェブ上で市民と市役所が情報を共有して課題に取り組むとともに、将来的には、市民と市役所が協働して解決できるようにすることを目指しているということであります。

3市ともに、導入して間もないことから、課題も多いようで試行錯誤をされているようです。

今後につきましては、先進地の運用状況の経過も見ながら、必要に応じて調査・研究等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を何点かささせていただきたいと思います。

まず1点目、御答弁の中に、まずですね、新たな町民との協働事業の立ち上がりが思うように進んでいない、今後は特に町職員に対する研修会や勉強会を重ねながら個々のスキルアップの向上に努めるとの御答弁がありました。具体的にはどのように考え計画をされているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

今年度の予定ではですね、10月から11月の中で、職員を対象とした勉強会を計画してございます。外部講師により、テーマとしては町民との協働のまちづくりの推進にあつての再確認を含めて復習的なものに加えて、現在各課で実施している各種の町民との連携事業に関して、協働事業としてステップアップできる点はないかの確認や、平成29年度、昨年度から取り組んでおります市民公益活動支援制度において、来年度、平成31年度から募集計画をしている町がテーマを提示して事業の募集をする行政提案部門の準備等にあわせてですね、職員の意識やスキル向上を目的に実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。期待しております。

そして、平成29年度には創設されました、今御答弁ございましたけれども、阿見町の市民公益活動支援制度、そしてまた現在は市民アイデア部門として募集していると。そして今御答弁ありましたように、31年度からは町がテーマを提示して行政提案部門の募集も始めようと計画しているということで、研修会を始めたということでの御答弁だと思いますけれども、今までの実績内容、そしてその成果はどうだったんでしょうか。そして、今後具体的に、もしおわかりになれば教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

市民公益活動支援制度は、先ほど申し上げましたけども、平成29年度から市民活動団体が自主的に課題を見つけて解決する市民アイデア部門の募集のみのスタートということで始まりました。同制度はですね、地域ニーズに即した新たな活動を創出し、市民活動団体による事業により、地域の活性化や地域課題の解決を図り、町民が主体的に活動する新たなまちづくりを促進することを目的としてですね、町が認定した市民活動団体に対して活動事業費の一部を支援するものでございます。

実績といたしましては、昨年度まず助成金の交付といたしまして1事業につき10万円以内。それから助成率は対象事業費の3分の2以内ということでございます。助成金の交付回数は各年度1団体に対して1回、事業の拡充発展を図る場合、最大3回まで助成を受けることが可能ということになっております。

実績でございますが、平成29年度予算額で50万円計上しておりまして、決算額といたしましては37万4,000円でございます。町のほうで認定した事業数が5事業ございます。

まず1つ目は、NPO法人青少年の自立を支える会シオンが実施しましたステップハウス、これは16歳から19歳までを対象とした自立支援ホームの開所に伴う地元住民の内覧説明会を実施したということでございます。これに対して交付のほうで、4万3,000円交付金として交付しているということでございます。

それから2つ目がですね、NPO法人マリッジクラブが実施しました婚活支援、お見合い用の身上書に関する講座及び交流会の実施ということでございます。これに対しては交付金額が10万円。

それから3つ目が、レイクの森を守る会の、これレイクサイドタウンの行政区内ですね、民有地の山林における緑の森整備と、それからホテルの繁殖活動を実施してございます。これが交付金額が5万3,000円でございます。

それから4つ目として、おはなしポシェットの会。子供たちへの読み聞かせをする活動の団体でございますけども、これは絵本「しごとば」の絵本作家を招いて未就学児童、それから小学生の親子を対象にしたお話会と交流会を実施しましたということで、これが交付金が10万円となっております。

それから5つ目でございますが、NPO法人茨城県犬猫共存推進会が実施しました犬猫殺処分ゼロ推進事業の一環として、町民への啓発活動といたしましてチラシや缶バッジの作成、それから配布を実施したということで、これが交付金額が7万8,000円というふうになっております。

それから今年度、平成30年度でございますけども、予算額が80万円、認定事業数が2事業でございます。

1つ目はですね、NPO法人AMI & YOUが実施しております青少年健全育成事業、小学生を対象にしてですね、手づくりの遊び等を通した育成支援を実施しているということで、まだ今年度終わってはおりませんので、一応交付要望額としては6万4,000円ほど上がっております。

それから2つ目が、NPO法人ハチドリが実施しておりますマッサージによる地域交流支援事業。マッサージを学ぶ大学生による地域住民の交流会を実施してございます。これが交付要望額が8万円ということでございます。

29年度5事業を実施しております、これを審査する協働のまちづくり運営委員会というのがございますが、その中で昨年度の事業については、実績の報告とかいうのをやってございます。そういった中で、29年事業としては、ある程度の成果として上がっているのではないかと、いうふうに感じております。

30年度事業もですね、この2事業ではございますけれども、今順調にその事業のほうを実施

しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

この事業は、引き続き続けるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

今後ですね、引き続き支援はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そこに、さらに今度は行政提案部門の募集も始めるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。そうですね、来年度からですね、先ほど申しましたとおり、その行政提案部門も入れて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） お手元に、町民活動推進課のほうに、以前にお渡しいたしましたけれども、和歌山の御坊市というところでも、やはり行政提案部門ということでやっているという、仕掛けをしているそうですけれども、やはり今後、このような時代にあっては、やはり地域に根差していけるような、やはり行政からも手を差し伸べながら、また育てていく、やはりそういったことがこれから協働のまちづくりということで、手間はかかると思いますけれども、必要ではないかなと思います。

いろいろ事業ありますので、大体似たような事業かなと思いますので、また一生懸命やっていただきたいなと思います。

それでですね、こないだ9月8日のまちづくりの町民の討議会のワークショップに出さしていただきました。600人の中から34名の町民が参加されておりましたけれども、まず現在の阿見町を紹介する。そして取り組みたいこと、そしてその取り組みたいことの理由。もう本当にびっくりするような未来のあるアイデアが出されておりましたものを目の当たりにしまして、人材が阿見には多いんだなと感動した1人でございます。

今後やはりこういった皆様の声をいただけるような、協働のまちづくりとして、今後もより多くこういった手法を、機会を持っていくべきではないのかなと思いますけれども、この辺い

かがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○13番（難波千香子君） あ、町長も参加されておりましたので、どうぞ一言。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。8日の土曜日の3時から3時間近く行いました。議員さん方にも御参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

今難波議員からもお話があったように、阿見町は人材が豊富だなというふうに思いました。いろんな阿見町を紹介する、よいところ悪いところを含めてですね、いろんな意見が出ました。そういったことを集約してですね、これからの……。今回は6次総合計画の後期計画ということで御意見を聞いた、広聴みたいな形でございましたけれども、私の公約にもありますように、定期的な町民討議会の開催ということで、これはやはり町民にいろんな町のことについて関心を持ってもらいたいということが趣旨でございます。

今回は町のほうの担当課が先導でやっておりましたけれども、これ回を追うごとにですね、やはりそういったことやってみたいという人たちが出てくると思います。そういった中で実行委員会を組織してですね、町とはちょっと離れたところで進めていただくと。ほかのところをちょっと見ますと、青年会議所が中心になって開催をしているところが多いんですけども、阿見町はJCではなくてそういった実行委員会を組織して、町民の中から賛同いただいた人たちに集まってもらって開いていくというような形に、これからしていきたいというふうに思います。

こういったことが協働のまちづくりの基本になっていくのではないかなというふうに思っていますので、これから定期的にやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございました。そうしましたら、年に2回ぐらいとかという形で、そのメンバーが1回目、そしてまた2回目と違ったメンバーがなると思うんですけども、そのメンバーがどんどんどんどん実行委員会ということで手を挙げて大きな輪になっていくという、そういう考えを町長は考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 実行委員会のメンバーはですね、経験された方々からやれる人はやってもらうという形なんですけれども、今回もそうですけれども、無作為抽出で町民にこちらから案内を出しますので、今回600人で34名、欠席2人いたんで32名だと思いますけれども、そういった人たちに集まっていただきました。そういった機会をどんどん広げていくということで、

無作為抽出はこれから少し多くなっていくかもしれませんが、いろんな人たちに集まってもらいたいので、偏らず無作為抽出でやって、その中からやってみたいという人たちに実行委員会を組織してもらおうと、そういった形で進めたいというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。大変に未来ある御答弁ありがとうございます。期待したいと思います。また一緒に考えていきたいなと思います。

それでは次の質問ですけれども、道路等の損傷について御答弁の中で通報は多くありますとの御答弁でありますけれども、年間、阿見町では何件の要望が寄せられておられるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

29年度実績でございます。区長さんと町民の方、それ以外に町で、先ほど町長の答弁があったように、道路パトロールを臨時職員を雇って週3回お願いしているというふうなことで、その中で、まず区長と町民から寄せられる件数は273件、それと道路パトロール等で補修対応箇所を発見して修繕をしたというのが479件、合わせて746件ほど29年度の実績はございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。年間746件ってことは、これは、この御答弁では、早急に対応しているということで、ほとんど対応したということでもよろしいのでしょうか。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今の件数は全てすぐ対応したというふうな件数でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。大変に感謝するものでございます。

それではですね、町ホームページについての連絡方法について紹介しているという御答弁もございましたけれども、探しましたけれどもわかりにくいなと思いましたがね。まず、その改善と、また道路への投棄、民有地から、また枝の張り出し、そういった通行に支障等の御注意も、やはり広報等で掲載もこれから重ねていくことも大事なと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 確かにホームページのほうでは、道路の危険箇所を発見した場合にはこうしてくださいというようなものを、町の情報というふうな中で道路公園課の中まで行かないとなかなかわかりづらいというふうなところも確かにあるかというふうに思います。

その辺はちょっと、やはりわかりやすいような対応ができるようにちょっと内部でも検討させていただきたいというふうには思います。

あと、今難波議員から言われたその枝の張り出しとか、そういったものがどこら辺まで必要なのか、そういった部分についても、それ以外の部分についても、住民の方にやっていただくというふうなところもあろうかと思しますので、そういうことも含めて内容については検討させていただきたいというふうには思います。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。これは町民の方から当然、どこに連絡したたいのかという、111はわかっているんですけども、そういうお声がやはりありましたものですから、今回は質問させていただきました。よろしく願い申し上げます。

そして、次の質問ですけれども、アプリの活用ですが、メリットが生まれるようですが、導入して間もないから必要に応じて調査研究していくというのは、デメリット・メリットを調査しデメリットのほうが大きいから調査していくという、そういうような答弁の解釈でよろしいんでしょうか。この辺の御答弁をもう一度よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

デメリットが大きいからとか、メリットが小さいからとか、現時点ではちょっとわかりません。ただですね、そこにどういった課題があってですね、それに対してどう対応していく必要があるのかというのが、そのためには調査研究が必要であるというふうに考えております。

メリットといたしましては、住民がですね、自治体のホームページを利用して情報を入手したり、メール機能を利用して通報や問い合わせする場合にはですね、まずホームページにアクセスしてから情報入手したりメールを送ったりする手間がかかっていますけれども、スマートフォンのアプリケーションを利用するとですね、アプリを選択することで素早く必要な情報を得ることや、通報することが可能になるということが1つメリットにあるかと思えます。

それから、地図上のアイコンで表示して公開されますので、同じ案件が複数報告されることを妨げることができると。それから、住民が対応状況を、進捗等をですね、スマホで確認することができる。それから、休日や夜間でも通報することができるということで、そういったメリットがあると思えます。

それから、デメリットでございますけれども、導入経費や、やはり維持管理費用等、その効果等の費用対効果の問題があるかと思えます。千葉市の場合にはですね、当初の開発費が約2,700万、年間維持管理費用が年間約1,400万程度かかっているようでございますが、現在のランニングコストは年間約540万円程度に下がっているというふうに聞いております。守谷市の

ほうではですね、初期費用・システム構築委託費用がですね、395万2,800円、運用経費が年間240万円程度かかっているということです。

また、通報できる内容、それから案件の対象を決めておかないと、住民からの通報件数が多岐にわたって多数寄せられるということで、速やか、かつ丁寧な対応が困難になるのではないかと。また、御用聞き的なものになってしまうおそれがあるのではないかとということでございます。課題として、通報案件に関して通報側である住民と、それを受けた行政側がどのように双方が協議してですね、問題解決に当たっていただけるのか、どのように町民協働でのまちづくりにつなげていただけるかっていうのが今後の大きな課題ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

阿見町には情報ツールとして、あみメールというのがございますけれども、登録人数は何人になっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

本年8月現在でですね、2,502件でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。年齢数とかそういうのはわからないかと思っておりますけれども、そういった方も含めて、またさらに充実したこのアプリではないかなと思っております。

そして、先ほどおっしゃいましたけれども、守谷では現在、ちょうど1年ぐらいでしょうか。3,700人が登録ということで災害があった、台風があった8月には一挙に6人が登録されたという、そういったことも聞き及んでおります。守谷に行ってしっかり聞いてまいりました。そこに、いろんな張りつけができるということで、1つのツールといたしまして守谷市のMorinfoということで、機能拡充ができて災害発生時には災害対応になるということで、うちのほうの危機管理監からも当然必要不可欠だというようなことも伺った次第ですけれども、この辺はどのように認識されておりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

守谷市ですね、今、議員のおっしゃられたですね、Morinfoでございますけれども、まず、その導入目的、概要について述べさせていただきます。この市民生活総合支援アプリについては、市民への新たな広報手段として、市民が欲しい市政情報を欲しいタイミングで簡単

に入手できる環境整備を目的とした携帯端末アプリケーションでございます。このアプリは、スマートフォンやタブレット端末で使用できるシステム。子育て支援、それからごみ、イベント等の情報といった市民生活の利便性を向上させる内容を掲載してございます。また、市民レポート投稿といった行政と市民の皆さんと情報共有を促進する機能を持たせることで、市民の市政への参画や協働のまちづくりを推進するというところでございます。

で、市民レポート機能といたしましては、道路の陥没、公園遊具の故障、ごみ、放置自転車、防犯灯、カーブミラーについて不具合を発見した場合にスマートフォン等の端末を活用して市役所に通報する機能ということで、もちろん防災情報も入りますけども。導入時期が今年の1月4日から稼働しているということでございます。アプリの所管課が総務部市長公室の秘書課広報活動担当係ということでございます。運用経費は先ほど申しましたとおりシステム委託費が390万2,800円、運用経費が年間240万円かかるというところでございます。

そういう防災情報がですね、これはやっぱり人命とか、生命、財産、安心安全、緊急性が高いものでございますので、そういうのが即時ですね、町民のほうからですね、伝えられて行政がすぐ把握できる。そういうやりとりができるっていうことは非常に防災業務上ですね、有効な手段だというふうには考えております。

ただですね、守谷市のほうの現状と課題としてはですね、市民からそういった投稿された、これ防災情報に限らないことだとは思いますが、に関して市民との情報共有がより簡単となったメリットはございますけれども、市民からの情報投稿数が多くなって担当課での対応が時期的には追いつかないことが生じているというようなことも聞いておりますので、その辺は今後十分検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。詳しい内容ありがとうございました。

私も守谷に行って聞いてきたときには、もうでき上がったアプリがありますので、守谷ではそれだけの経費がかかったと。そして、そのアプリはもう開発でかかったものであって、それはいろんな行政で使う分にあっては半額以下というか、私が聞いたときには、維持コストは100万はかからないと思いますということは聞きました。そして、開発費も当然100万はかかるかなというふうな。

そのアプリを守谷はたくさんやっていますので、そしてあと人口に応じて相当あるので、守谷、その人口においてもかなり増えると。この阿見町の5万以下だと相当コストは安くなりますよという。最初の開発するのは大変だということもお聞きしておりますので、まだ研究していただけかなと思います。

そして、経営してるアプリはリョービスシステムという、そういったところで、LGWANシステムという、それは自治体の間をまた全部設定してるというものでありますので、今回日立市も導入する予定だということではあるんですけども、その辺も鑑みて、ぜひ実証実験は何か無料のようなこととお話してましたので、ぜひその辺も考えていただければと思います。

私も即、守谷市ではないんですけども、アプリをしっかりとMorinfoを張らしていただきました。守谷の情報が何かしっかり入ってくるんですけども、まず端末のGPS機能がありますので、救助の必要がある・なし、もしあるとなったら即救助要請を行った場所が地図データにまず出ます。そして、安否情報として、それが即自衛隊、消防・救急、消防団等に情報供給が行けるようになっているもので、あとは即このような台風があった場合には、災害発生で「助けてください、けがしてます」ってこちらからすぐ出すことができます。それが災害版レポートにさっとつきます。

そして道路におきましては、赤色は全面通行止め、オレンジ色は一部通行可能、青色は通れるようになりました。紫は救助要請、緑は車両事故確認中、そして確認済み。また、一番近い避難所には、あと物資情報なりで誘導してくれる。本当に使い勝手のいいナビだということをしかりお聞きしてきました。

私は費用対効果ということも非常に大事だと思いますけれども、こういったときに命はもっと大事ではないかなと思う1人でございますので、この辺はぜひぜひ考えていただいて、採用する価値が十分にあると思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

最後に、町長が、ちばナビで研修を受けたということをちょっと聞いたんですけど、ちばレポ。ちょっと勝手は違うかと思うんですけども、ちばレポは一方的に住民に伝えるというものであるんですけども、どんどんどんどん開発が進んで、今は住民からもしっかりと情報が入るという、その仕組みがちょっと違うという、そういうことを聞いておりますので、ぜひ皆さんと一緒に考えていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは2点。行政サービスの窓口の改善について御質問させていただきます。

町民意向調査が今年6月に実施され、人とつながるまちづくりの項目において窓口サービスの向上が重要度の高い施策順位の上位に挙がっております。フロアマネジャーの親切丁寧なお声かけの案内も非常に評判がいいところであります。ハード、ソフト両面で町民サービスの向上を期待しております。質の高い接客研修をするなどして、町民は大切な顧客であるとの認識に立っていただき、まずは挨拶やありがとうございますとの声が響く町役場窓口にしていただ

くことが、町民と協働のまちづくりにしていくためにも必要と考えます。

そこで1点目、窓口サービスの向上への取り組みと課題。今後の対応についてお伺いいたします。

2点目、（仮称）おくやみコーナー事業についてお伺いいたします。町はさまざまな身近な行政サービスを提供しておりますが、出産・死亡・編入・転出入、さまざまなライフイベントに応じて手続きがあります。出生であれば親が、転出入であれば本人が役場に出向くということになります。お亡くなりになった場合については御遺族が役場で手続きを行うこととなります。

当町では、案内文書を葬儀社に配布し、葬儀社より御遺族に渡されているようでございますが、どこに行けばいいのかわからないという御相談を受けております。死亡届の提出、健康保険の資格喪失、年金届の支給停止、上下水道の公共料金の停止などの窓口が、複数の課にわたる現状を鑑みて、御遺族の負担軽減を行うためにも窓口のワンストップ化が必要ではないかと考えます。

大分県別府市が行っている取り組みは、案内業務のサービスの向上を「おくやみコーナー」として全てワンストップで専任のスタッフが手続きを補助するという、非常に先進的な取り組みが行われております。これは若手職員でプロジェクトチームを立ち上げ、窓口業務や庁舎の問題点などによる検証を行い、提言・政策をつくり、1つ目にたらい回しゼロ作戦、2つ目に訪れる人に心地のよい空間づくり、3つ目には福祉コーディネーターによる寄り添う市役所の実現を3本柱にしたというところから始まったものでございます。

特に急速な高齢化が進み、高齢者の方がお亡くなりになって、御遺族も高齢者であるといった事例もますます増えているかと思えます。当町でも御遺族の負担軽減を行うようなワンストップ化必要だと思えます。阿見町の取り組みと課題から御見解をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 続きまして、行政サービスの窓口の改善についての質問にお答えいたします。

1点目の、窓口サービスの向上への取り組みと課題、今後の対応についてであります。

阿見町では平成22年5月6日から総合窓口化がスタートいたしました。準備段階では、他自治体からの聞き取り等を参考にして、適正な総合窓口に向けて検討を重ね、スタート後も問題発生都度、検討・協議・改善を図ってきたところでございます。また、町民課窓口についてのアンケート調査を毎年1回実施しており、町民の声を行政サービスの改善に反映するよう取り組んでいるところでございます。

行政サービスに対する心構えとしては、職員一人ひとりが、お客様等に対して、常に迅速・丁寧・正確に対応するというをしっかりと認識することです。今後も職員の窓口対応

能力を高めるための意識づけ等を行いながら、総合窓口の向上に努めてまいります。

2点目の（仮称）おくやみコーナー事業についてであります。

議員が事例として挙げられた大分県別府市の取り組みについて、市担当課に伺ったところ、平成28年5月に、総務課における市民サービス改善系の提案の中で、総合窓口設置に向けての検討がありましたが、課題が多く、すぐには実現できないということで、まずは亡くなられた方の手続で来庁したお客様のための窓口を設置しようということから設けられたコーナーであります。

また、おくやみコーナー事業は、市民課に属しているのではなく、二、三名の非常勤職員により運営されているコーナーで、各課の手続の有無を確認し、地下1階と1階の関係課を回っていただくという事業で、足が不自由な高齢者等が希望した場合は、そのコーナーに担当者が来て手続を行います。時間がかかるということもあり、ほとんどの方は各課を自分で回り手続をされてるということでございます。場所は、関係課が多い地下1階に設置しており、他の課に隣接しているため、近親者を亡くしたばかりという状況を配慮し、仕切りをつけているとのことで、利用状況は平均して1日に6件とのことです。

一方、当町においての遺族の方に対する対応ですが、当町に死亡届を提出された方に対しては、来庁した葬祭業者を通じて、遺族の方へ御案内の通知を差し上げております。通知の内容は、何の手続にどのようなものを持参するかや担当課の連絡先等を記載しております。また、遺族の方が直接窓口に来られた場合は、亡くなった方のデータで担当課を調べ、御案内しております。

当町では、既に総合窓口化されており、お客様の希望があればワンストップサービスも可能です。おくやみコーナーを設置することになれば、場所の確保や職員の確保等が必要となりますので、コーナーを新たに設置するよりも、今後どのようなサービスができるかを調査研究し、現在の窓口でのサービス向上を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に丁寧な御答弁ありがとうございました。とても努力されているのは重々感謝申し上げている次第でございます。

答弁の中で、今後どのようなサービスができるかを調査研究するという御答弁でございましたけれども、まずもって阿見町のホームページにはおくやみコーナーという、本当にそういったコーナーがしっかりありましたので、まず感謝申し上げたいと思います。で、そこをクリックすると、もっとわかりやすくいろんなものが出てくるというような仕組みになっておりますけれども、さらに言えばもっとわかりやすく、そしていつまでにやるのかなという。また、い

ろんな年代で亡くなっていますので、その辺がさらにやっていただければなど要望するものでございます。

そして松阪市でございますけれども、全国でも模範的な先進事例でございますけれども、お悔やみのためのハンドブックという、お見せはしてあるんですけれども、非常に丁寧でわかりやすく、最後の家のお掃除までしっかり連絡先が。ごみ出し、それから何もかも入っておりますけれども、こういった中でぜひ取り入れられるものが、阿見町でありますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町民課といたしましては、死亡届受付の窓口として大きくかかわっておりますので、おくやみコーナーの設置とまではいかななくてもですね、関係各課と連携してですね、町民の方にわかりやすい御案内の充実、またホームページの掲載等を進めていきたいというふうに考えております。

先ほど議員のほうからありました「おくやみハンドブック」ですか、松阪市のやつ、こういったものを参考にですね、今現状で案内しているものがですね、「御家族の方へ」というやつですけども、これ関係する課の内容を書いてありますですけど、いつまでにとかっていう、そういう期限とかも書いてありませんので、この辺はちょっと松阪市のほうを参考にしながら、ちょっと改善していきたいと。それから、ホームページのほうにもそういった部分でちょっと改善を図ってきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

これはですね、どうして今回質問したかという、業者から渡されたときに字がいっぱい書いてあって、これはどうしたらいいかと、やはり見せに来る方が多いんですね。そういったこともたびたびありましたので、今回はぜひ質問しようかと思って取り上げさせていただきました。少しでも町民に寄り添うような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

そしてまた、カウンターというか足の悪い方、また悲しみに暮れている方が当然おわかりになると思うんですけれども、そういったときには、相談コーナーですね、そういったところもぜひうちで決めておいていただいて、お連れして、そこでやっていただく方も出るかと思うんですけれども、それは要望させていただきます。

以上で質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、公共交通の利用環境の向上についてお伺いいたします。

少子高齢化の進行と自家用車利用の増加により公共交通である路線バスは激減し、また廃止になって、公共交通空白地帯が増加しております。移動手段を持たない交通弱者である高齢者や子供たちにとっては、支障を来しております。平成22年から運行を開始しましたデマンドタクシーであります。登録者数は年々増加しており、平成29年度の利用者総数は9,368人となっており、予約が取りづらい、利用時の乗降介助がない、コストが高い。また、ほかにバスのルートの拡大を望むといったお声をいただいております。さらに、運転免許証の返納に当たっても不安の声がございます。今後公共交通のさらなる利便性の向上を図って、新たな公共交通体系の構築を進める必要があると思います。

そこで3点御質問申し上げます。

1点目、公共交通の現状についてと、その課題から、今後のコミュニティバスの導入について。

2点目、スクールバスの空き時間をコミュニティバス、路線バスとして活用することについて。

3点目、住民タクシーなどの交通手段について。事例といたしましては、京都府京丹後市のNPO法人気張る！ふるさと丹後町。スマートフォンのアプリを使い、事前登録した住民ドライバーが自家用車で住民や観光客を有償で運送する事業「ささえ合い交通」を始めております。地域の利用者は365日8時から20時までと聞いております。

一方我が町の筑見の乗り合いやふれあいの送迎バスも、好きに動いて安心して生活できると利用会員も増え続けており、大満足されておられる方が増えておると聞いております。阿見町でもこういった住民タクシーなどの交通手段が地域の支え合いとしても、今後ますます必要だと思っております。御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 公共交通の利用環境の向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、公共交通の現状と課題から今後のコミュニティバスの導入についての見解についてであります。

本町の公共交通は、2社20系統の路線バスとデマンドタクシーあみまるくんによって形成されており、通勤通学や買い物、通院など町民の暮らしに欠くことのできない交通手段となっております。

町内のバス路線は、マイカーの普及や利用者数の減少等の理由から赤字路線の廃止や減便が進み、公共交通不便地域が増える傾向にあり、平成21年度に行った阿見町コミュニティバス及

び企業通勤バスの社会実験の実績・評価の結果、町では平成23年2月から乗合型デマンドタクシーあみまるくんを運行しているところであります。

しかしながら、新規路線バスやコミュニティバスに対する町民の要望も多いことから、持続可能で新たな移動手段の確保について検討しているところですが、財政状況が厳しい時代において、多大な財政負担が伴うコミュニティバス等の新設や維持を行うことについては、費用対効果を充分に見きわめなければならないと考えております。

2点目の、スクールバスの空き時間をコミュニティバス、路線バスとして活用することについてであります。

この春から、小学校の統廃合に伴いスクールバスが運行されています。現在運行されているスクールバスは、学校や対象の生徒に合わせた貸し切りバスの形態で運行されており、同じバスを空き時間にコミュニティバスや路線バスとして運行する場合には、路線バスに業態を変え運行しなくてはならないことから、日中の時間帯のみの運行では十分な効果が得られないものと考えております。

3点目の、住民タクシーなどの交通手段についてであります。

道路運送法では、過疎地域やその他これに類する地域での住民の輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送について、バス・タクシー事業者などの民業を圧迫しない範囲で、国土交通大臣等から登録を受けた市町村やNPO法人などが自家用車を使用して、有償で輸送できることとする自家用有償旅客運送制度が規定されており、京丹後市における「ささえ合い交通」の取り組みは、この制度により運行されているものであります。

また、当町筑見地区の取り組みは、自治会の福祉活動の中で、高齢者等送迎システム「ふれあい」と、土曜・日曜・祝日に高齢者の買い物を送迎する「つくみ乗り合い」を発足し、高齢者等の病院や駅、買い物などへの送迎を行っているものであります。

町としても、今後、交通不便地域が増える傾向にあることから、公共交通が専門の茨城大学の先生とも相談をしながら、デマンドタクシーの利用改善も含め、地域の実情に即した暮らしやすい交通環境の整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、短いんですけど3点ほど再質問させていただきます。

まずもって住民タクシーということで、3月30日付、今年ですね、で道路運送法における許可または登録を要しない運送の対応についてという事項で、高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間取りまとめにおいてということで、道路運送法上の許可・登録を要しない運送については、ガソリン代等のほかに一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者

に通知するとされたところでございます。

今後、当町におきましてもこういったことを住民に周知していただけるのでしょうか。まずお聞きます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 道路運送法における許可、または登録を要しない運送の対応についてという、今難波議員から説明があった部分についてはそのとおりでございます。この辺の部分については、住民に周知をするというふうなことも可能ではあると思っておりますけれども、やはりその地域の方用、地域の中でどう取り組んでいけるかというふうなところがやっぱり必要になってくるのかなというふうに思っております。

で、先ほど町長の答弁の中で筑見区さんの例をお話をさせて、説明させていただきましたけれども、非常に筑見区さん、先進的な取り組みをしております、非常に素晴らしい取り組みをされているんじゃないかなというふうに思っておりますし、まさに今回の道路運送法における許可、登録を要しない運送の形態だというふうなことで、私どもは理解をしているところでございます。

そういった部分についても、今後ですね、地域の課題としてほかの自治行政区ですね、行政区の方にもそういった取り組みをやっぱり知っていただくという働きかけはやっぱり十分にしていける必要があるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） やはり団地とかまとまったところでしょうかね。やはり高齢化がもう40%、50%、皆さん一緒に来てるケースも多いので、やはりそういうところでもやろうかなという声がちょっと上がってるところもありますので、それにはやはりこういった胸を張ってというか、できるんだよということを周知して、ぜひ、いただきたいなと思うんです。そういった民間活力もとても大切だと思いますので、ぜひお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、欲を言えば保険は大した額ではないんですけれども、後押しで数十円なんですけれども、そういったこともまた、そういうところがあれば援助とか、そんなのも考えられるのかなと思います。そんなことはどうでしょうかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） なかなかマイカーの普及ですとか高齢化に伴って、先ほど交通不便地域がいろんな阿見町の中でもあるということは、町のほうでも認識をしておりますし、それをどういうふうに解決していくかと。行政がお金を出して解決するというのであれば、それはある程度できないことはないんですけれども、やっぱり大きな財政出動も伴うというふ

うなところもありますし、費用対効果も考えなければなりません。

私ども今ちょっと考えているのは、そういう筑見区さんの例をですね、区長さんの方にもやっぱり、地域の方にもよく知ってもらってということがやっぱり大切なのかなというふうに思っております。で、そういう意味からもですね、ちょっと関係部局とも調整をさせていただきまして、筑見区さんのほうでいいよという話になればですね、そういう実例をですね、区長会の研修会ですとか、そういったところに来ていただければというふうな構想もちょっと考えておりますし、あとは今回のその道路運送法の許可または登録を要しない部分については、やっぱり陸運局の関係がしておりますので、そういった中身の説明等もやっぱり関係機関ともやっぱりちゃんとしていただいたほうがいいのかなと。

その上で地域住民の方が地域の課題として、いろいろそういったものに、筑見区さんのような取り組みをしていくんだよということであれば、町としてもですね、金銭的なものの支援ができるかどうか別としても、さまざまな形の中で積極的にですね、支援をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま、16番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、午前中に引き続きまして、午後もよろしく願い申し上げます。

それでは、公共交通で再質問が数点ありますので、よろしく願いいたします。

阿見町では昨年福祉有償運送が新たに立ち上がりましたが、こういったデマンドタクシーに乗降できない介助が必要な方もおられます。そういった方の大変支援になっておりますけれども、なかなか乗降が少ないと伺っていますので、ケアマネ会議等また周知等ぜひやっていただけないものなのかどうかお聞きいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

町内でも昨年度から福祉有償運送ということで1事業者のほうで運行を開始しております。ただ、現時点でまだ登録されている方も少ないという状況でございます。で、広報あみ等で広

報をさせていただいたり、高齢福祉課の窓口等でパンフレットでお知らせをしているところでも、引き続きなるべく多くの方で希望される方は利用していただけるように、周知徹底のほう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ、いろんなケアマネとか、そういった関係性のあるそういう会議には、一緒の場においていただいて、やはり阿見町のそういう方の足にぜひなっていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それとあと、デマンドタクシーの乗降場所の利用状況を見させていただいたんですけども、東京医大が断トツで、先ほども答弁しましたけれども28.8%、ちょうど2,700名ですか、年間で、乗降者の約3割が東京医科大学の茨城医療センターに利用状況になっている状況でございます。

そういったことで、よその自治体も見てみますと、やはり事例といたしまして八千代市、そういうところも町で事業としてワゴン車の使用を無料で、その医療機関の巡回バス、そこだけに行くようにしている。また事例として水戸市でも新しい移動手段として、やはり病院まで交通不便の地域を限定しまして稼働率が低い昼の時間ですね、10時から4時まで、午前中から午後までという6時間を市のタクシー業者から2台借り上げて、水戸済生会総合病院あとは指定のそういった病院ですね、利用できるように取り組みを進めているという、ニーズに合わせてやっているということがございます。

我が町におきましても、今後デマンドタクシーを増便していくのか、あるいは住民の力をかりて拡充させていくのか。また、新たな移動手段を本格的に導入する時期を見据えて、今後について町長から御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。公共交通の充実についてはですね、就任以来半年になりますけれども、いろいろ検討しているところでございまして、まず私は当初コミュニティバスの運行がいいんではないかというふうな思いがございました。しかしながら、調べてみると近隣市町村でもコミュニティバスはなかなか経費が課題になっているということでありまして、その中でも路線があるところはですね、町場のですね、そこはやはり事業者との兼ね合いもあるというふうなことで、なかなか難しいということでございます。

そういった中でデマンドの拡充、やっぱり自然あふれる地域のところはですね、家まで迎えに来てもらえますから、マウンドを増車したほうがいいんではないかという思いもあって。その中で、私ちょっと同じ事業者、事業所の運営している者としてですね、今の金額で運営が、今の委託をしている業者さんですね、あれで十分なのかという思いがあったんです。ところが、

いろいろ担当課とも話をして進めている中ではですね、十分にやっつけられるというような回答を得てるといふようなことでありました。というのであれば、デマンドを拡充してつたほうがいいのかという思いが今ございます。

そういった中で今御指摘ありました、調べてみると東京医大が3割使っておられるということですので、その辺のところを担当部長とも相談しましたけれども、今後東京医大に対してですね、送迎バスの運行ということをお願いできないものかということで、ほかの用もあるんですけれども、行った際をお願いをしてこようというふうに思っています。そうなってくれば、その3割の方々が違うところに使えるということになってきますので、そういったことで増便もできるだけ少なくしたいというふうに思いますけれども、そういった形で行ったほうがいいのかということでございます。

それからコミュニティバスについてはですね、専門の茨城大学の先生がいらっしゃいますので、その辺のところをもう1回検討してもらおうということになっています。

それから、先ほど来お話ありました筑見地区が行ってますボランティアの送迎事業ですね、こういったものをできるだけ地域に拡充できないかということも今後の課題だと思います。しかしながら、今の阿見町の状況を見ますですね、筑見地区みたいな、ああいったいろんな面でしっかりできているようなところはなかなかないと思います。でも、それに準じたところはたくさんあるというふうに思いますので、できればその支え合いの事業をですね、これも普及していきたいというふうに思っています。

また、これずっとこの思いがありますので、議長との相談もございまして、その中で今度産業建設委員会のほうでですね、何かそういったところに視察を行っていただけるような話も聞きましたので、こういったところも皆さんも、議員さん方にもいろいろアイデアを出していただいでですね、何とかこの阿見町のモデルというものをつくっていききたいというふうに思っています。

今現状ではそんな思いです。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

しっかりとまた産業建設でも視察に今月行くということですので、また共有できればなと思います。大変にありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 障害者、高齢者等の支援について。

1点目、平成18年6月議会でも内部障害、疾患者へのマークの普及についても質問いたしま

したが、援助やの配慮の必要性が外見ではわかりにくい障害者等を支援しようと全国の自治体ではヘルプカード・ヘルプマークの配布が広がっております。既に配布しております稲敷市に行きました。先ほど紙井議員のほうからも見本の説明がございましたけれども、公明党としても推進しているところがございますけれども、稲敷市でこのような実物を頂戴してきました。

また、ヘルプカードということで先ほど紙井議員からも御説明ありましたが、別々にも持つんだよということで、このような実物が、見本をいただいてまいりました。茨城県でも今月ですね、来年度配布を開始いたしますということでなっております。希望者も対象だということで、ヘルプカードは県のホームページからもダウンロードできるようになるということでもあります。町としても県と連携をとりながら行くと思っておりますけれども、周知方法また配布方法についても御丁寧な説明をお願い申し上げたいと思います。

2点目、特別養護老人ホームなどで高齢者等の社会参加や地域貢献するとともに、自身の健康増進を図り介護予防につなげることを目的として、今年7月現在、全国では412市町村で実施しておりますボランティアポイント制度を、阿見町でも開始できないでしょうか。平成23年3月議会から何回か質問してまいりましたが、第7期介護保険事業計画でも位置づけられましたが、介護保険制度の中で支援の拡大はできないものでしょうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 障害者、高齢者等の支援についての質問にお答えいたします。

1点目のヘルプマークとヘルプカードの配布につきましては、紙井議員の質問でお答えしたとおりでございます。

2点目の、ボランティアポイント制度の開始についてお答えします。

ボランティアポイント制度とは、ボランティア活動を通して社会に貢献した人にポイントを付与し、たまったポイントに応じて換金等ができる仕組みのことです。

さて、現在町では、高齢者が住みなれた地域で、最後まで自分らしく生活できる、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者自らが支援を必要とする高齢者を支える取り組みや、地域において互いに支え合う活動が重要な位置づけになっており、また、高齢者がそうした活動に参加することにより介護予防に寄与することが期待されております。こうした活動に参加する1つの動機づけとして、ボランティアポイント制度があるかと思えます。

町では、こうしたことを踏まえ阿見町長寿福祉計画・第7期介護保険事業計画にボランティアポイント制度の導入を位置づけ、平成32年度までの計画期間の中で制度内容を検討し、仕組みづくりを行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それではですね、まず1点目ですけれども、まず紙井議員のほうに御丁寧な御説明をいただいているところでございますけれども、1点だけ申請場所は阿見町ではどういった……。申請場所と、あと受け取り場所ですね。それだけお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現在配布方法等についても検討しているところですが、基本的には町の社会福祉課の窓口を考えてございます。

それから配布につきましても、社会福祉課の窓口あるいは高齢福祉課の窓口等で検討を行っているところというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 今後よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次の質問ですけれども、ボランティアポイント制度についてでございますけれども、答弁のほうで平成32年度までの中で制度内容を検討し仕組みづくりを行っていくとの御答弁がございましたけれども、再度確認でございますけれども、32年度までには実施するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先行事例等参考にさせていただきまして、ボランティアポイント制度の仕組みづくりを平成32年度までに進めていきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それではですね、今現在阿見町では介護施設で介護支援の関連する活動をされているボランティア団体もあるかと思うんですけれども、登録者数、また登録団体、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

登録団体ということではないんですけども、町内で介護予防等で御活動いただいている団体が3つでございます。で、合計85の方が団体に登録をされて活動をされているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

まずもって、最初にそういった団体にも御説明は行っていただけるものと思うんですけども、この間、先ほどから稲敷が出てきますけれども、29年度から開始したという稲敷市に行って勉強さしていただきました。無償で活動されている、また既存のボランティアの皆さんにまず周知を図ったということでございます。

そして共通理解を図り、また質を高めるためにまず勉強会、講習会をまず持ったということでございます。1日を2日間になっておりました。そして実施する前年度、例えば阿見が31年度、32年であればその前年に既に1回、2回ないし毎年2回ほど、そのたんに開催する勉強会を、講習会を開催しているということでございます。また、協力機関といたしましても特老のほかにも、老健、いろんなどころ、デイサービスとかショートステイとか、15カ所今協力機関をいただいて、施設の受け入れがあり、大体1日2時間の活動をしておられるというお話を伺ってきました。

今後阿見町としても、これから実施するに当たりまして、この辺の準備の中で、今見えてくる中で課題と考えられることはどんなことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

基本的にはこれから制度設計進めていきたいと思っておりますけれども、現時点で考えられるということになりますと、まず活動を希望される方、それから既存のボランティアの方に対する説明、それから研修が必要になってこようかと思えます。それと、その活動を受け入れていただける施設側へのニーズ調査ですとか制度の説明、それと登録作業というものが始まる、もう前年度からしていかないといけないのかなというふうに考えてございます。

それから、ポイントの交換方法についてもほかの自治体だと現金等が多いんですけども、その交換方法についてもいろいろ検討はしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 最後になりますけれども、稲敷市のほうでお聞きしたんですけども、こういったのポイント手帳ですね、これはもちろん稲敷ですよ。阿見町にも今年できましたよね。お名前御存じですよ。阿見町のゆるキャラ。やはり、そういうのもPRして、こういう形でポイントをぺたぺた張れるんですけど、一応全国決まってるんですよ。5,000円が上限だということ。それ以上上げないよということ。最低1,000円からですよという、

ほとんどどの自治体も全て決まっているようなんですけれども、こういったのは自前で楽しくつくっているようなんですけれども、その辺は、何かせつかくですからつくっていただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず、そういうボランティアポイント制度やる場合に、多くの自治体でそういう手帳を用いまして、実際にボランティア行ったときに施設のほうから印鑑を押していただいてポイントをためるといってございますので、うちの町でも実施についてはそういう手帳のほうを用いた活用が1番いいのかなというふうに考えておりますし、デザイン等については、「あみっぺ」の活用なんかも考えてオリジナルで使いやすいような手帳、一番わかりやすいような手帳ということでいろいろ検討はしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） これから団塊の世代がとうとう出てきますので、楽しみながら、そしてまた健康で、またそういった活動もしていければいいのかなと思います。

それでですね、1つ問題なんですけれども、全国で大体10ポイント以上ということで1,000円ですね。なかなかそんなにできないよという人が多数いるみたいで、稲敷では500円券とか500円からにするということもお聞きしてますので、無理強いほしくないよということもありましたので、そういうことも聞きながら、決してしっかりやりなさいということでもないので、その辺も考慮しながら阿見町らしい、楽しくまたやっていただけるような方向で御努力をよろしくお願い申し上げたいと思います。あとは周知のほうも丁寧によろしくお願い申し上げます。

以上で、質問は終了させていただきました。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、午後の一般質問やらさせていただきます。

今、国際社会を取り巻く環境は大きく変化をしております。2001年9.11同時多発テロからちょうど17年、2011年の3.11日から7年が過ぎました。このテロによる犠牲者は2,763人、また3.11の犠牲者は死者・行方不明者合わせて1万8,434人にも及びました。

その中、国際社会は2007年から2016年までMDGs——ミレニアム開発目標を開発分野の羅針盤として15年間で一定の成果を上げてきました。一方で、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標やサハラ以南のアフリカなど、一部地域での目標達成のおくれといった課題が残されました。また、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じたほか、民間企業やNGOなど開発にかかわる主体の多様化など、MDGsの策定時から開発をめぐる国際的な環境は大きく変化をしました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットからなる、持続可能な開発目標SDGsを掲げています。MDGsが開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む全ての国に適用される普遍的、ユニバーサルな目標です。その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含むさまざまなアクターが連携し、ODAや民間の資金も含むさまざまなリソースを活用していく、グローバルパートナーシップを築いていくこととされています。

さて、SDGsは世界を変えるための17の目標、ゴールを掲げています。例えばゴール1、貧困をなくそう。あらゆる場所であらゆる貧困に終止符を打つ。ゴール2、飢餓をゼロに。飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。ゴール3、全ての人に健康と福祉を。あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。ゴール4、全ての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する等々。

そのほか、ゴール16までにジェンダーの平等、国家間の平等、公衆衛生、環境エネルギー、産業経済、都市等住環境、気候変動、平和に関するゴールが定められています。そして、ゴール17、パートナーシップで目標達成しようとなります。まさにグローバルパートナーシップ、地球規模で問題解決のための協力して推進することになりました。SDGsは社会の共通言語であり、これを一言で言うと誰一人取り残さない持続可能な社会の構築ということになります。

2014年10月8日参議院予算委員会で、公明党の荒木参議院議員が持続可能な開発のための教育を視野に、ESDカレンダーの活用をしてはどうかと文部科学大臣に質問をしています。このとき下村文部科学大臣は、江東区八名川小学校の取り組みについては承知している、ESDカレンダーはユネスコスクールだけでなく全国の学校教育で広めていきたいと答弁しています。

文部科学省告示第63号小学校学習指導要領、平成29年3月29日付、この中の第1条に目的、第2条にどのような目標を達成するか書かれており、学校にはこうした教育の目標及び目的及び目標の達成を目指しつつ、1点目として自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する。②として多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越

え豊かな人生を切り開く。3点目として、持続可能な社会のつくり手となることができるようによりよい学校教育を通してよりよい社会をつくる。4点目として、社会に開かれた教育課程の実現。このように出ておりました。

まさに、これからの大激動の時代を生き抜くには教育の力が大事になってきます。そこで、阿見町の教育について質問いたします。

1点目、これからの阿見町の教育はどのように発展させていくべきと考えていますか。

2点目として、SDGsとESDに関してどのように考えていますか。

以上2点をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 阿見町の教育についてお答えします。

1点目の、これからの阿見町の教育は、どのように発展させていくべきだと考えているかについてですが、阿見町教育振興基本計画において掲げている「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」の基本理念のもと、家庭・地域・学校・行政が手を携え、地域ぐるみ、町全体で子供を育てていく教育を推進していきたいと考えております。施策の基本方針は以下の4点です。

1点目は「未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」です。9年間を通した阿見町の教育システムを構築し、子供たちが将来に夢と希望を持ち、その実現に向かって着実に進んでいけるような教育の推進に努めます。主体的・対話的で深い学び等、新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得など確かな学力の定着を目指します。

特別支援教育については、支援を必要とする誰もが個々の教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、より一層の指導の充実に努めます。

2点目は「豊かな心と健やかな体の育成」です。道徳教育の充実や町の地域性を活かした郷土教育、予科練平和記念館を活用した平和教育、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動、ボランティア活動の推進に努めます。また、子供たちが安定した未来を築くことができるように、いじめや不登校等の早期発見、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

3点目は「社会全体での教育力の向上」です。社会全体での教育力の向上、開かれた学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール——学校運営協議会制度導入に向けた準備を継続していきます。また、保幼小の連携を強化した就学前教育の充実、誰もが差別されることなく平等に参画できる社会を目指した人権教育、男女共同参画の理解を促す教育の推進に努めます。

4点目は「安心・快適で質の高い教育環境の創造」です。安心して快適な教育環境を整備するには、児童生徒が災害や危険に対して主体的に安全な行動がとれるよう安全教育を行うとともに

に、危機管理体制の強化や、災害に強い教育環境づくりが必要です。外部機関と連携を図りながら、交通安全プログラム等、交通安全防犯対策の強化を図ります。また、進展する情報社会に対応していくため、学校のICT環境の整備充実に努めます。

2点目の、SDGsとESDに関してどのように考えているかについてですが、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標については、国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められ、2030年までに達成を目指す国際社会共通の目標であると認識しています。貧困や飢餓といった問題から、経済成長や気候変動に至るまで、私たち一人ひとりが持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組むためには、教育の果たす役割は大きいと考えます。

身近な地域社会から地球規模に至るまでの課題の発見、解決の手がかりとなる、ESD——持続可能な開発のための教育の理念については、新学習指導要領にも明記されており、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を育てて行く必要があると考えます。

阿見町教育委員会の入り口には、「現在をみる未来をつくる」というキャッチコピーが掲げてあります。これは、現在の教育課題をしっかりと見て捉え、今後の方向性を学校現場と行政がしっかりと共有することが、子供たちの明るい未来につながるという思いを込めてつくったものです。グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、予測が困難な時代の変化に主体的にかかわり、他者と協働しながら課題を解決し、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を阿見町の子供たちにも身につけさせていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございました。

この3年間、教育に一生懸命教育長という立場で働いてこられて、阿見町の教育もまた大きく前進したという感想を私は持っております。そういう中で、国連の開発機構のほうでもSDGsということで大きな国際的な動きが見られ、日本においてもそれがだんだんと浸透してきております。

実は、一般の企業ではもう大手企業はこれはもう当たり前で、皆さんこれに則ってさまざまな計画を立ててきているのが現状です。当然、茨城県もそれに則ってもう計画を立てている状況です。市町村で1番早いのは、近隣ではつくば市ですね。先日、新聞にも載った。また今年の6月にはその認定を受けております。そういう中で、近隣また県としてもこのSDGsに関しては先進的に取り組んでる。県で取り組んでるのは茨城が1番早いんじゃないかっていう話であります。

その中の教育の部分だけちょっと紹介したいと思います。

SDGsを取り入れた教育の推進。教育はSDGsの目標4に位置づけられていることに加え、全てのSDGsの基礎とも言われています。まさしく教育が基礎となって、これからの問題を

解決していく。中でもE S Dは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、S D G sの17全ての目標の達成に貢献するものになっています。学習指導要領にも、総則及び各教科の指導要領双方においてE S Dを重視する記載があることから、E S Dを基調としたこのS D G s教育の推進が望まれます。

これは先ほど言いました2014年10月8日の予算委員会のときから、文部科学大臣が全ての教育現場、学校で進めていきたいと言って既に4年間がたっております。4年たっても、じゃ実際現場に伝わり教職員の先生、また教育委員会も含めて、これを深く認識している人がどれだけいるのかという、まだまだ少ないのではないかなといったところを感じております。ただ、菅谷教育長とは前回民教の委員長もやっております、いろんな話す機会もあった中で、教育長の教育姿勢、また教育指針といったものと非常に類似して合致しているといったところから今回このような質問をさせていただきました。

茨城県でもそういう形で、各学校の教育目標、学校の経営方針の中核にこのE S Dを位置づけるというような形で言っております。で、その中では最後のほうで主体的に問題を解決していける人材を育成することが、今教育で求められている。このユネスコスクールとして登録されている教育機関、茨城県で2つあります。並木中等教育学校——並木の中学校ですね、それと茨城キリスト教学園中学校高等学校の2校のみだそうです。ぜひ、これをユネスコスクールに入る入らないってのは別問題にしましても、1つの物の考え方としては非常に有効な教育の手法であるなといったところをちょっと私は感じました。

で、E S Dに関しては非常にわかりやすい本が出ておまして、このものをどう捉えるかっていうのは、こういう冊子を見ますと、この問題の掘り下げ方、また将来どういうふうになってこれを解決していかなきゃいけないのか、ヒントも出ております。教育に関しては、この紹介しました手島利夫さんですが、アマゾンで発注かけまして中身を見てみますと非常に画期的な、もう実際に手島先生自体が、もう今から20年以上も前からこういう1つの方向性を持って現場で教育、教鞭をとってこられた中での、この出会い。それを実験的にしてたところ大成功した、こういう内容は載っております。ぜひ読んでいただきたいなと思います。

職員の皆さんも、ぜひこれは読んでいただきたいなと。県のほうでも進めてます。間違いなく阿見町の長期計画、これからの計画はこういう形に則って進めていくような形になるかと思えますので、よろしく願いいたします。

さて、そこで再質問をしていきたいと思えます。

こういう形で県も進めていく中で、非常に大きな激動、教育の現場のほうでも大きな変革期に入ってきてると思えます。そこで再質問、3点ほどさせていただきます。

これから自治体の間で教育格差が出てくると思いますが、これをどのように考えられるか。

2点目として、その原因は何だと考えますか。また、格差をなくしていくにはどのようにしなければいけないと考えますか。

3点目に、阿見町の教育が発展し続けるにはどうすべきであると考えますか。

この3点について教育長に再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。

自治体間の格差をどう考えるかと。先ほど川畑議員の発言にもありましたが、世界の動き、日本の動き、そういう社会事象に対する教職員の認識の度合い、それと実践。そこで大きな差が出てくるかなと思います。コミュニティ・スクールについても、もう既に進んでいるところあるんですが、従来の評議員制度とそこと変わらない、それでも移行したと言っている自治体もあるようですけれども、そうではなくて正しい認識をして、必要性を感じて実践していくということが必要かなと思います。そこで差が出るかなと思います。

その対策としまして、私は今回の学習指導要領改訂に先立ちまして、町の教職員には改訂の背景をまずしっかり理解してくれとお話をしました。教育は時代背景を抜きにしては語れないので、なぜ改訂になったのか、その根本を理解しないで道徳が教科化になったとか、何の時間をどうするんだとか、内容がどこが変わった。そこを言ってしまいがちなんですが、そうではなくて根本的なところの理解が必要であるということで、町内全部の職員が集まったときに2度ほどお話しをしました。

それから、新しい学習指導要領で今出ています持続可能な社会という文言が前回から比べると倍以上に増えております。それから、グローバル、国際化。グローバルの表記も3倍から数多く表記されるようになってます。その辺から、新しい学習指導要領を本当に読み込んで自分のものにして、日々の教育活動に、それをベースにやっているか。やっていくことでその格差というかですね、遅れをとらない教育ができるのかなというふうに思っています。各学校での強みをですね、活かして、今まで取り組んできた環境教育とか国際理解教育とか、そこにどう組み込んでいくか、その工夫が校長の手腕に問われているかと思います。

また、その時間を生み出すための、昨日質問ありましたけれども働き方改革である。自己啓発をして子供たちに向き合う、その時間の確保という意味合いでの働き方改革というふうに私は捉えております。

それから、阿見町の教育の発展についてですか。はい。まず教育長のリーダーシップっていうのは、大きな影響を与えたいと思います。ですから教育長は常に学び続けなければならないと考えております。それと、教育長室に教育に関する児童生徒、保護者、地域住民、あるいは議員さん、正の情報と負の情報が入ってこなければならないと思います。そういう教育長室であ

ることが大事なことです。今まで現在の教育長室に小学生も中学生も保護者も、地域のおじいちゃんおばあちゃんも入ってきていただいております。

それから、教育長については平成27年、私が就任してから、その4月、新しい教育委員会制度になりました。今までと全く違うものです。教育委員会の責任ですと言えなくなったわけですね。以前の議会でも質問があり、誰のことですかといったとき私の責任ですって話をしましたね。第一義的な責任者が教育長であると。そういう自覚を持って取り組んでいかなければならないかなと思います。

それから、教育委員会については新しい教育委員会制度になって3年がたつわけですけども、就任のときお話しさせていただきましたが、法のもとに機能的で有効な内容の充実が求められてると思います。ですから、そこでは責任ある地方教育行政の展開と教育内容、あるいは教職員の人事等政治的中立の確保が引き続き重要であると思います。それから、今国の中に地方分権の流れになっていますが、そういう流れが進む中、地域の特性を活かした主体的な教育行政が求められると思います。その根底は、私は現場主義の改革だと認識しております。

それから、教育委員の立場も変わりました。教育長は教育委員ではありません。教育委員には、今まで以上に委員としての自覚と役割を果たすこと、そして教育委員会の中で議論と検討が真剣に行われること、そして教育長の執務に対して厳しい職務チェックが必要であること、そして新しく設けられた総合教育会議、これを最大限に活かすこと。教育委員会の会議だけで果たせなかったことが、その総合教育会議の中で果たせると、その意味合いを総合教育会議に感じていますので。機能の補完がされたということで、ぜひそこは積極的な参加と忌憚のない意見を述べていただく機会になるかと思います。

それと教育長、教育委員会双方なんですが、教育と教育行政の峻別をしなければならないかなと思います。教育行政は支配せずに現場を支える。これが教育行政の使命だと思います。教育基本法第16条の考え方、教育への不当な支配が禁じられています。このことを肝に銘じて、現場を支えることが教育行政の使命かなと捉えております。

あとは現場を任せる校長ですが、校長については、子供たちが楽しく学び、職員が生き生きと働き、家庭や地域から信頼される教育を実践し、学校教育を展開していく。その中で先ほどから出てます不透明な時代や、これからやってくる社会をたくましく生き抜く力を子供たちにつける、そのリーダーシップを発揮すると。それが校長の責任であり、責任は校長がとる。そういう覚悟が必要かなと思います。

教職員につきましては、先ほどから申し上げましたように、目の前の教科の指導だけではなく社会に広く、社会に目を向け時代の変化と教育のあるべき姿に対して理解して自らの教育実践を変えること。そういう認識が必要かなと思います。

保護者につきましては、これもさんざんお願いしてきたんですが、教育基本法第10条、この第一義的な責任者ということです。その認識を広く持っていただく必要があるかなと思います。学校の登下校、学校はどうするんだよ、そんな発言をしているようではだめだと思います。

地域住民につきましては、学校サポート。これは、いばらき教育プランに平成28年から32年までですか、その5年間の中の基本方針4つあるんですが、その中の1つに社会全体による子供たちの自主性・自立性の育成っていうのが掲げられています。これを進めるには、やはり今阿見町で進めています学校運営協議会設置に向けた努力が必要かなと思います。

そして、阿見町では先ほどから出てる、すばらしい人材がたくさんいます。昨日も御紹介しました阿見第二小学校ではスクールサポーター、コーディネーターを教員ではなくて地域の住民の方がやっています。それから、この夏にありましたが、おやじの会、防災キャンプ。実際参加させていただきましたが、しおり、計画、実践。プロである教員の立てる計画と変わらないすばらしい計画で、細部にわたる計画で、それをおやじの会の方たちが中心となって進めていただいています。

阿見小学校においても新潟で起きた悲惨な事件を受けて、すぐに地域の方が1人下校の見守り活動ということで、1人になってしまう区間を、一人ひとりですね、自分の区だけですけども、女子児童が1人になってしまう地図をつくって地域に配布して、その中にすばらしい文言がありました。地域の子供は地域で守る。こういうすばらしい人材がたくさんいますので、校長にはこういう人たちに協力を得るには、学校のグランドデザインを地域に発信しなさいということで、2年前に指示をしました。残念ながら、それを全校ではできなかったんですが、率先してやってくれる校長がいました。

グランドデザインを発信して、学校の困り感を伝えてください。そして、あ、それだったら俺協力できるよ。そういう人たちがたくさんいると思います。学校の敷居はまだまだ高いと思います。ですから、その辺のところをですね、校長が中心になって、そして地域にいるキーパーソン、誰もがって難しいと思います。順序立てていくには、そういう影響力のある方とか力のある方、そういうキーパーソンを見つけて、そこから糸口をつかんで、そこから広げていく。そういうコミュニティ・スクールの構築に向けてお願いしているところです。

以上でよろしいでしょうか。済みません。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

以前の学校教育、また教育委員会の組織と違って全ては教育長の責任においてといったところになりますと、阿見町のこれからの教育ってのは教育長いかんによって、これは左右されるっていうのは間違いないと思います。全ては人がそれを握っていってしまいます。これからも、

いい阿見町の教育を目指して頑張っていたきたきたいと、こう思います。

さて、話変わりますが、近未来はどういうふうに世界がなっていくかってのをちょっと紹介します。なかなか学校の先生たち、教育の現場では近い将来どういうふうに世の中が動いていくのかってのは、なかなかわからないかと思うんで、何点かピックアップしてお話をしたいと思います。

昨年2017年、これ自動車に関してなんですが、ヨーロッパ諸国がEVにシフトをする宣言を行いました。これはガソリン車、ディーゼル車、ハイブリッドが消えてなくなっていく方向になります。これガソリン、ディーゼル、ハイブリッド、3車種が販売禁止になる国ですね。ノルウェー、これは2016年の暮れに発表して2025年から。オランダ、これも2025年から廃止です。スウェーデンが2030年、ドイツも2030年、これも3車種販売が廃止になります。禁止になります。フランス、イギリスが2040年。ここで終わるのかと思ったらインドが2030年に手を挙げました。

今GDP、アメリカの次に中国。これ中国がひっくり返して今度は中国の次はインドになっていきます。そのインドが2030年から販売を禁止。中国に至っては、来年からEV車、この比率を上げる。そういうある種の規制をかけて電気自動車を増やしていくと。こういう方向性であります。

で、エネルギー業界はどうなるかという、昨年の11月サウジアラビアで政変が起きました。サルマン国王の息子ムハンマド皇太子の指揮のもとにこれは実施をされました。で、こうなったときにサウジはどう切り替えるかという、石油産出、これで経済を支えていたものを、再生可能エネルギー、クリーンエネルギーに切り替えるほうへサウジはシフトしました。

さて、中東のアブダビ。これマスタードール計画、もう10年以上前から発表をしております。砂漠を緑のエコ都市にして、そういう都市計画をつくっています。太陽光の、この太陽エネルギーを使って車は電気、運転はAI。

世界で進めているのは2025年までに今ある火力発電所の50%を再生可能エネルギーで賄う計画を今立てています。ちなみにこのAIで、要するに車の自動運転。これはいつ実施できるどころまで開発が進んだかという1980年です。実はとっくの昔にできております。コストの面で実用段階がどうかといったところで、まもなくこれは現実に向かって走っていきます。

さて、次に建築物、建物をですね。これも建築ビルも低コスト省エネの脱石油、これはコンクリートから木造に変わっていきます。イギリス、ロンドンでは地上315メートル80階建てのオークウッド・ティンバー・タワーの建設が、これ予定をされております。スイス、ここは100メートルまでの木造建築がもう許可をされるようになっています。で、オーストリアのウィーン。これは24階建ての木造ビルが今建設中です。もうでき上がったかもしれません。ちょ

っとネットで調べたら、まだでき上がったのはちょっと出てなかったんで。カナダのバンクーバー。ブリティッシュコロンビア大学、ここは木造8階建ての学生寮が完成しております。で、スイスは1950年代のビルを木造に改造。これでどういうことが起きたかという、建物のエネルギーロスが95%削減された。非常に省エネである。

じゃあ日本はどうか。住友林業が創業350年を迎える2041年。これに向けて、これを記念して木造の超高層ビルを建設予定しております。高さは350メートル地上70階建て。まさに世界はこれからコンクリートから木造にシフトしていく。ですから、石油、化石燃料、ある意味で原子力が当たり前という時代からもう再生可能エネルギーへ大きく世界はシフトをしていく。そういう中、車も電気で走るようになる、建築物も鉄筋コンクリートから木造へ切りかわっていく。鉄筋コンクリートの寿命は短い。70年あるかどうか。木造は長い。メンテナンスも非常に簡単で寿命も長い。ですから、これからは今までの常識、既成概念が全部ひっくり返っていく時代に入っていきます。

そういう中で、学校教育の現場で未来に向けてSDGs使いながら、それをESDに落としながら進めていかれる。これは御苦勞はあるかと思いますが、スピード感を持ってぜひ進めていただきたいと念願しまして、私からの1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは、阿見町の保育について質問させていただきます。

阿見町におきましては、待機児童ゼロを目指してさまざまな対策を進めておられました。

そこで質問したいと思います。

保育士の人数は十分に確保していますか。

2点目、保育士確保のための対策はどのようにしていますか。

3点目、過去5年間の保育士の推移、これはどうなっていますか。

4点目、保育士が不足していないのであれば、なぜなのか。また不足しているのであれば、その原因はなぜか。

5点目、これからの人材確保に向けてどのような対策を立てているか。

この5点について質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、阿見町の保育についての質問にお答えいたします。

1点目の、保育士の人数は十分に確保しているかについてであります。

公立・私立合計の利用定員1,146人を充足させるためには、保育士が26人不足しており、現

状では十分に確保しているとはいえない状況であります。保育士の配置基準では保育士1人が保育できる児童数が決まっており、乳児3人、満1歳以上満3歳未満6人、満3歳児20人、満4歳以上30人となっております。そのほかに、障害などにより支援を要する児童については、その状態により、1対1で保育する加配保育士も必要ですので、常態的に保育士の募集をしている状況であります。

2点目の、保育士確保のための対策はどのようにしているかについてであります。

公立保育所に関しては正規職員の採用に当たり、年齢制限を平成29年度の採用試験から、それまでの30歳から35歳に引き上げ、人材確保の門戸を広げているほか、臨時職員についてもホームページや広報紙により、随時募集をしております。私立の保育施設につきましては、保育士の確保に役立てていただくよう、保育士等処遇改善助成金を開始したところであります。

3点目の、過去5年間の保育士の推移はどうなっているのかについてであります。

公立保育所については、平成26年度で正規職員36人、臨時職員30人、派遣職員1人で合計67人でありました。平成30年度では、正規職員35人、臨時職員26人、派遣職員4人で合計65人であり、正規・臨時とも減少しているところを派遣で対応している状況です。

私立の保育施設については、子ども・子育て支援法が施行された平成27年度のデータとなりますが、施設全体で正規職員99人、臨時職員37人、派遣職員1人で合計137人でありました。平成29年度では正規職員101人、臨時職員36人で合計137人であり、横ばいの状況であります。

4点目の、保育士が不足していないのであればなぜなのか。また、不足しているのであればその原因はなぜかについてであります。

不足している原因は、平成28年当時の厚生労働省のデータによれば、就業希望者が増えない理由としては、責任の重さ・事故への不安、就業時間が希望と合わないが多く、そのほか、処遇や勤務環境に関するものとして、賃金が希望と合わない、休暇が少ない・休暇がとりにくい、他職種への興味等がありました。保育資格を持っていて、他の職種を希望している人に窓口で直接聞いたケースでは、仕事がきつい・重労働、責任が重い・命にかかわる仕事はできない、保護者対応が難しい等がありました。

5点目の、これからの人材確保に向けてどうするのかについてであります。

町の施策としては、先ほど申し上げた私立保育施設への保育士等処遇改善助成金により、保育士の確保につなげてまいります。あわせて、新規保育士の確保策として県の保育士就学資金貸付制度の周知や、潜在保育士の就職斡旋策として、いばらき保育士人材バンクなどの周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

さて、今御答弁をいただきました。それでちょっと再質問させていただきたいと思います。

阿見町の保育士で現在子育てをしている人は何人いますか。これから子育てに入る人は何人いますか。まず、この2点お願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず1点目の、現在子育てをしている職員ですけれども、正職と臨職含めまして高校生までの子供のいる職員ということで22名です。それから、これから子育てに入る人ということで、これからのことでございますので、ちょっと現時点では正確な数は把握が難しいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

わかりました。じゃあ次に、ちょっと質問したいと思います。公立の保育所において、保育士における保育以外の仕事にはどのようなものがあるか。細かくわかればお願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず具体的に行きますと、施設建物の保守点検、それから修繕等に関する事務。それから予算の編成ですとか、経理の事務がございます。そのほかにファイリングですとかホームページの作成、それから保護者会の会費の管理ですとか、それから布団の乾燥の集金・発注、それから出席状況の取りまとめ等ですね、実際に子供たちとかかわるもの以外について、いろいろな業務がございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

さて、そのような仕事はどのような時間帯で行っていらっしゃいますか。わかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まずは子供たちのお昼寝の時間ですね、児童の午後の、午睡の時間を活用してございます。それから保育時間の終了後、子供たちが帰った後5時15分以降ということで、これにつきましては、時間内に終わらない場合につきましてはローテーションで延長保育もやっておりますの

で、18時45分までの延長時間の中での対応なども活用して実施をしているというような状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

じゃあ次に保育士のタイムカード、要するに勤務実態、休憩時間。これはどうなっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

タイムカードにつきましては、3施設全てにおいて導入をしてございます。勤務時間ですけれども朝の7時15分から18時45分までのうち7時間45分ということになってございます。ローテーションで早番・遅番ということがありますので、その中の時間で対応しているということでございます。それから休憩時間は1時間ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、休憩時間の1時間というのはタイムカードを使いますか、使いませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。基本的に使ってないと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

じゃあ次に、臨時職員のちょっと待遇についてお聞きしたいと思います。

臨時職員の方も短い方、長い方、いろいろいらっしゃると思うんですが、長く勤めた人に対しては時給が上がるのか、何か手当がつくのか、そういうものはあるんでしょうか。それとも全くないのか、そのどちらか。お答えいただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

勤務期間によって額を変えてるということはございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 勤務期間によって額が変わるってのは時給で幾ら変わりますか。それともトータルで何か手当がつくのか。どうなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。勤務期間によって時給なんですけども、は、変わりありません。変更はございません。ただ臨時職員さんの場合ですね、クラス担当、それから加配の職員とそれ以外のパートの職員では若干差がありまして、平成30年度で申しますと、クラス担当の職員は1時間1,080円でそれ以外の職員については1時間1,000円ということでございます。平成30年度にクラス担当のほうは50円引き上げ、それからそれ以外の職員については20円を引き上げて現在の金額になっているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

ということは、長く続けているからその分上がるというシステムではないということでしょうか。はい、わかりました。

ちょっと最後になります。

保育現場における子供の人権とは、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。保育の仕事というものは、子供たちが生涯にわたる人間形成の基礎を養う乳幼児期のとても大切な時期、この時期に保育に関する専門性を有する職員が、保育を必要とする子供たちの保育を行い、その健全な心身の発展を目的とする大変重要なものであるというふうに考えてございます。

国の保育所保育指針における子供の人権尊重についてというところにおいて、保育所は、子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならないというふうにされているところでございます。そこで保育士は、子供の発達や経験の個人差にも留意して、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子供の人権に配慮した保育となっているか、常に職員全体で確認する必要があるというふうにされているところでございます。

そこで乳幼児の人権を考えるためには、子供の人権を守るということと、子供自身の人権力を育むという2つの課題が考えられているところでございます。

1点目の子供の人権を守るということは、子供を1個の人格を持った存在として尊重して、差別・貧窮・虐待などの事態から子供を守るためにはどうすべきかを考えること。それを考えるためには、子供とともにいる大人自身の置かれた状況がよりよいものとなり、尊厳が守られ生き生きとした状態にあることが必要なこととございます。

2点目の子供自身の人権力を育むとは、子供たち一人ひとりに人権を大切にする心を育て人権を守るために行動できる力を育むこととございます。子供たちは人権と共生社会の担い手であり、そうした力は乳幼児期から子供たちの生活や遊びの中で育まれていく必要があるという

ふうにご考えてございます。

このように、乳幼児期は活動を通して発達に必要な経験を積み上げていく時期ですので、この活動の中でどのような人権力を育てようとするかというものを大人たちが明確に意識し、活動を展開していくことが大切であると考えております。そして、さまざまな子供たちの力は、活動に子供たちが没頭し遊び込むことで活動の喜びを十分に感じる事ができたときに、結果として子供の人権力が育まれるものというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございました。

まさに幼児教育、その小さなとき、非常に大事になってくることを部長が述べられました。社会的な偏見、差別といったものも非常に早い時期から植えつけられて習得してしまうってことは、アメリカの研究でわかってますね。乳児、早ければ6カ月ごろから肌の色の違いに気づき始め、3歳ころまでに肌の色への社会的偏見を吸収し、白い肌には肯定的に黒い肌には否定的に反応するようになる。これ、アメリカでの実験だそうです。

ですから、乳幼児は社会的偏見につながるような物の見方、捉え方を少しずつ吸収していきます。だからこそ、乳幼児期からの人権保育教育が必要になる。ですから、大人になって云々というものとまた違って、小さいころからやっぱりこれは植えつけられてくる。ですから、今回これを質問させてもらったっていうのは、要は保育士の皆さんは大変な中やっているのは、よくわかっています。

わかっている中で、誰のための保育なのかっていうと、やっぱりこの乳幼児、子供たちのため。その子供たちが本当に健やかに、今部長が述べられたような人権をきちんと担保され、やはりそこで豊かな学び・遊びの中で身につけていくってことができれば、これは非常に幼児教育の環境としてすばらしいものになっていくと思うんですが、そうでないと全く真逆なことが現場では行われると思います。

実は退職された保育士さんから、何人かから話も聞きました。聞いた上での話なんですが、ちょっとこれ私の要望です。ここで具体的にどうこうというのではなくて。

1点目はさっきタイムカードの話をしました。今の一般企業で進んでるところはブラックもありますけど、ブラックじゃないところもあります。休憩時間も出退勤も1分からつけて、その1分に対してもちゃんと賃金を払うところも当然あります。払わないところもあります。それもどうするか。ですから、勤務実態の正確な調査まできちんとやっていただきたいと。表面上合わせるのわかるんです。どうしても。でも、そうではない実態があるっていうことも頭に入れた上で、それがいけないってことじゃなくて全部1回洗いざらし、やっぱりヒアリング

をして知っていただきたい。で、知った上でどうするかって話になるんですが。

あと、さっき見積もりであるとか集金であるとか、いろんな保育に関係ない仕事がありました。実際にその仕事をどういう時間やってるかっていうと、なかなか保育の時間にはできない仕事になってきますので、それもどうしたらいいか。で、それをきちんと対応していかないと充実した、阿見町でいい保育はできないということになります。落ち着けますと。ですから、それもちよっとお願いしたいなと思います。

それと、直接保育に関係ない行事であるとか、いろんなものは1回これ見直しをかけていただくのも1つの手だと思います。当然今までの習慣としてやって行事なんかもいろいろと見直しをかけていただいて、やはり子供たちの保育を充実させていただきたいなと思います。それが、とりもなおさず保育士さんたちの職場の待遇改善に当然なってきますので、時間にゆとりがないと気持ちにもゆとりがない。そうすると、どういう形でその乳幼児の子供たちに当たるかという、家でお母さんが疲れて帰ってきて小さい子供を扱うのと同じでございます。非常に厳しい状況になっていくと思います。

それとですね、さっき言いました臨時職員、特に長く勤めていらっしゃる方をもう少し大事にさせていただきたいなと。それだけキャリアを積んで一生懸命やってらっしゃる方、全くプレミアムもつかないまんまやってるっていうのは、やっぱりそれは離職の原因にもなっています。

で、6点目としてちょっと保育の質を上げる、そういうシステムづくりをちょっとやっていただいて、そういうところからまた見直しをかけていくというのも大事だと思います。

最後に、さっき答弁でありました保育士の人材確保。人材バンクとかそういう形でいろいろやってるっていうんですが、現場の話を聞きますと阿見町で保育士を募集しています。じゃあ阿見町で働きたいなと、保育士さんの友人が言います。言いますとどうするかという、いやちょっと待って、現場見てからにしたほうがいいよと。大変だから。で、現場を見にいきます。見学に行って、やっぱりやめたとなります。これ現実の話ですね。

要は、働く場所が非常に整って環境がきちんとなっており、やっぱり働きがいのある職場をつくってあげれば、保育士さんが自分の友人、知人をリクルートしてくれます。リクルートしてくれます。うちの職場はいいよ、うちの保育士の環境はいいよっていうと、声かけしてくれます。間違いなく人材不足にはなりません。ちょっと1回見てやめたほうがいいよっていう環境と、うちはいいよっていうのとえらい違いです。ですから、そういうところも含めて急に半年後にがらっと変わるとは思いませんが、でも、できることから少しずつ改善し続けていけば、かなりこれはよくなっていくと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

部長、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やっぱり働きやすい職場、職員が生き生きとしている職場というのが保育人材の確保にもつながると思いますので、いろいろ御指摘、御提言いただきましてありがとうございます。できる範囲で1つずつ前向きに取り組みをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 保育士の待遇とか処遇をきちんとやっぱりよくしていくことが、保育の充実につながる。目的はそっちになりますので、やはり阿見町の保育の充実を図るためには、働く人の環境をよくしていくといったところで、ぜひその点、部長にも、また町長にもお願いして私の質問とさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時25分とします。25分です。

午後 2時17分休憩

午後 2時25分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番柴原成一君の一般質問を行います。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 一般質問を行います。

質問は、大字阿見の町界町名地番を整備することはできないかです。

質問に先立ち訂正をお願いいたします。大字阿見の町界町名地番を整備することはできないかの地番を加えたいと思いますので、申しわけございません。

この質問は、今年の6月に阿見町町界町名地番整備推進委員に私が委嘱されたことによります。これは、吉原土地区画整理地内の西南工区の町界町名地番を決めることにあります。それで、いただいた資料の中で町界町名地番整備とはこういうことだという資料がありましたので、そのときはっと気がつきました。今までぼーっと生きてきてしまったことを反省し、この質問に至りました。

大字阿見は町内でも広範囲に広がっています。特に大字阿見4666番の枝番の多くが遠くに飛んでいます。火災や救急、訪ねるときや訪ねられるとき、郵便、小荷物の配達等に、飛んでい

ますので不便を感じます。これらの町界町名地番を整理できないかお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 柴原議員の，大字阿見の町界町名地番を整理することはできないかについての質問にお答えをいたします。

町界町名地番整理事業は，飛び地や複雑に入り組んだ町界町名地番を整理して，誰にでもわかりやすい住所等の表示にするため行うものであり，火災や救急時における緊急車両到着のおくれ，郵便物等の遅配・誤配，訪れた方が目指す家が見つからず迷ってしまうなど，住所等のわかりにくさから生じるさまざまな生活上の支障を解消するためのものがございます。

当町では平成10年度に，阿見町町界町名地番整理基本計画を策定し，市街化区域を中心に事業を推進しているところであり，平成12年度からこれまで町内7カ所の区域において事業を実施してまいりました。

その中で，大字阿見の一部区域については，平成12年度及び18年度に実施した岡崎地区，平成22年度の中郷，西郷地区において，町界町名地番整理を実施しております。しかし，大字阿見の区域は，このほかにも広範囲にわたっており，特に議員御指摘の大字阿見4666番地は，広大な旧軍用地の分筆を繰り返したため，枝番が飛び，規則正しく地番が並んでいないなど，住所等がわかりにくくなっている現状にあります。

大字阿見4666番地の地番整理の必要性については，以前より課題として認識しているところでありますが，町界町名地番整理事業には，公図の転写整理，登記の調査，新旧地番対照表の作成，街区表示板等の設置など，多額の費用が必要となります。また，町界町名の設定に当たっては，道路などの恒久施設を境界と定めることとされており，都市計画道路事業の進捗状況等を考慮する必要があることから，実施時期については慎重に判断すべきであると考えます。

今後はこのような状況を勘案し，事業の実施に当たり，町民の代表者で構成する町の諮問機関である町界町名地番整理審議会において，基本計画の見直し等について意見を聞きながら，事業の実施時期を適切に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきます。

答弁の中で，平成10年度に作成した阿見町町界町名地番整理基本計画に基づき，これまで町内7カ所の区域で実施したとありますが，それはどこでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

町界町名地番整理事業につきましては、これまで市街化区域内区画整理事業地区を優先して進めてまいりました。その中で、これまでに7カ所実施したわけですが、平成12年度に岡崎地区、岡崎一丁目から三丁目の区画整理区域内を除く部分です。それから、平成14年度に住吉地区、住吉一丁目から二丁目。それから平成16年度にうずら野地区、うずら野一丁目から四丁目。平成18年度に岡崎地区、こちらは区画整理事業区域内になります。

それから、平成22年度に中郷・西郷地区、中郷二丁目・三丁目、西郷三丁目。平成23年度に本郷地区、本郷一丁目から三丁目。平成25年度に吉原地区よしわら一丁目から六丁目こちら阿見吉原土地区画整理事業地内の東工区になります。以上7カ所となります。

そして本年度から阿見吉原土地区画整理事業地内の西南工区の事業を着手したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） そのうち岡崎地区、中郷・西郷地区においては一部大字阿見の地区が入っていて、それを岡崎何丁目、中郷何丁目というような整理をしたということによろしいんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

ただいま町長の答弁にもありましたとおり、岡崎地区、中郷・西郷地区において一部大字阿見の地区が入っておりました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） そうですね、現在残ってるってのはおかしいですけども、大字阿見の区域面積っていうのはどれくらいあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

概算になりますが、約620ヘクタールでございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） それで、そのうち4666番地は約どのぐらいの面積がございますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

そのうちですね、620ヘクタールのうち4666番地につきましては約200ヘクタールとなっております。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 620ヘクタールというと結構すごい広さだと思いますが、大字阿見は実際に幾つの行政区にまたがっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を願います。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

行政区の数で申し上げますと13行政区となります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 13行政区ともなりますと、救急車や消防車、緊急車両の到着や郵便物等の配達にも支障が出ると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

最近ではカーナビゲーションシステムなども普及しておりまして、緊急車両については、現在はそういったカーナビ等でピンポイントで目的に出動しているというふうに聞いておりますので、さほど影響はないかと思いますが、郵便物、配達——宅配ですね、あとは町外から訪れた訪問のお客様とか、そういった方については、やはり不便をおかけしてるのかなというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 私も6月から阿見吉原地区の町界町名地番整理の推進委員をやらせていただけていますが、今回の西南地区、西南工区では、たしか2年間の事業だと聞いていますけれども、西南工区では費用はどのくらいかかるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今回の阿見吉原土地区画整理事業地内の西南工区につきましては、今年度、平成30年度平成31年度の2カ年で事業を実施しているところですが、委託料としましては1,200万円ほどになります。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） あの西南工区だけで1,200万ということですが、じゃあ実際大字阿見の地番整理をする場合には、費用はどのくらいかかると積算していますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

こちらも概算になりますけども、金額にして大字阿見620ヘクタールを実施するとした場合には、およそ2億5,000万円程度はかかるというふうに見ております。また、範囲が広い分です、この2億5,000万円の費用だけでなく、それ相応な事業期間、さらには人員等も人手もかかるというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 随分多額の費用がかかるということで。多額の費用がかかるということですが、結局はいつかやらなきゃならないというふうに私は思います。今後、町界町名地番の整理事業をどのようにやっていくか、その予定があればお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、現在町界町名地番整備事業につきましては、区画整理事業地区を今優先にやっていると。で、本年度から来年度にかけては阿見吉原土地区画整理事業地内西南工区を実施しているということで、今後の実施に予定につきましては、区画整理事業やその地区界、地区の境となる都市計画道路の整備状況などにもよりますので、現時点では決定していない、白紙の状態ということになります。

しかしながらですね、町界町名地番整理基本計画におきましては、大字阿見4666番地を含めた区域、こちらについては優先度が高く、また柴原議員の質問にもありましたように4666番地の枝番の配列が不規則に分布しているということで、特にそこにお住まいになっている方に今不便が生じているということについては、町としましても以前からの課題として認識しているところでございます。

町界町名地番整理事業は、居住者の多い市街化区域を優先して実施してきたという経緯もございしますが、やはり4666番地の不規則に並んでる枝番の不便解消ということにつきましては、今後事業実施の手法、さらには時期、答弁のほうにもございましたが、適切な実施の時期、さらには財源の確保などといった事業を実施していく上での課題について、今後整理検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） ちょっとここで申し添えますが、4666番地以外に阿見町阿見2033番地というのも結構あるんですね。これはまだ今回はいいですけども。

今回この質問するに当たり、総務部さんとちょっと打ち合わせをしたら、千葉町長が質問してたよと。で、調べましたら、私が議員になる直前の議会、平成16年の第1回の議会で千葉町長が質問をしています。で、その議事録を読んでみたら、また千葉町長は平成12年にも1回目、平成16年が2回目、2回ほど質問してるんですね。ということは、町長も問題意識を持ってるといえることですので、町長の実績にもなるわけですので、何とか適切に進めていただくよう要望して質問を終わります。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月12日から9月27日までの間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時43分散会

第 4 号

[9 月 28 日]

平成30年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月28日（第4日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
高齢福祉課長	湯原勝行君
道路公園課長	林田克己君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会議務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成30年9月28日 午前10時20分開議

- 日程第1 議案第74号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について
- 日程第2 議案第75号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第79号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第83号 平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第90号 平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第91号 朝日中学校増築工事請負契約について
- 日程第6 議案第92号 土地の取得について
- 日程第7 議案第93号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 議案第94号 阿見町総合運動公園フットサルコート人工芝改修工事請負契約について
- 日程第9 議案第95号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 議案第95号, 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて, 委員会付託, 質疑, 討論を省略し, 直ちに採択を求める動議
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時20分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第74号 阿見町文化芸術振興基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 日程第1，議案第74号，阿見町文化芸術振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果を報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん，おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年9月18日午後1時57分に開会し、午後2時33分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

初めに、議案第74号，阿見町文化芸術振興基金条例の制定について、質疑を許しましたところ、前町長から、文化芸術の振興に充てていただきたいと1,000万円の寄附があったわけですが、具体的に事業の指定はあったんですかとの質疑があり、それに対し、文化芸術の事業に充てるのであれば基本的に自由に使ってよいとのことでした。ただ、音楽でのまちづくりであるとか講演事業等に力を入れておりましたので、そのように活用してはどうかとの話がありました。事務局案としては、100万ずつ10年で使っていくようなこともよいかなと考えておりますが、具体的にはこれから検討していきますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号，阿見町文化芸術振興基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第74号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、よって、議案第74号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第75号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第76号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第77号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第78号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第75号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第77号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第78号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案4件については、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしまし

たが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇]

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月18日午前9時59分に開会し、午前10時56分まで慎重審議を行いました。出席委員6名、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め18名、議会事務局から2名の出席をいただきました。ほかに、一般傍聴者2名がありました。

初めに、議案第75号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑を許したところ、道の駅の検証委員会、人数と人選方法とはの質疑に、委員は学識経験者、会計、建築技術、観光事業、金融関係に識見を有する方、そのほか町長が認める者で、10名以内との答弁。

次に、検証項目は4項目だけかとの質疑に、4項目だけとの答弁。

委員会の開催回数、どの程度を予定しているかとの質疑に、年を明けて第1回目を予定しており、その後、町民アンケート調査等を実施し、それを踏まえ、4月以降5回から6回必要になる。32年度に検証結果の取りまとめを行いたいとの答弁。

次に、アンケート実施、調査、分析方法はとの質疑に、検証委員会の皆様の御意見を伺いながら、4つの柱を中心に町民の皆様にお伺いすることになるとの答弁。

アンケートは外注するののかとの質疑に、職員と検証委員会の中でまとめていきたいとの答弁。

平成32年までかかるのはなぜかとの質疑に、議論していきたい。今後のことについても、検証結果に基づいて考えていくしかないので、急ぐというような考えはないとの答弁。

次に、検討委員会に入っていたメンバー、指定管理者の選定委員会に入っていたメンバー、その方々が検証委員会に入ることもあるのかとの質疑に、検討委員会から、ぜひとも参加したいと要望が出ており、加わっていただきたいと考えてますとの答弁。

検証委員会の内容を議会の中に報告するののかとの質疑に対し、必要に応じ、全員協議会等で説明したいとの答弁。

道の駅、始めるに当たって、コンサルタント会社とか検証したと思うが、その検証は幾らぐらいかかって、どういう結果が出ていたのかとの質疑に対し、実施設計書ができており、それに基づいて基本計画あるいは実施計画の内容について議論をしていただくとの答弁。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第75号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項、質疑、討論ともになく、採決に入りました。

議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員の皆様方の御賛同をお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、生徒指導支援委員の職務内容と実際の行動について質疑があり、それに対し、1つ目の職務は、問題行動を起こした児童生徒に対し直接指導を行う。2つ目は、暴力行為や器物破損等の違法行為に対しては、警察官と連携して必要な措置を講じること。3つ目は、問題行動を起こす児童等の保護者に対し、教職員とともに助言指導を行う。4つ目として、学校の生徒指導体制について教職員等に助言を行う。実際には、通常は教育委員会に配置しておりまして、月ごとに計画を立て学校に配置するという形です。設置規則の中に、警察官として20年以上勤務した者または問題行動の解消に関する関心と熱意を有する者と明記されております。その中から教育長が任命をするということになっていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 委員長に申し上げます。議案第77号と議案78号の報告漏れではないかと思うんですが、もう一度、はい。民生教育常任委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 大変失礼をいたしました。

続きまして、議案第77号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第77号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改

正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第78号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第78号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。どうもすいませんでした。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私は、議案第76号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

この中で、生徒指導支援員、これについてですけれども、問題を起こす児童生徒に対して、教職員とともに指導を行うということで、警察のOBを予定しているということが委員会の中でありました。児童生徒にとってもいろいろな子供がいます。ましてや障害を持つ子供に対しての接し方など、教職員でも大変だと思います。そのようなときに警察のOBが支援員として対応しても、無理なことだと思います。もし支援員を採用するのであれば、教職員のOBとか、専門的な知識のある人材に限ることが必要だと思います。

よって、この改正案に反対いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号から議案第78号までの4件について、委員長報告は原案可決であります。

本件4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第75号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第75号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第76号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第76号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第76号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第77号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第77号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第78号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第78号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第79号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第80号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

号)

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第80号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託をしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどに引き続き、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項、質疑を許し、県支出金、街頭防犯カメラ設置促進事業補助金の内容との質疑に、茨城県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金制度が設けられ、4基、1基20万円の補助をいただき予算の計上との答弁。

次に、防犯カメラにつきまして、来年度も計上するののかとの質疑に、今後も警察署と協議しながら取り組んでいくとの答弁。

次に、378万円は4基の工事費かとの質疑に対し、そうですとの答弁。

次に、防犯カメラ、来期の設置計画はとの質疑に、補助事業は県警で今年度限りとの答弁。

次に、アルコールチェッカーについて、選定機種と選定理由、台数との質疑に対し、各課で1台、45台。1台あたり1万二、三千円ぐらいの機種。精度の高いものを購入したいとの答弁。

次に、町が所有している公用車は何台あるかとの質疑に、118台で、管財課で管理しているのが86台、それ以外に消防団の車等があるとの答弁。

次に、未設置の場所があるのかとの質疑に、消防団等に未設置であり、今後設置するとの答弁。

次に、消防費、消防水利整備事業、負担金補助及び交付金。負担金について内容との質疑に対し、消火栓の新規設置工事が1件、修繕工事が2件、計3件の工事費として計上との答弁。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に御賛同をいただきたくお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、子ども・子育て支援対策推進事業の調査委託料の時期、内容について質疑があり、この事業は、1期目が27年度から31年度の5カ年計画です。第2期が32年から36年度が次の計画になっており、第2期の計画作成のためのニーズ調査委託料です。実施の時期は年明けの1月ぐらいに調査票を配付いたしましてアンケートをとりたと思っていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第80号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第80号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年9月19日午前9時59分に開会し、午前10時40分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め9名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

まず初めに、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、商工費の補正の5,147万1,000円についての質疑があり、執行部からは、商工振興費の奨励金の5,147万1,000円は、阿見吉原地区企業誘致条例に基づく企業立地等促進奨励金で、具体的には、大和ハウス工業株式会社がつくりました倉庫が対象となっております。交付額は固定資産税の免税額に相当する額ということでございますけれども、補正の理由といたしましては、当初予算計上の際は建物を一般的な倉庫で見積もっておりましたが、構造、設備ともに想定以上の充実した内容であるため増額になったものですとの答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の委託料の測量設計と草刈り委託料と、あと不動

産委託料について内容を教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、まず測量設計ですが、今から測量設計に入るわけですが、そのときに代替地を希望される方が地権者の中にいらっしゃいます。その場合に、やはり等価のものが1筆で全てがイコールであるわけではないので、それに見合う分の代替地を提供するときに、代替地の分筆作業をするための委託料になります。それと、草刈り委託料になりますが、こちらは平成30年度、これから用地買収をして、町の名義になって、管理が町になった場合を想定した草刈り委託料となります。それと不動産鑑定委託料になりますが、今回、用地買収をするに当たりまして不動産鑑定等を実施しております。その不動産鑑定が、やはり圃場で執行する関係上ですね、同じ単価をずっと数年間使い続けるということができませんので、1年以上のものに対して時点修正をかけていくということで計上しておりますとの答弁がありました。

次に、道路新設改良費の委託料について説明してくださいとの質疑があり、執行部からは、まず調査委託料ですが、道路改良事業において、新築の家や道路にすれすれのブロック塀等の工作物があるということで、事前にそういう工作物に対して調査を入れておくと、その後の工事を終わった後に何らかの支障が出ましたというような申告を受けた場合に、その比較ができるので、事前調査の経費を計上したものです。それと、測量設計管理委託料ですが、当初予算を組むときに、路線に対して通常の積算業務の中で大体の積算金額を出させていただくのですが、実際に工事を発注する前になりますと、その調査を行いまして、実際に流末が当初と違う。その流末を確保するために、さらに測量延長を伸ばさなければならないとか、あとは全体設計をかけた中で、年度割りの工区で発注するような工事もございます。そのような条件では、現地が変わったりしているところもありますので、当初の全体設計で行いますと、当然、設計変更等の業務が新たに発生するということになりますので、発注前に再度現況に合わせた委託業務を発注するものです。それと不動産鑑定委託料ですが、今回対象になっているのが大室のレイクサイドタウンのほうにおいていく道路なんですけど、そちらは通学路として歩道整備も兼ね備えております。その場合、歩行者の安全を確保、また排水路整備、そういったものをあわせて行う整備ということで、市場性を十分配慮した中で客観性を持たせ、価格設定が妥当だろうということで、今回こちらの経費を計上させていただいたと答弁がありました。

次に、公園費の植栽管理委託料の補正の増額になった理由について質疑があり、執行部からは、当初予算で計上させていただいた予算額に対して、もう既に98%を執行しているような状況でございます。今後、台風や積雪による被害、また地区からの要望、緊急対応の見込み分に対して、今回補正をお願いするものですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち産業建設常任委員会所管事項に

については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第81号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、歳入で県の補助金で、支出と同じ金額が出ています。248万円。この補助金が歳入として入ってきた理由はどの質疑があり、執行部からは、この補助金は下水道接続事業補助金なんです。29年度までは4万円。県が2分の1で2万円、町が2万円を支出した事業なんですけれども、拡充分として今年から環境湖沼税を活用して、31万円まで県が10分の10を負担してくれ、4万円を足すと合計で35万円までもらえる人ができる事業なんです。拡充分については、18歳未満または65歳以上のいる世帯で、なおかつ世帯の課税所得が334万円以下の世帯が対象となるような条件がつけられており、当初は5件で拡充分を計上していたんですが、問い合わせ等が多いということで、5件から13件に増やしたということで、その補正がこの金額になるということで御理解くださいとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第82号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許したところ、施設等修繕料の補正の内容についての質疑があり、執行部からは、小池地区の修繕で、汚泥脱水機の一部に風害が発覚し、緊急修繕ということで今回補正したものですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私は、まず議案第79号ですね、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号）に反対をいたします。

この中で19ページの生徒指導支援員について、先ほど述べた議案第76号と同様の理由で反対をいたします。

○議長（吉田憲市君） 反対者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第79号から議案第82号までの4件については委員長報告は原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

初めに、議案第79号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第79号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第79号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第80号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第81号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第82号を採決いたします。

本案については委員長報告は原案可決であります。

議案第82号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第83号 平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第83号、平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号、平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号、平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月7日の本会議において、決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔決算特別委員会委員長久保谷実君登壇〕

○決算特別委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、決算特別委員会に付託された議案についての審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げ

げます。

当委員会は、9月12日、13日、14日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第83号、平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案を認定することに決しました。

続きまして、議案第84号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第85号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第86号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第87号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第88号、平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第89号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第90号、平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私は、議案第83号、平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、議案第84号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第88号、平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第89号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第90号、平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定の5点に

ついて反対いたします。

まず一般会計ですけれども、29年度だけで道の駅施設整備事業に2億1,300万円弱がかけ、新たに水脈がわかり、その対応をするなど、無駄な費用の支出がありました。

また、昨年もお話ししましたが、マイナンバーカードもなかなか普及せず、これも無駄遣いになっています。

また、幾つかの委託料では、委託先が同じでも委託金額が増加し、費用対効果が疑問視されます。

それと、県南地域広域交通対策協議会負担金ですが、他市町村との絡みもありますが、今後検討が必要です。また、その中で、免許証を返納した高齢者に対するの対策も必要ではないかと思えます。

以上の観点から、この一般会計の決算認定に反対をいたします。

次に、国民健康保険と介護保険ですが、国保税は制度改変前の最後の決算となります。しかし、国保税が高いのは変わりありません。また、介護保険でも利用者負担の増大が利用者にとって大きな問題となっています。国保税や介護保険料を払いたくても払えない、このような人をなくすためにも、一般会計からの繰り入れは必要だと思います。そのような観点から、これにも反対いたします。

次に、後期高齢者特別会計ですが、毎回申しておるとおり、日本共産党としては、75歳から別枠にするこの制度自体に反対をしております。

最後に、水道事業です。平成30年4月から料金体系の見直しが行われますので、現行制度としては最後の決算となります。その中で、純利益1億8,553万円がありますが、高い水道料金に対する町民への還元がありません。この点からも、この水道会計決算認定に反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第83号から議案第90号までの8件についての委員長報告は原案認定であります。

本案8件は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第83号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第83号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第83号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第84号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第84号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第84号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第85号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第85号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第86号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第86号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第87号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第87号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第88号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第88号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第88号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第89号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第89号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数です。よって、議案第89号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第90号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第90号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。起立多数であります。よって、議案第90号は、原案どおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再会は11時26分とします。

午前11時16分休憩

午前11時26分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号 朝日中学校増築工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第91号、朝日中学校増築工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第91号、朝日中学校増築工事請負契約について、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第91号、朝日中学校増築工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第91号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、原案どおり可決するこ

とに決しました。

議案第92号 土地の取得について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第92号、土地の取得についてを議題といたします。

本案については、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第92号、土地の取得について、質疑を許しましたところ、約2億3,000万の土地の計算は、どういう形で計算してこの金額になったのかという質疑があり、執行部からは、土地評価ということで業務を外注してございます。そのやり方は、路線の標準地をまず設けまして、その標準地に対して、土地取引事例法、こちらから適正価格をまず求めます。それから、各筆ごとに環境、道路、交通条件などを加味して各筆ごとの単価を出します。標準地として4点があるのですが、この価格が妥当であるか、不動産鑑定を委託しましてその適正を判断します。それで標準地の価格が適正だということから、それでトータルした金額が、こちらの2億3,811万3,071円になりましたとの答弁がありました。

次に、価格は上限と下限で幾らですかとの質疑があり、執行部からは、上限は宅地で平米当たり1万6,500円で、下限は宅地見込み地で7,650円ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、土地の取得については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第93号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程7、議案第93号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月7日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果を報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどに引き続き、議案第93号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許したところ、2つの合意書について詳しく教えてくださいとの質疑に、平成29年3月締結した阿見町道の駅指定管理予定者に関する覚書、町の方針変更により、覚書の終了に関する合意書を結ぶ必要があり、平成30年7月、覚書に関する合意書を締結し、平成30年7月、損害賠償に関する合意書を締結したとの答弁。

次に、支払うべき金額はこれで終わりかとの質疑に対し、本件に関し、債権、債務がないことを相互に確認するという合意書を締結したとの答弁。

これ以外に町としてかかった費用、具体的に計算できる範囲内で幾らかとの質疑に、用地費、造成費、調査費、基本計画の費用、実施設計等、約3億9,000万との答弁。

次に、人件費、4名で延べ559時間で118万2,000円ということですかとの質疑に、そのとおりとの答弁。

次に、今の計算で、時給にしますと2,111円だということで、妥当かとの質疑に対し、当町職員の平均年齢41.9歳、平均給与が2,397円。先ほどの2,111円というのはそれよりも低い価格であり、妥当との答弁。

次に、交通費は含まれているかとの質疑に、別途支払い済みとの答弁。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第93号、損害賠償の額を定めるこ

とについては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第94号 阿見町総合運動公園フットサルコート人工芝改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第94号、阿見町総合運動公園フットサルコート人工芝改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第94号の、阿見町総合運動公園フットサルコート人工芝改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、フットサルコート人工芝の改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年2月28日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 幾つか質問をさせていただきたいと思いますが、これは議会最終日に提案をされてきているんですね。で、先ほど、91号でしたっけ、議会の議決を求める……、これは、ごめんなさい、全会一致でね、通りましたけども、これは9月7日に提出していると思うんですよね。そうすると、やっぱり議会最終日だということね、委員会にも付託されないし、十分にですね、検討する、ちょっと時間的余裕……。全協ではね、一部質疑があつて、内容について説明がありましたけれども、もう一度改めてね、本議会最終日に上程すると、提案すると。で、提出したその理由、経過についてね、まずお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい、お答えいたします。

先ほど、全員協議会の中でも流れのほうは御説明したとおりでございまして、本年のですね、1月に、スポーツ振興くじ助成の申請をいたしまして、その内定を受けましたのが4月ということでございます。その後ですね、6月に補正予算をお願いいたしまして、それからですね、いわゆる工事発注の準備を進めておりましたので、最終的に入札がですね、9月11日となっております。この関係で、どうしても、大変申しわけございませんが、初日に当初から御提案できなくてですね、最終日の提案となった次第でございます。

いずれにいたしましても、やはりフットサルの人工芝が、先ほども申し上げたように、もう既に耐用年数を経過しておりまして、できるだけ早急に改修をしたいということで、こういった形ですね、最終日に提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） フットサルのね、人工芝の大体耐用年数は10年ぐらいだというふうに、先ほどお聞きして、13年経過してるので、これを改修するということについてはね、合理的な理由もあるし、必要だろうというふうには思いますが、次の質問なんですけれども、今回ね、中身といいますか、入札の書取書を見ますとですね、4者が応札して入札をしているんですけども、それぞれね、阿見町を代表するね、優秀な企業だと思います。

ただね、その中身を見るとね、3者については四千、四捨五入すれば八百万程度。で、落札者は4,300万程度ということで、400万から500万ぐらいの差があると。どうしてこんなに差ができたのかなって。それはね、業者がそれぞれね、企業努力をして、なるべく安い値段でいいものを提供しようと、こういうあらわれだと言われればそれまでですが、今回ね、そういう優

秀な業者が入札をしている中で、これだけの差が出てきたということについて、予定価格、最低制限価格ともね、事後公表ということですので、わからないわけですよね。その中でね、こんなに差が出てきたということについて、予定価格の設定とか、それから最低制限価格の設定とか、こういうところに何か問題があるのか、ないのか。それとも、もう完全にこれ、業者のそれぞれの経営方針というかな、入札方針に基づいてやっているのか。問題がないのかどうかっていうのを、ちょっと、また改めてね、予定価格の設定、それから最低制限価格の設定、この予定価格、最低制限価格の設定について、どういうふうにしてるのかも含めてね、問題がなかったのかどうかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい、お答えいたします。

いわゆる管財課のほうのですね、いわゆる入札のルールに基づきまして入札を執行させていただいております。設計につきましても同様でございます。で、今回ですね、一般競争入札ということで、土木650点以上ということで、町内に本店がある業者さんということで、10者がですね、あるのかなという中で、4者の方がですね、応札をした、その結果だというふうに理解しております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 質問……。

○議長（吉田憲市君） 待って、答弁があります。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 今の件につきまして、予定価格の設定等についての御質問についてお答えいたします。

まず、当町、通常ですね、積算する予定価格につきましては、まず標準的な基準の積算基準に基づいて、どの業者にも請け負える金額として設定をしております。その中で、あとは受注者の資材や機材の調達方法、さらには施工体制によって、それぞれ応札者の事情によって、請け負える金額というのに差が出てきております。ですから、ここで今回入札がありました4者については、それぞれが応札者が工事を請け負える金額として、金額で入札しているということで、これに関して、今回の入札に関しては、特に問題はないというふうに見ております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 最後の質問になります。予定価格、最低入札価格ともに町のルールに応じて設定しているし、問題ないだろうということのようですけども、フットサルの、多分、人工芝の工事を、当然この4者が直接やるということではなくて、専門的な業者に、まあ、下請っていうのかな、下に出してですね、専門的な工事を行うだろうというふうに思うんですけれ

ども、この専門業者というのは、結構たくさんあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） いわゆるスポーツ施設でございますので、そういった専門的な業者は幾つかあろうかと思えます。特に都内のほうにですね、やはり当然、町内にはございませんので、東京都内とか、そういったところに専門の業者は幾つかあるようでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これで本当の終わりなんですけど、すいません、何度もこれで終わりにしますなんて言って申しわけないんですけど、専門業者、多分限られた業者があつて、町も当然、予定価格を出すのにですね、見積もり依頼を出すだろうと思うし、応札した4者もそれぞれね、見積もりを専門業者にとってですね、この工事の金額、入札金額を決めるということをしていると思いますが、少しね、今日お聞きした、で、今日議決というか、判断しなくちゃならないんですが、少しね、やっぱり時間的余裕をいただいて検討できるようにね、お願いしたいなど。これは要望で、そうはいつてもね、スケジュール、最初生涯学習課長が言われたね、予算どりとかが、入札の関係とかいろいろあるんで、大変かもしれませんが、なるべく少し時間の余裕を持ってね、我々に提案していただけるようお願いして終わりにしたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これがスポーツ振興くじ助成金ということで、先ほど全協でも説明があつたけども、評価Aが100%、Bが80%、Cが0%つたね。そして阿見は80%になつたわけですよ。で、個別の詳細については、お問い合わせいただいてもお答えできません。なぜ阿見がBになつたのか。AではなくてCでもなくてBになつた。それは課としてはどのように考えてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい、お答えいたします。

確かに先ほどですね、お配りした資料のほうにあるようにですね、Bということで、この配分基準につきましては、事業の内容、それとですね、t o t o、スポーツくじに対するPRの協力ということがもととなりまして判断をさせていただいているところでございます。正直言いまして、80%のB評価というのは、一般的なところで評価をいただいたんではないかなというふうに理解しているところです。

私のほうでもちょっと調べてみたんですが、A評価の100%というのは、やはりこういった

事業規模の大きなハード事業だと、なかなか採択になりにくいところがございます、ソフト事業、どちらかという、このスポーツくじをPRしながらの何かのイベントとか、そういったものがA評価に採択になりやすいということは伺っておりますので、今回、妥当な評価だと理解しております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これは3,000万の工事で600万違うわけだよね、AとBで。で、今、言ったのはわかるけども、町としてはできるだけA評価になるような努力をしていくべきではないかと。このことだけで600万違っちゃうわけだから。A評価が全国にないんだっていえば、それはしょうがないことなだけけれども、そういう努力はしてほしいなと。せっかくもらえるわけだから。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 1点、御訂正をお願いいたします。

入札がですね、9月11日と先ほど申してしまいましたが、書取書に書いてありますとおり、9月18日でございます。御訂正をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第94号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第94号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案どおり承認することに決しました。失礼いたしました。議案第94号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第95号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第95号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第95号の、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長である菅谷道生氏が本年10月10日をもって任期満了を迎えることから、新たな教育長として、阿見町若栗在住の湯原正人氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も厚く、教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

○17番（倉持松雄君） 動議。

○議長（吉田憲市君） 動議ですか。ただいま、動議の発言がありました。この動議に賛成の……。何の動議でしょうか。

○17番（倉持松雄君） 教育長人事というのは、非常に重要な人事であります。これを提案されたからといって、直ちに、今、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決しますと発言がありましたけども、これはやはり教育行政のトップを決める重要な案件でありますので、質疑、討論をしてから採決することを求めます。

教育行政というのは、こういう法律がありまして、教育は政治的に中立でなければならないと記されています。今回提案された湯原正人氏は……。

〔「それは中身だろ」と呼ぶ者あり〕

○17番（倉持松雄君） ちょっと待ってくれ、待ってくれよ、いいんだよ。千葉町長誕生に大きな功績を残した方で、その姿が新聞に載っていました。選挙が終わってまだ日が浅い今回、教育長として提案されましたが、教育の政治的中立性を町民に対しどのように説明をするのか。それは非常に必要でございますので、質疑、討論を、ぜひするようにお願いをいたしますという動議です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの動議について、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります、賛成者ございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 賛成者がございますので、動議は所定の賛成がありますので、成立をいたしました。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。

○16番（久保谷実君） その前にちょっと意見あります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今まで阿見町でいろんな人事が出てきました。そういう中で、この人事のことについて、質疑とか討論はやったことないと思うんですけども、どうですか。

○議長（吉田憲市君） どうですかって……。

○16番（久保谷実君） あるんですか、やったこと。

○議長（吉田憲市君） 誰に答え求めますか。

○16番（久保谷実君） 誰でもいいですよ、答えてくれれば。事務局ならいいか、事務局。

○議長（吉田憲市君） 事務局。じゃあ、暫時休憩をして、休憩の後、報告したいと思います。

○16番（久保谷実君） はいよ。

○議長（吉田憲市君） 議会の再開は、12時15分とします。

午前11時57分休憩

午後 0時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

ただいまの久保谷議員の質問に対して、事務局のほうから報告をさせます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、御報告いたします。

人事案件に対する質問についてですけれども、現在わかった中では、平成8年第2回定例会におきまして、収入役の人事案件に対して質問というのがございました。今わかるのはこれだけです。

それから、阿見町議会の先例集ということで、平成16年5月17日時点での中で、先例集の16

番に、人事案件は委員会付託、質疑及び討論を省略し、採決するのが例であるということとなっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） そうすると、今、16年にそういう省略するということになってる。だから、その前に8年にあったというのは、これはその先例集ができる前の話ってということだよ。で、1つこれ聞きたいんだけど、ここでこれを認めると、これから以降、阿見町の議会は、その人事案件に対して質疑、討論をやってもいいってということになるんですか。その確認をお願いします。

○議長（吉田憲市君） 誰に聞けばいいんだ。ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○16番（久保谷実君） もうちょっといい。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今、先例集にそうあるということになったら、その先例集も変えるしかないよね。

○議長（吉田憲市君） もちろんでしょ。

○16番（久保谷実君） あってもなくてもいい先例集になっちゃうから。そこんところをちょっと確認をお願いします。

○議長（吉田憲市君） どなたですか、答える人は。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 平成8年当時ですね、議会事務局におりましたので、その意味でお答えさせていただきますが、本当に異例な取り扱いであったということで、それは先例としてですね、取り扱うのはどうかなというところは、事務局としては考えておりました。かなり異例な質疑であったことだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 言ったように、平成16年前にあったことは関係ないんだよ、もうね。平成16年にそういうの、そこにできてんだから。俺は、せっかくそういう先例があって、それまで今まで粛々とやってきたんだから、今日も、ずっとこれからも、そうやるのが筋ではないかなと思います。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、それでいいですか。

○16番（久保谷実君） いいですよ。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、答弁要らないですか。

○16番（久保谷実君） 要らないです。

○議長（吉田憲市君） それじゃあ、ただいまの動議は成立しておりますので、ここでその動

議を日程に追加するかどうか、議運長、議運を開いてください。直ちに議運を開いてください。

ここで暫時休憩をいたします。

○16番（久保谷実君） それはどうなったの。阿見の議会は、今度はやってもいいんだっぺつつう、その質疑を。

○議長（吉田憲市君） それは今から、今から決める。

午後 0時19分休憩

午後 0時34分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開催いたします。

ただいま、議運を開きました。議運の結果を議運長より報告いたします。

15番柴原成一君。

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） ただいま、第10回議会運営委員会を開催いたしました。結果について御報告いたします。

ただいま提出されました倉持松雄君の動議について、直ちに日程に追加することといたしました。

○議長（吉田憲市君） ただいまの議運長の報告のとおりでございます。

皆さんにお諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、いいです、わかりました。賛成少数でございますので、ただいまの本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

それでは、議案に戻りまして、本案についての質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議ありですか。異議がありますので、質疑から行います。

質疑を許します。

省略に対しての異議あるんでしょ。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 人事案件ですので、もっと慎重に、任命権者に質問したいと思imasので、質問を省略することには反対です。

○議長（吉田憲市君） 違う、違う。

○15番（柴原成一君） 質問していいの。

○議長（吉田憲市君） 質疑です。

○15番（柴原成一君） はい。続けます。

○議長（吉田憲市君） 議案95号，阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての質疑です。

15番柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 任命権者の千葉町長にお尋ねします。先ほどの全協で質問しましたけれども，この湯原正人さんに対する……。

○議長（吉田憲市君） ちょっとすみません，ここで暫時休憩いたします。

午後 0時38分休憩

午後 2時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは，休憩前に引き続き会議を開催いたします。

海野議員。

○9番（海野隆君） 私は動議を提出します。内容は，議案第95号，阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて，委員会付託，質疑，討論を省略し，直ちに採択を求める動議を提出します。

○議長（吉田憲市君） ただいま，動議の意見がございました。動議を成立するには，1名以上の賛成者がいなければなりません。今の動議に賛成の諸君はいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） それでは，動議は成立をいたしました。

ここで，その動議に対する日程を追加したいと思います。

議運長，またよろしく願いいたします。議運をかけてください。

それでは，ここで暫時休憩といたします。議運が終わり次第，再開いたします。

午後 2時02分休憩

午後 2時24分再開

○議長（吉田憲市君） それでは，休憩前に引き続き会議を開催いたします。

ただいま，議運でですね，今の海野隆君の動議に対する審議をいたしました。その結果について，議運長のほうから報告を願います。

15番柴原成一君。

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） ただいま，第11回議会運営委員会を開催いたしました。先ほどの海野隆君の動議について，本日の日程に追加するという決定をいたしました。議

長のほうから説明があると思いますが、海野隆議員の動議については、直ちにかどうかを、今から議長がお諮りいたします。また、先ほどの倉持議員からの動議は、直ちにではなくなっておりますが、日程の最後に追加いたします。

○議長（吉田憲市君） それでは、ただいま議運長のほうから報告があったとおりなんですが、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

それでは、本動議を日程に追加し、日程第1として直ちに議題といたします。

議案第95号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採択を求める動議

○議長（吉田憲市君） 提出者から、動議提出の説明を求めます。

海野議員。

○9番（海野隆君） 先ほどですね、動議……。

○議長（吉田憲市君） 登壇願います。

○9番（海野隆君） 登壇して……。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） それでは、動議提出の理由、理由ですか、申し上げたいと思います。

先ほどからですね、倉持議員の動議から始まって、この間、議会の先例、そういうことも議論されておりまして、長い時間を要しておりますが、この今回の人事案件については、先例、議会の先例というのは、議会の一種の知恵でございますので、この先例に基づいて、委員会付託、議会の質疑、討論、これを省略して、直ちに採決するという、もともとの、議長のですね、説明、ここに返るのが必要ではないかということで、先ほどの動議を提出をいたしました。

今後、これは議長が言うかもしれませんが、人事案件で委員会付託、質疑、討論、これを行うかどうかについては、議長を中心に、議運も含めてですね、議会全体で今後検討していくと。しかし、今回はですね、せっかくある先例集、この先例集に基づいて、粛々と議決を行っていくということが必要だということで、動議を提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、今、動議提出者の説明がございました。

それでは、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

失礼しました。ただいま、説明がございました。この動議に対して賛成の諸君は、起立を願います。

それでは、ただいま動議の説明をさせていただきましたことに対して……。それでは、ただいまの動議の説明に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 委員会付託、質疑を省略するという動議に反対します。

理由は、この新教育長の人選、任命権について……。

○議長（吉田憲市君） それでなくて、今の動議の説明は、要するに、討論、それから一切合切の質疑は省略しますという動議です。

○15番（柴原成一君） それに反対します。というのは、その理由は……。すいません、質問します。

まずですね、なぜ省略するのかという理由が、先例集があるから省略するんだっていう理屈は通らないと思います。これは本当に人事っていうのは大事なことです。これはみんなですっかり考えて任命すべき、承認すべきでありますので、省略を、ただ先例集があるだけで省略するというところでよろしいのでしょうか。それを海野議員に質疑をします。

○議長（吉田憲市君） それでは、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。海野議員。

○9番（海野隆君） どういうね、目的というか、どういうことで、そういったね、質問をしているのか、私はわかりませんが、もう既にルール、その議会の先例というのは、平成16年から、人事案件については、議会の知恵として、ずっと行われてきたことなんですよ、ね。そのことを、今回の95号、教育長の任命についての同意案件については適用をすべきじゃないかと。それで、この先例を変えるということであれば、やはりこれは議会の知恵として、慎重な検討も必要でしょうと。そうすると、議会、議運、それから議会全体として、この先例を変えて、今後変えていくかどうか、このことについては後で、今後ですね、議会の大きなこれは問題提起だったですから、この問題提起を受けとめて、今後検討すべきだと、こういう話を、先ほど壇上から説明してるので、これ以上のね、回答ないんですよ、答弁も。これはね、よく理解していただきたいと思うんですけどね。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 海野議員にお尋ねします。平成26年7月17日の文部科学省初等中等局長前川喜平さんの通知があります。ここには、教育の政治的中立を確保とあります。新教育長ならんとする人は、千葉新町長の当選の日に、これ茨城新聞2月19日です。その隣で万歳を

しています。こういう人が政治の中立性を保てると思いますか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 私の動議のね、範囲外のことについて質問しているようですが、一言申し上げるとね、政治的中立というのは、教育の現場も含めて、いいですか、学校の先生が特定の政党の意思を押しつけるとか、特定の考え方を子供たちに強制するとか、そういうことを言ってるのであって、まあ、少なくとも、まだ教育長にもなっていない、彼は一般人だったわけじゃないですか。一般人がね、自分たちの政治的権利、この権利に基づいて活動することがおかしいなどと言ったら、これね、一般人の人は何も、今後何かあっても、何もできないということに、私はなると思いますよ。これね、一度これは私も聞いたことがあります。それは、政党に所属しているのかどうかってことを聞いたことがあります。しかしね、これから教育長になって、教育行政を担う方、この方が一般人として行ってきたことについて、だからだめだっという論理は全く当てはまらない。こういうふうに思います。

ただね、この話は、私の動議の範囲外なので、私の考え方ということで述べさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） るる説明ありましたけども、先ほど、動議が優先という話がありましたけども、動議は優先度合いが、そのほか先例集がという話がありましたね。先例集はあくまで先例集であって、で、質疑があれば、質疑のほうに優先されるということも、これ決まっております。それですから、質疑があった場合には質疑を優先させるほかない。先例集は別です。

それからですね、政治的中立性、それはこれからやるんだというのではなくて、あの写真を見れば、あくまで……。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、今の動議に対する質問ですよ。

○17番（倉持松雄君） ああ、そうですか、はい。

○議長（吉田憲市君） ですから、その先例の話じゃなくて、海野議員の今の動議に対する質問ですので。答弁の必要はありません。

ほかに質疑ございませんか。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 先ほど、柴原議員のほうから話がありました平成26年の7月17日。平成26年に大きく教育委員会制度、これが変わりまして、その中で、留意事項ということで、前川喜平さんのほうから出ております。先ほど、教育の中立性とありました。で、その後の継

続性という問題も出ております。

要は、先ほど全協で、午前中全協で町長にお聞きしたり、そしてまた、教育長の所信表明なんかあった中では、なかなかその辺のところの深い議論がなされないまま、この本会議に入ってきたということで、私は、その中で、教育長の任命の議会同意に対しては、新教育長を担うこの重要な職責に鑑み、新教育長の資質、能力を十分にチェックするため、例えば候補者が。

〔「海野さんに対する質問でしょ」と呼ぶ者あり〕

○12番（川畑秀慈君） いや、これ聞くんです。候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続をとることが大事だと、このように出ております。ですから、やっぱりこれは一気呵成にといいますか、やはり質疑、討論をなくして採決に急に持っていくのではなくて、やっぱり質疑を深める必要があるという方には、きちんと質疑、また最後の討論まで、議会において、私はやらせるべきだと思いますけれども、海野議員はその辺は、どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これもね、動議のね、範囲外なんですよ。教育の継続性などというのは、これはね、教育長がかわったからといって、やっぱり方針はある、それぞれね、しかし今は、町長が教育総合会議か、もあるし、その中で個人がかわったからといって、阿見町の教育が変わってしまうとか、継続性が途絶えるとか、こういうことはありません。ありません、まずね。その上で、その上で、この今の質疑も、さっきの動議の範囲外だというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それは海野さんの、海野議員の1つの考えであると思います。で、やはり18人いますと、18人いろんな考えを持ってますし、私は、やはりもっと議論を深めるべきだと思いますし、さっきの議論の中で、やはり中立性である、継続性であるということは、どうも深く、私は理解できないし、ちょっとその辺は危ういんじゃないかということで、質疑をし、またそこで討論すべき、このように思います。ですから、議論といいますか、1つの話を聞き、またいろんな人の意見を聞いた中でも、皆それぞれ、その受けとめ方は違うので、やはり議論を深めるためにも、私はきちんと質疑、討論をすべきだと思うんですけども、そういうことは、海野議員は必要ないと思われませんか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 必要ないなどというようなことは言っていないんだけど、既に全協です、新町長の候補者である方です、結構長い時間、しかも教育長となった後、この町の教育であるとか、そういうことに関する見識とか、しかも細かい経歴も出ておりますので、

我々議員は、そのことをもって判断をしていくと、これ以外にないんですよ。で、そうしないとね、これ、新教育長とね、教育論を延々と交わすような形になりますので、それは一般質問なり、そういう機会があるので、そこで教育の継続性はどうか、あるいは教育の中立性は保てるのか、こういう話はね、やられたらいいと思います。

私は、何度も言いますが、今回の人事の手續というのは、平成16年から阿見町が先例集として持っていた、この手順、ルールに従ってやっているわけで、今の菅谷教育長についてもですね、これも先ほど、平成26年と申し上げましたけど、それ以降の教育長の任命の仕方と全く同じ。そのときに、私もね、菅谷さんは一度もそのときお会いしていませんでした。だけど、人事案件には賛成しましたけれども、そういう形で、与えられた、しかももう既にるる教育に対する考え方、このことを述べられておりますので、このことについて、その上で、自ら判断する以外にないというふうに私は思っています。これは私の考えですよ。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 海野議員に質問します。先ほど言いました文科省の通達の中に、新教育長任命に際し、留意事項として、教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質、能力を十分にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で、質疑を行うなど丁寧な手續を経ることとあります。

これについて、海野議員、どう思いますか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そろそろね、終わりにしてほしいんですけども、時間もあるし。ですから、それは、とりあえず今回の教育長人事については、これまでのルールどおりにやると。で、そのルールを変えるということであれば、議長を中心として議会全体で、今後の人事案件については、そういうルールでやろうという合意をしっかりととった上で先に進んでいくと。これがやっぱり通常のというかな、議会のね、議員のとるべき態度だと。これは私の、もう考えですから、これ変わりませんよ、いくら質問されても。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 今の答えは、丁寧な、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど丁寧な手續を経ること必要ないということですか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これは文部科学省が例示してるだけの話ですよ。各市町村、各市町村の議会、どういうふうにするかっていうのは、その市町村のルールで決めていいですよ。文

部科学省が、これは強制的なものでは一切ないんですから。そうでしょう。違うんですか。違うっていうんだったら、違うって教えてください。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 例えばですね、政治的に中立性を教育長は持たなきゃいけないわけです。この新教育長は千葉町長の支援をしていたわけですね。それについてどう思いますか。

○9番（海野隆君） 議長、申しわけないんですけど。

○議長（吉田憲市君） はい。

○9番（海野隆君） そのことについては、もう何度も話してるのに、それ繰り返しになってるじゃないですか。何度も言いますよ。一般人が自らの国民としてのね、政治的な自由があるわけですから、そのことを行使することに何の問題があるんですか。問題は、教育長になった後、特別職公務員になった後、この中で教育の公正とか、そういうことを侵したとしたら、これは問題ですよ。しかし、一般人がね、政治的な自由があるんだから、そのことも否定するってできないじゃないですか。もうこれはね、終わりにしてください。何度やっても同じことだから。

〔〔町長の専決事項だぞ、これは〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 傍聴の方、私語は慎んでください。

久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 先ほど、フットサルの人工芝のことでも、何でこんなに性急に、もっと時間がとれなかったのかという話がありました。そういう中では、やっぱりとれないだけの理由があっから、執行部は出してきたと。我々は議員ですから、ここに出てきたものを、自分の判断でどうするかっていうのが問われてんだと思うんですよ。今、急に出てきたら、やっぱりそれは答えるしかないんですよ、我々議員は、イエスカノーか。だから、どんだけじゃあ説明すればいいんだとか何とかって話になると、もう時間、際限なくなりますから、出てきたものに対して、我々議員はイエスカノーかってのを自分なりに判断をする。それでいいと思いますよ。

○議長（吉田憲市君） それでは、これをもって質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） せっかくここまで延々とやってきたのに、最後で何の討論もないという話はないです。

私は一番最初にも申し上げましたが、新聞にあのような写真が載っていると。違う、違う、

違いますよ。

○議長（吉田憲市君） 今の動議に対する。

○17番（倉持松雄君） 違う，違う。動議じゃないですよ。

○議長（吉田憲市君） 動議に対するあれです，反対の。

〔「だめだよ。議長が言ってるのは動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 動議に，今の動議に対することを，今，質問したりね，今，討論してもらってるわけですから，その選挙とか，そういうのは関係ありません。

○17番（倉持松雄君） はい。それはございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） じゃあ，次に，原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって討論を終結いたします。

これより，起立により採決をいたします。

ただいまの動議について賛成の諸君は，起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい，結構です。起立多数であります。ただいまの動議については，可決することに決しました。

それでは，これより，本案95号の採決をいたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので，起立により採決をいたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君は，起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい，結構です。起立多数であります。よって，議案95号は，原案どおり同意することに決しました。

議員派遣の件

○議長（吉田憲市君） 次に，日程第10，議員派遣の件を議題といたします。

本件は，地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則121条の規定により別紙のとおり議員を派遣しようとするものあります。

お諮りいたします。本件に御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 皆さんの貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。2分ほどお時間をいただきたいと思います。

3年前、平成27年、第14回阿見町全員協議会で所信表明の機会をいただき、同日の第3回阿見町議会定例会において議会の同意を得、翌日より同年4月1日施行の新しい教育委員会制度に基づく阿見町の新教育長として教育行政に携わらせていただきましたが、10月10日をもって3年の任期満了となります。

その間、教育委員各位、教育委員会のスタッフ、役場内関係各課、外部機関の関係機関等を初め、学校教職員、保護者、地域住民の皆様方のお力添えをいただきながら、常に現場感覚に立った発想、社会の変化への柔軟な対応、スピード感のある対応等を基本に、謙虚に学び続ける教育長という姿勢を忘れず、3年前の所信表明で述べた阿見町の教育行政に関する内容について、強い思いとポリシーを持って本気で取り組んでまいりました。

本気であったがゆえに、議会や会議等でも、主張すべきは遠慮せず、相手が誰であろうと堂々と主張させていただきました。それは多様性の時代、異質への寛容を基本としながらも、

阿見町の教育行政を預かる責任者として、教育基本法第3章第16条に規定されている、先ほどから議論されている、教育への政治的中立性、継続性、安定性の確保には、忖度や安易な妥協は自分の責任を回避しようとする無責任な行為であるとの認識からでした。そのため、議員各位には失礼な発言もあったかと思いますが、寛大な御理解をいただきたいと思ひます。

3年間お世話になりました。感謝申し上げます。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで閉会に当たり、議会を代表し、任期満了により退任されます教育長菅谷道生君に一言感謝の言葉を贈りたいと存じます。

菅谷教育長は、平成27年10月から3年間、町の教育行政を担当され、誠心誠意努力され、今日の飛躍的な成果、発展をおさめられました。

今後は、健康に十分に留意なされ、町の教育行政の発展のために御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが感謝の言葉といたします。

ありがとうございました。

それでは、議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上も御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これもちまして、平成30年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 久保谷 実

署 名 員 倉 持 松 雄

参 考 资 料

平成30年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第75号 議案第76号 議案第79号 議案第93号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 損害賠償の額を定めることについて</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第74号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第91号</p>	<p>阿見町文化芸術振興基金条例の制定について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 朝日中学校増築工事請負契約について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第79号 議案第81号</p>	<p>平成30年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p>

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第82号 議案第92号</p>	<p>平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 土地の取得について</p>
<p>決算特別委員会</p>	<p>議案第83号 議案第84号 議案第85号 議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第90号</p>	<p>平成29年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成29年度阿見町水道事業会計決算の認定について</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成30年6月～平成30年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	8月27日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会の傍聴について ・ その他
	9月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年第3回定例会会期日程等について ・ その他
議会だより編集委員会	7月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第157号の発行について ・ その他
	7月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第157号の発行について ・ その他
議会中継推進委員会	8月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会中継委員会の取り組みについて ・ その他
全員協議会	7月12日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
	7月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
	8月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅凍結・再検討について

全 員 協 議 会	8月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町第6次総合計画後期基本計画の進捗状況について ・阿見町職員飲酒運転根絶のための行動指針について ・土地の取得について ・阿見町文化芸術振興基金条例の制定について ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・その他
-----------	-------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	6月28日	全員協議会 ・ 龍ヶ崎地方衛生組合議会行政視察事前研修 ・ 基幹的施設改良事業について		久保谷充 永井義一
	7月4日 ～ 7月6日	龍ヶ崎地方衛生組合議会行政視察研修 ・ 岩手県紫波町 ・ 亘理名取共立衛生処理組合・浄化センター ・ 宮城県女川町		久保谷充
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月17日	第2回定例会 ・ 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ・ 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 原案可決	久保谷実
稲敷地方広域市町村圏事務組合	7月4日 ～ 7月6日	稲敷地方広域市町村圏事務組合視察研修 ・ 大曲仙北広域組合 ・ ウィンドームたちかわ ・ 酒田地区広域行政組合		平岡 博 樋口達哉 石引大介